

JP-DRP 裁定例検討報告書（2026年版）

2026年3月

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

ご挨拶

本書は、2019年3月に公表した「JP-DRP 裁定例検討報告書」以降に下された裁定例について、近年の裁定動向や新たに顕在化した論点を整理・分析することを目的として設置された、JP-DRP 裁定例検討専門家チームによる検討成果を取りまとめた報告書です。

前回の報告書では、2005年から2017年までの裁定例を中心に検討を行いました。その後もJP-DRPに基づく裁定は継続的に積み重ねられ、裁定件数の増加とともに、判断枠組みや制度運用上の課題も一層多様化しています。特に、タイポスクワッティング事案の精緻化、不正アクセスや名義と管理主体の乖離がみられる事案など、従来の想定に必ずしも収まりきらない類型も見受けられるようになりました。こうした状況の変化を踏まえ、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）では、新たな報告書を取りまとめる必要があるという認識に至りました。前回の報告書を取りまとめて以降の裁定例を対象として判断傾向を探り、WIPOにおけるドメイン名紛争処理との比較も行いながら、要件や判断基準の妥当性について理論的検討を行うため、改めてJP-DRP 裁定例検討専門家チームを設置し、検討を進めていただきました。

本報告書は、今後開催が予定されているJP-DRP パネリスト研修やシンポジウムにおいて活用されるとともに、将来の検討委員会におけるJP ドメイン名紛争処理方針（JP-DRP）およびその手続規則の改定要否を検討する際の基礎資料としても有益なものになると確信しております。

チームリーダー：

井上 葵（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士）

チームメンバー（50音順／敬称略）：

ト部 晃史（瓜生・糸賀法律事務所 弁護士）

小山 隆史（大江橋法律事務所 弁護士・弁理士）

佐藤 恵太（中央大学法務研究科 教授）

達野 大輔（ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業） 弁護士・弁理士）

二瓶 ひろ子（ヒルフォード法律事務所 弁護士）

早川 吉尚（立教大学法学部教授・弁護士）

松本はるか（東京国際法律事務所 弁護士）

山内 貴博（長島・大野・常松法律事務所 弁護士・弁理士）

山口 裕司（大野総合法律事務所 弁護士）

本報告書の作成に携わっていただいたJP-DRP 裁定例検討専門家チームのメンバーの皆様
に、心より感謝申し上げます。

2026年3月

DRP 分野担当理事 曾根 秀昭

DRP 分野担当理事 中村 素典

はじめに

2006年3月に「JP-DRP 裁定例検討最終報告書」を作成してから長期間が経過し、また2019年3月には、2005年から2017年までに下された裁定例を対象とする検討報告書を公表した。その後も、JPドメイン名紛争処理方針（以下「紛争処理方針」またはJP-DRP）およびその手続規則に基づく裁定は継続的に積み重ねられている。

本報告書は、2018年度以降に下された裁定の中から、判断枠組みや運用上の観点から特に検討の必要があると考えられる事案を選定し、裁定要旨を示すとともに解説を付したものである。検討にあたっては、従来から議論されてきた類似性判断、不正目的の認定、正当な利益の有無といった論点に加え、近年顕在化している、不正アクセスによる管理権限の奪取があり、形式的登録者と実質的管理主体が異なる事案、または手続言語の変更を求める事案など、新たな問題類型にも着目した。

以下は、本報告書において検討対象とした各裁定例の概要である。本報告書が、パネリスト、実務家、研究者をはじめとする関係者にとって、JP-DRPの理解を深め、将来の制度検討を行う上での一助となることを期待する。

【略称】

①「JVCEA.JP」事件（JP2020-0008）及び②「AFC-GROUP.JP」事件（JP2023-0016）は、いずれも争いとなったドメイン名が申立人の略称又は略称に普通名詞を足した文字列であった事例である。これらの事案について、申立人は当該略称について登録商標を有していなかったにもかかわらず、当該略称が第1要件にいう「申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示」であると認められた点で参考になる。

【複数の商標等】

①「KITAC-DEADMAN.JP」、「KITAC-PENGUINDRUM.JP」及び「KITAC-TOS.JP」事件（JP2021-0005）並びに②「KITAC-KOREZON.JP」事件（JP2021-0006）では、対象となる各ドメイン名が、申立人の商標等と第三者の商標や著作物のタイトル・略称とが組み合わせられたものであるところ、第1要件について、各ドメイン名の要部の1つが申立人商標等と類似する以上、組み合わせられた第三者の商標や著作物のタイトル・略称の要部が異なっていることは類似性を否定する理由にはならないと判断した点に意義がある。

なお、両パネルは、申立人の移転裁定申立てについて、申立人へのドメイン名の移転に係る第三者（商品化権使用許諾契約の相手方）の同意が定かでない点につき、移転を同意の有無にかからしめるという処理方針・手続規則等の根拠はなく、同意書の存在により移転の可否が必然的に決せられるわけでもない述べる一方、当該第三者の同意を予め得て、証

拠として申立人が同意書を提出しておくことは望ましいとも述べている。しかし、そのような同意は移転申立ての判断には不要であるとした以上、同意書の提出が望ましいと述べる必要もなかったように思われる。

【個人の名前】

「DAIMON-MIKISHI.JP」事件（JP2024-0002）では、政治家の氏名について、JP ドメイン名紛争処理方針第 4 条 a(i)の「申立人が権利または正当な利益を有する商標その他の表示」に該当するとした上で、方針第 4 条 a(i)から(iii)に定める要件のすべてに該当するとしてドメイン名の移転を認めた。方針第 4 条 a(i)は UDRP とは異なる文言を採用しており、また不正競争防止法 2 条 1 項 1 号、2 号における「商品等表示」の概念も導入しなかったことから、方針第 4 条 a(i)の「商標その他の表示」について個人の名前をどのようにとらえるかは、少なくとも規定の文言上は個別のパネルの判断に委ねられている状況にあると考えられるところ、本裁定例は、これについて一つの解釈方法を示した事例として参考になる。

【タイポスクワッティング】

「ROYALCANLN.JP」事件（JP2022-0011）は、登録者が、申立人の登録商標と一文字違いの「royalcanln」を第 2 レベルとするドメイン名を登録し、アクセスしてきたユーザーを申立人の公式サイトにリダイレクトする行為などをしてきた事案であり、典型的なタイポスクワッティングの事例のひとつである。タイポスクワッティングは、有名な商標の文字列のタイプミス等により形成された文字列を、登録ドメイン名の第 2 レベルを中心に構成させたドメイン名であり、意図的なミスでドメイン名登録に利用する点から、第 3 要件の認定に際して、「悪意」に傾く要素として扱いやすい。

【中古ドメイン名オークションと正当な権利】

「DOCOMO-EXHIBITION.JP」事件（JP2024-0003）は、登録者が本件ドメイン名につき、「申立人が所有権を放棄後中古ドメインオークション（お名前.com ドメインオークション）に流出した本件ドメイン名を、登録者が正規の手続きを経て、購入、登録したもの」と主張し、「正当な権利」を有していると反論したという事案である。この点、パネル決定は、「申立人が所有権を放棄後中古ドメインオークション（お名前.com ドメインオークション）に流出した本件ドメイン名を、登録者が正規の手続きを経て、購入、登録した」という事実については、そのことだけで第 2 要件における登録者の「権利または正当な利益」を充足するものではないと判断した。現在の制度上、フリーライドを目的としたドロップキャッチを生じせしめるような中古ドメイン名のオークションの運営を認めざるを得ないとすれば、せめて、そのような目的で中古ドメイン名を入手したとしても JP ドメイン名紛争処理方針の下で容易に奪われてしまうことを様々な手段で明確にすることで、（どうせ奪われてしまう）中古ドメイン名をオークションサイトで購入するような者をこれ以上生み出すことがない

ようにすることが肝要であろう。

【不正アクセス】

「MASTER-PIECE.CO.JP」事件（JP2024-0014）及び「AERSE.JP」事件（JP2024-0019）は、申立人が保有するドメイン名を登録していた指定事業者の管理画面に第三者が無断で不正アクセスし、Whois データベース上の登録担当者や所有者が書き換えられ、当該ドメイン名に対する申立人の管理が及ばなくなってしまう事案である。パネル決定はドメイン名の移転請求を認めた。

本来、第2要件及び第3要件の判断に当たり、Whois に登録者として表示されている者（形式的登録者）と、申立人に無断で登録名義の変更や登録情報の書換手続きを行い、当該ドメイン名を現実に管理・支配している者（実質的登録者）のいずれを「登録者」と認定すべきか、という問題がある。ドメイン名紛争処理手続の制度趣旨を、「早い者勝ち」原則を貫くと不都合が生じる限定的な事案について簡易迅速な救済ルートを用意したものと解すれば、不正アクセス事案はその守備範囲外であり本件申立は棄却されるべきということになりそうであるが、制度趣旨を柔軟に解すれば、本件申立もドメイン名紛争処理手続の守備範囲内と考えることができそうである。

【棄却事例1】

「CUCCHIAINO.JP」事件（JP2018-0004）では、紛争処理機関が申立人に対して申立書の記載事項の不足等について補正を求め、それを受けて申立人から追加の書類が提出されたにもかかわらず、申立人による主張・立証が不十分であったため、紛争処理パネルは、申立人に対して追加の主張・立証を求めることなく、主張・立証責任に基づいた判断を下し、結果としてドメイン名の移転請求を棄却した。本裁定例は、当事者による主張・立証が十分でない場合において、紛争処理パネルが当事者から追加の主張や証拠を求めるべきか、それともJP-DRPにおける簡易・迅速な紛争処理の要請を優先すべきかという実務上の問題について後者の立場を採った事例として参考になる。

【棄却事例2】

「MOOMIN.jp」事件（JP2019-0001）は、登録者が答弁書を提出し、移転請求が棄却された事案である。本件においては、登録者が「夢眠工房」という商標を登録し本件ドメイン名を用いて事業活動を行っていたところ、本件手続の申立以前から、申立人が登録者に対して事業提携を持ち掛けたり、本件ドメイン名の買取りを打診したりしていた点、そのような申立人と登録者とのやりとりの中で、登録者が申立人に対して高額な買取価格を提示した点が特徴的である。パネルは登録者による本件ドメイン名の使用や、申立人との従前の交渉にかかる経緯を子細に検討し、登録者が当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していると認定すると共に、本件ドメイン名が、登録者によって不正の目的で登録または使

用されたものではないと認定し、請求の棄却に至った。

【手続言語の変更】

①「ERBORIAN.JP」事件（JP2021-0001）と②「PRADABEAUTY.JP」事件（JP2024-0001）は、申立人による手続言語の英語への変更の要請が、「手続実施の状況を踏まえ」たパネルの決定（手続規則 11 条(a)）により認められて、英語の裁定が下された最初の 2 件であり、JP-DRP 手続で、外国からの申立てにおいて、日本語の申立書によらずに手続を進める余地を認めた点に意義を有する。

【出訴】

①「VENOSAN.CO.JP」事件（JP2021-0002）及び②「VENOSANSHOP.JP」事件（JP2021-0003）は、海外の商標権者と商品の日本における独占販売契約を締結していたドメイン名保有者について、当該契約が解除により終了したのちはドメイン名の使用を継続する権利は失われ、ドメイン名を使用して独占販売契約の対象であった商品以外の商品の販売を継続して行った場合ドメイン名の不正な目的が認められると判断されたものである。いずれの事件についても、裁定の判断を争って裁判所に出訴が行われており、裁判における請求の趣旨の立て方、裁判所による判断の手法など、実務上参考になる事例である。

なお、2017 年に公表された WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions, Third Edition (“WIPO Overview 3.0”)を改訂する WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions (“WIPO Overview 3.1”)が 2026 年 2 月に公表されたことから、読者の便宜を考慮し、報告書を最終化するにあたり、検討時に参照していた WIPO Overview 3.0 に代えて、新しい WIPO Overview 3.1 を引用する形に改めた。

2026 年 3 月

2025 年度 DRP 検討委員会 委員長 弁護士 井上 葵

目次

ご挨拶	2
はじめに	3
1. 略称 (①「JVCEA.JP」事件 (JP2020-0008)、②「AFC-GROUP.JP」事件 (JP2023-0016))	8
2. 複数の商標等 (①「KITAC-DEADMAN.JP」、「KITAC-PENGUINDRUM.JP」及び「KITAC-TOS.JP」事件 (JP2021-0005)、②「KITAC-KOREZON.JP」事件 (JP2021-0006))	16
3. 個人の名前 (「DAIMON-MIKISHI.JP」事件 (JP2024-0002))	30
4. タイポスクワッティング (「ROYALCANLN.JP」事件 (JP2022-0011))	36
5. 中古ドメイン名オークションと正当な権利 (「DOCOMO-EXHIBITION.JP」事件 (JP2024-0003))	42
6. 不正アクセス (①「MASTER-PIECE.CO.JP」事件 (JP2024-0014)、②「AERSF.JP」事件 (JP2024-0019))	51
7. 棄却事例1 (「CUCCHIAINO.JP」事件 (JP2018-0004))	62
8. 棄却事例2 (「MOOMIN.JP」事件 (JP2019-0001))	71
9. 手続言語の変更 (①「ERBORIAN.JP」事件 (JP2021-0001)、②「PRADABEAUTY.JP」事件 (JP2024-0001))	80
10. 出訴 (①「VENOSAN.CO.JP」事件 (JP2021-0002)、②「VENOSANSHOP.JP」事件 (JP2021-0003))	89

1. 略称 (①「JVCEA.JP」事件 (JP2020-0008)、②「AFC-GROUP.JP」事件 (JP2023-0016))

①事件...一般社団法人日本暗号資産取引業協会 v. 竜芹田(RYUU Serita)

②事件...空港施設株式会社 v. Iwao Narusawa

1. ①事件の事実概要

(1) 申立人

- 申立人 (一般社団法人日本暗号資産取引業協会) は、暗号資産交換業及び暗号資産関連デリバティブ取引業の適切かつ円滑な実施を確保し、その健全な発展及び利用者の保護並びに投資者の保護に資することを目的として設立された一般社団法人である。
- 申立人の名称は、設立時の「一般社団法人日本仮想通貨交換業協会」から「一般社団法人日本暗号資産取引業協会」に変更され、その名称の変更に伴い、英語表記も「Japan Virtual Currency Exchange Association」から「Japan Virtual and Crypto assets Exchange Association」へと変更されたが、各語の頭文字は「JVCEA」で変更がなく、一貫して「JVCEA」をその略称を仲裁申立て時まで継続して使用している。

(2) 登録者

- 登録者 (竜芹田(RYUU Serita)) は、2019年9月頃ドメイン名「JVCEA.JP」(以下「本件ドメイン名」という。)を登録した。(注: 具体的な登録日は裁定中で明記されていない。)
- 登録者からは答弁書は提出されなかった。

(3) 仲裁申立て

2020年11月に、申立人が登録者に対して登録者ドメイン名の登録の移転を求めて、日本知的財産仲裁センターに仲裁を申し立てた。

2. ①事件の裁定要旨

申立人へのドメイン名の移転を命令

(1) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他の表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること

以下のように判示し、本件ドメイン名は、申立人が正当な利益を有する商標その他の表示と混同を引き起こすほど類似していると認められると判断した。

「申立人...の名称は、設立時の「一般社団法人日本仮想通貨交換業協会」から「一般社団法人日本暗号資産取引業協会」に変更され、その名称の変更に伴い、英語表記も「Japan Virtual Currency Exchange Association」から「Japan Virtual and Crypto assets Exchange Association」へと変更されたが、各語の頭文字は「JVCEA」で変更がなく、一貫して「JVCEA」をその略称を現在も継続して使用している（甲1乃至4）。

また、実際の取引市場においても、遅くとも、2019年2月20日には、「JVCEA」の略称が使用されていた（甲7）。さらに、申立人は、ドメイン名「jvcea.or.jp」を使用してサイトを運営している（甲1及び2）。

したがって、「JVCEA」は、申立人が正当な利益を有する商標その他の表示であると認められる。

次に、本件ドメイン名「JVCEA.JP」のうち、「JP」の部分はトップレベルドメインであって国別コードの日本を意味するに過ぎず、本件ドメイン名において識別力を有する要部は「JVCEA」部分であり、申立人の使用する商標と同一である。」

（2）登録者が、ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと

以下のように判示し、登録者は本件ドメイン名に関係する権利又は正当な利益を有していないと判断した。

「登録者の氏名・法人名とドメイン名は一致していない（甲8）。また、申立人は、登録者に対して本件ドメイン名を用いることについて許諾していないと主張する。加えて、登録者は、本件ドメイン名と一致する登録者が所有する日本の登録商標は所有していない。

他方、当該主張に対して、登録者は答弁書を提出しておらず、また、一件記録を検討しても、方針第4条c(i)から(iii)に該当するような登録者の本件ドメイン名に関係する権利又は正当な利益の存在を裏付ける事実や、権利又は正当な利益の不存在を否定する例外的な事情は認められない。」

（3）登録者のドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること

以下のように判示し、本件ドメイン名は登録者によって不正の目的で登録され、使用されていると認められると判断した。

「...なお、2020年10月20日プリントアウトの登録者ウェブページ（甲10）において、申立人の設立時の名称と同一の「一般社団法人日本仮想通貨交換業協会」（Japan Virtual Currency Exchange Association）」の名称が使用されていることが認められる。

また、...例えば、登録者の「新着情報一覧NEWS」と称するページは2019年3月25日から更新されていないが、そこに記載されているニュースの並び順および内容（甲10）は、申立人のウェブページにおける「新着情報一覧NEWS」と同一である（甲11）。なお、申立人の主張によれば、当該登録者ウェブサイトの「新着情報一覧NEWS」のそれぞれのニュースは、クリックができず、当該ニュースの詳細を見ることはできない。

さらに、登録者ウェブサイトの「協会概要」と題するページの記載（甲12）は、申立人が設立時の名称「日本仮想通貨交換業協会」を使用していたときの申立人の「協会概要」と同一の内容である（甲13）。

したがって、登録者は、申立人と提携関係などの関係性を一切有しないにもかかわらず、無断で申立人のウェブページをコピーして使用していることが認められる。

加えて、登録者ウェブサイトには、「お問い合わせ」欄が用意されており、問い合わせを行うには、閲覧者の名前とメールアドレス等の個人情報を入力することが要求されている（甲14）。この点について、申立人は、登録者ウェブサイトが、閲覧者をして申立人の運営するウェブサイトであるかと誤認させ、閲覧者に誤って問い合わせをさせることにより、閲覧者の個人情報を不正に取得するなど、何らかの違法または公序良俗に反する目的をもって本件ドメイン名を使用していると主張する。かかる主張に対し、登録者は答弁を行っていない。

以上に鑑みれば、登録者が、競業者である申立人の事業を混乱させることを主たる目的として本件ドメイン名を登録していること、または、登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイト、またはそこに紹介されているサービスの出所、取引提携関係、などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、本件ドメイン名を使用していることを推認させる。

また、一件記録を検討しても、不正の目的での登録又は使用を否定する例外的な事情は認められない。」

3. ②事件の事実概要

（1）申立人

- 申立人（空港施設株式会社）は、空港における各種事業等を行う株式会社であり、略称を「AFC」として事業活動を行っている。
- グループ会社には会社名に「AFC」を使用した「AFC 商事株式会社」や「AFC アセットマネジメント株式会社」がある。
- 申立人は、ドメイン名「afc-group.jp」を2014年まで使用していた。

（2）登録者

- 登録者（Iwao Narusawa）は、2021年8月1日にドメイン名「AFC-GROUP.JP」を登録した。
- 登録者からは答弁書は提出されなかった。

（3）仲裁申立て

2023年12月に、申立人が登録者に対して登録者ドメイン名の登録の移転を求めて、日本知

的財産仲裁センターに仲裁を申し立てた。

4. ②事件の裁定要旨

申立人へのドメイン名の移転を命令

(1) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること（処理方針第4条 a (i)）

以下のように判示し、本件ドメイン名は、申立人が正当な利益を有する商標その他表示と混同を引き起こすほど類似していると認められると判断した。

「申立人は、空港における各種事業等を行う商号を「空港施設株式会社」、英字表記を「AIRPORT FACILITIES Co.,LTD.」とする株式会社であり、…申立人の社名の略称（申立人の営業主体を指称し営業主体の自他を識別する「商標」）は「AFC」と認められる。また、この略称を申立人サイト上で周知していることが認められる（なお処理方針第4条 a (i) において「商標その他表示」が周知著名であることは要件としては明示されていない。）」

「登録者の本件ドメイン名「AFC-GROUP.JP」は、国別コードで日本を意味するトップレベルドメインである「.JP」を除くと、「AFC」と「GROUP」の間に「-」（ハイフン）を入れた文字構成であり（…上記の本件ドメイン名において、識別力を有する部分は、セカンドレベルドメイン、「AFC-GROUP」の部分であると認められる。）

「前記のとおり、本件ドメイン名のセカンドレベルドメインの構成は、2語を「-」（ハイフン）で結び、その構成が全体として一体となっているが、前半の「AFC」と後半の「GROUP」の各語をそれぞれ構成部分として明瞭に区別して分離して検討できる。」

「「AFC」は、それ自体は特別の意味を持たない語である。ただ本件においては、申立人の英字表記「AIRPORT FACILITIES Co.,LTD.」の頭文字の三文字を採った表記と理解することができる。そして、「AFC」は、それ自体は特別の観念を持たない造語である。そして、この三文字の組み合わせの構成には特異性があり、識別力が強く、当該部分は「AFC-GROUP」の表示中の要部となると考える。」

「「GROUP」は、「群」「集団」「グループ」「派」などの意味を有する英単語である。これ自体は記述的要素のある表示で「集団」「グループ」等を意味するものと一般に認識され、かつ、ありふれたものであり、それ自体の識別力は希薄な部分であって「AFC-GROUP」の表示中の要部にはならない。」

「してみると「AFC-GROUP」は、全体として一体性があるとは言え、その構成要素につき独立して識別機能を果たしうる部分をみると「-」の後部の「GROUP」の部分には、要部はなく、本件ドメイン名において自他識別力を有する部分は「-」の前部にある「AFC」の部分と考えられ、「AFC」がその要部である。」

「加えて登録者が使用するドメイン名「afc-group.jp」を使用したウェブサイトには、申立人

会社の説明や申立人の旧サイトの申立人代表取締役の「ご挨拶」などが掲記されており、申立人が運営するウェブサイトであるかのような外観を有していることが認められる。そして、同ウェブサイトのリンクに後記(3)記載のハイパーリンクが設置されている。」

「そうすると申立人の略称（商標）「AFC」と、本件ドメイン名「AFC-GROUP」の要部は、「AFC」を共通にし、これら両者は混同を惹き起こすほど類似していることは明らかである。」

(2) 登録者が当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと（処理方針第4条 a (ii)）

以下のように判示し、登録者は本件ドメイン名に関係する権利又は正当な利益を有していないと判断した。

「登録者は個人であり、その名称は、本件ドメイン名の要部である「AFC」の文字列とも関係がない。また、登録者は、申立人らと何の関係性も有さない。権利または正当な利益については、その存在について登録者による主張が予定されているところ（処理方針第4条 c (i) 乃至 (iii) 参照）、登録者はその存在について何ら実質的な主張を行わない。」

(3) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること（処理方針第4条 a (iii)）

「登録者は、本件ドメイン名を含む「<https://www.afc-group.jp/>」を使用した「登録者サイト」において、申立人が運営するウェブサイトであるかのような外観を作出し、登録者サイトでは、「VIP 向けのコンクエスタドールカジノと空港」などとの見出しが記載されたハイパーリンクが設置されており、当該リンクから遷移したウェブページにおいては、オンラインカジノに関する紹介記事が掲載されている」として、申立人は、これらに沿う証拠を提出する（甲9の1、甲9の2、甲12の1、甲12の3）。そして、当該ウェブページ内の「コンクエスタドールカジノ」というハイパーリンクから遷移したウェブページには、宝くじ（甲12の3では「社名：6宝くじ」となっている）サイト運営者によりオンラインカジノサービスが提供されているかのような記載が認められる（甲12の2）。」

「ところで、処理方針第4条 b によれば、「(iv) 登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品及びサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき」との事情がある場合には、当該ドメイン名の登録または使用は、不正の目的であると認めなければならないと定めている。

そして、登録者は、ドメイン名「[afc-group.jp](https://www.afc-group.jp/)」を使用した「登録者サイト」において、インターネット上のユーザーを、「6宝くじサイト」のオンラインロケーションに誘引するため

に上記ドメイン名を使用していると認められる。その「宝くじサイト」には、コンクエスタ
ドールカジノの概要・同カジノが提供している各種ボーナス・同カジノの登録方法と決済方
法などが、説明されている（甲12の2）。」

「加えて、日本知的財産仲裁センターへの2023年12月18日付「ドメイン名登録照会に対
する通知」によれば登録者が本件ドメイン名を登録したのは2021年8月1日であり、申立
人が申立人の略称（商標）「AFC」を使用する以降であり（甲2の3）、また申立人がドメイ
ン名「afc-group.jp」を2014年まで使用していた以降である。」

「本件においては、上記の客観的な使用実態の状況を総合考慮して、登録者が商業上の利得
を得る目的で、そのウェブサイトもしくは、その他のオンラインロケーション、またはそれ
らに登場する商品及びサービスの出所などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して
インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーショ
ンに誘導するために、当該ドメイン名を使用していると推認できる。登録者は、答弁書を提
出せず、特段の反論をしていないことは既述のとおりであり、また、一件記録を検討しても、
不正の目的での登録又は使用を否定する例外的な事情は認められない。」

5. 解説

(1) 本件の特徴

①事件と②事件のいずれについても、争いとなったドメイン名が申立人の略称であり、略
称自体について申立人が登録商標を保有しているわけではない点が最大の特徴と考えられ
る。また、いずれの事件でも登録者は答弁書を提出しておらず、争いとなったドメイン名を
申立人のウェブサイトであるかのように装って利用しており（特に②事件においてはオン
ラインカジノの紹介を行い実際にオンラインカジノのサイトへのハイパーリンクを付した
ウェブサイトに誘引しようとしており）、第2要件や第3要件については結論への異論の余
地はあまりない事案と考えられる。

他方、①事件については争いとなったドメイン名の要部が5文字の略称のみであるのに
対し、②事件は3文字の略称に加え「-group」という追加の文字列が記載されていること、
また、②事件は申立人が長期にわたり保有して後に登録を終了したものを直後に登録者が
取得した、いわゆるドロップキャッチの事案であること、という相違がある。

(2) 第1要件

①事件

本裁定例においては、①申立人の名称変更にもかかわらず英語表記の際の略称が一貫して
JVCEA であること、②実際の取引市場においても申立人が当該略称を用いていたこと、③
申立人がドメイン名「jvcea.or.jp」を使用していることの3点を根拠に、「JVCEA」を申立人
が正当な利益を有する商標その他表示と認め、本件ドメイン名についてこの申立人が正当

な利益を有する商標その他表示と混同を引き起こすほど類似していると認めている。

なお、第1要件の判断にあたっては、(a)一定の商標その他表示に対し、申立人が権利または正当な利益を有すること、(b)当該商標その他表示と問題のドメイン名が類似していることという2つの要素を検討することが必要と考えられるところ、本件は(a)の要素については詳細な検討が必要となったのに対し、(b)の要素については、本件ドメイン名の「.jp」部分以外と申立人が権利または正当な利益を有する表示が同一であったためあまり検討が必要とならなかった事例ということができると思われる。

また、WIPO Overview 3.1 第1.3項第2段落には以下の記載があり、本件では登録者が申立人の設立時の名称を登録ドメインのウェブサイト中で使用していた点についても第1要件充足の判断の根拠として言及等する余地もあったように思われる。もっとも、JP-DRPにおいて第1要件の判断にあたり純粋な文字列の客観的な比較を超えた外部的な事情を考慮して良いかという点については、両論あり得るところと考えられる。

“The fact that a respondent is shown to have been targeting the complainant’s mark (e.g., based on the manner in which the mark is used on the related website or impersonating documents or other instruments) may also support the complainant’s assertion and evidence that its mark has achieved significance as a source identifier.”

②事件

本裁定例は、上記のとおりいわゆるドロップキャッチの事例であるところ、まず①申立人が社名の英字表記の略称として「AFC」を用いて事業活動を行っていること、②グループ会社名やドメイン名にも「AFC/afc」が用いられていることを根拠に、社名の略称について「申立人の営業主体を指称し営業主体の自他を識別する「商標」という説明を付した上で申立人の社名の略称を「AFC」と認めている。そのうえで、かっこ書きで「なお処理方針第4条 a (i)において「商標その他表示」が周知著名であることは要件としては明示されていない」と記載しつつ、申立人が略称を周知していた事実を認定している。①事件に関して触れたとおり、第1要件の判断にあたっては、(a)一定の商標その他表示に対し、申立人が権利または正当な利益を有すること、(b)当該商標その他表示と問題のドメイン名が類似していることという2つの要素を検討することが必要と考えられるところ、本件では(a)について申立人の社名の略称が「AFC」と判断したのみで、当該略称について申立人が「権利または正当な利益を有する」のかという点に明示的に触れることなく(b)の判断を行っている。上記略称に関する説明中で「商標」という表現を用いている点からは、申立人の略称であれば申立人に権利または正当な利益があるのは当然であるとの判断が前提にあるものとも思われるものの、この点は丁寧に説明することも考えられたところと思われる。また、こちらの件では「要件としては明示されていない」としつつも周知性の要否について明確に判断することなく事実上周知性に関する認定も行っている点で注目に値すると考えられる。上記認定の後、本件ドメイン名の要部について詳細な認定の上で「AFC」と認め、申立人の

略称と本件ドメイン名の類似性を判断している。

関連して、①事件では正当な利益を有する商標その他表示の対象となった文字列およびドメイン名の要部はアルファベット 5 文字だったのに対し、②事件ではアルファベット 3 文字とより短いところ、特に本件のような略称の事案においては、要部の文字数が 2 文字や 3 文字の場合、他の略称等との重複が生じやすく、登録商標等でない場合には申立人に権利または正当な利益があると断言して良いかに慎重な考慮を要することも多いと思われるのに対し、文字数が 5 文字以上ともなると他の略称等と重複する可能性は一般的に低いと考えられること等に鑑みれば、当該文字列が「申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示」に該当するかの認定、ひいてはその認定にあたっての周知性等の要素の要否に関して文字数の多寡が事実上影響すると考える余地もあると思われる。

また、本裁定例は結論に先立ち、登録者が使用するドメイン名「afc-group.jp」を使用したウェブサイトが申立人の運営するウェブサイトであるかのような外観を有していることや、同ウェブサイトのリンクにオンラインカジノ関連のハイパーリンクが設置されていることにも言及しているところ、これは上記 WIPO Overview 3.1 における記載に沿うものと思われる。

さらに、本裁定例においては、第 3 要件の文脈で本件ドメイン名について 2014 年まで使用していたという事実が認定されているところ、過去のドメイン名の使用の事実をもって本件ドメイン名の文字列について申立人が正当な利益を有する表示と認める余地もあったように思われる。

(3) 第 2 要件・第 3 要件

①事件と②事件のいずれについても、認定された事実を踏まえれば登録者のドメイン名に対する権利または正当な利益を否定し、不正の目的を認定した結論に問題はないと考えられる。

2. 複数の商標等 (①「KITAC-DEADMAN.JP」、`「KITAC-PENGUINDRUM.JP」` 及び `「KITAC-TOS.JP」` 事件 (JP2021-0005)、②「KITAC-KOREZON.JP」事件 (JP2021-0006))

①事件…株式会社北電子 v. `kitac-deadman.jp`、`kitac-penguindrum.jp`、`kitac-tos.jp` ことラッコ株式会社

②事件…株式会社北電子 v. 岩下洋平

1. ①事件の事実概要

申立人 (株式会社北電子) は、「回胴式遊技機」(パチスロ) 及びホール周辺機器の開発を行う会社であり、株式会社キタック販売がそれらの販売を担当している。申立人の通称は「KITAC」(キタック) である。申立人は、「KITAC」のロゴ文字からなる商標 (登録第 4342904 号等)、「キタック販売」の文字商標 (登録第 4328511 号等) 等、「KITAC」(ロゴ) 又は「キタック販売」からなる登録商標及びこれらの要素を含む登録商標を複数保有している。

申立人は、株式会社角川プロダクション (現株式会社 KADOKAWA) 及びインテル株式会社 (現インテルエンタテインメント株式会社) との間で、漫画作品「デッドマン・ワンダーランド」(DEADMAN WONDERLAND) を原作とするテレビアニメとタイアップする商品化権使用許諾契約を締結し、そのタイトルやキャラクターを利用したパチスロ機を導入するに当たり、「KITAC-DEADMAN.JP」(「本件ドメイン名 1」) を登録して特設サイトを開設し、広告宣伝に利用していたが、契約満了により当該ドメイン名の登録を抹消した。

申立人は、キングレコード株式会社及びインテル株式会社との間で、「輪るピングドラム」(略称: ピングドラム他) のテレビアニメとタイアップする商品化権使用許諾契約を締結し、そのタイトルやキャラクターを利用したパチスロ機を導入するに当たり、「KITAC-PENGUINDRUM.JP」(「本件ドメイン名 2」) を登録して特設サイトを開設し、広告宣伝に利用していたが、契約満了により当該ドメイン名の登録を抹消した。なお、キングレコード株式会社は、「輪るピングドラム」及び「MAWARU-PENGUINDRUM」のロゴ文字等を組み合わせた登録商標を有している (登録第 5484274 号)。

申立人は、株式会社バンダイナムコゲームス (現株式会社バンダイナムコエンターテインメント) との間で、PlayStation2 用に移植された「テイルズ オブ シンフォニア」(TALES OF SYMPHONIA) (略称「TOS 等」) のゲームについて、利用許諾契約を締結し、そのゲーム名、そのゲーム名の略称、及びそのキャラクターを利用したパチスロ機を導入するに当たり、「KITAC-TOS.JP」(「本件ドメイン名 3」) を登録して特設サイトを開設し、広告宣伝に利用していたが、契約満了により当該ドメイン名の登録を抹消した。なお、株式会社バンダイナムコエンターテインメントは、「テイルズオブシンフォニア」と「Tales of Symphonia」の文字を二段に組み合わせた登録商標を有している (登録第 4683357 号)。

登録者は、本件ドメイン名1の下で「オンラインカジノ初心者ガイド」と題したウェブサイト、本件ドメイン名2の下で「ベラジョンカジノ徹底ガイド」と題したウェブサイト、本件ドメイン名3の下で「オンラインパチスロがあつい！これから流行る根拠と換金の手順を徹底解説」と題したウェブサイト、それぞれ開設している。

申立人は、2021年4月30日、登録者の本件ドメイン名の登録の申立人への移転を求める申立てを日本知的財産仲裁センターに行った。登録者から答弁書は提出されなかった。

2. ①事件の裁定要旨

ドメイン名「KITAC-DEADMAN.JP」「KITAC-PENGUINDRUM.JP」及び「KITAC-TOS.JP」の各登録を申立人に移転せよ。

(1) 同一または混同を引き起こすほどの類似性

「本件ドメイン名1「KITAC-DEADMAN.JP」は、国別コードで日本を意味するトップレベルドメインである「.JP」を除くと、「KITAC」と「DEADMAN」の間に「-」（ハイフン）を入れた文字構成である。また、本件ドメイン名2「KITAC-PENGUINDRUM.JP」も、トップレベルドメインである「.JP」を除くと、「KITAC」と「PENGUINDRUM」の間に「-」（ハイフン）を入れた文字構成である。さらに本件ドメイン名3「KITAC-TOS.JP」もトップレベルドメインである「.JP」を除くと、「KITAC」と「TOS」の間に「-」（ハイフン）を入れた文字構成である。

本件ドメイン名1乃至3において、識別力を有する部分は、セカンドレベルドメイン、『KITAC-DEADMAN』、『KITAC-PENGUINDRUM』及び『KITAC-TOS』の部分であると認められる。」

(a) 本件ドメイン名1（セカンドレベルドメイン）について

「(ア) 前記のとおり、本件ドメイン名1の構成は、2語を「-」（ハイフン）で結び、その構成が全体として一体となっているが、前半の「KITAC」と後半の「DEADMAN」の各語をそれぞれ構成部分として明瞭に区別して分離して検討できる。

(イ) 前半の「KITAC」の部分について

申立人が正当な利益を有する申立人商標のうち登録第4342904号[第41類娯楽施設の提供]（筆者注：以下、列挙されている各登録商標は省略）…と「KITAC」は、称呼が同一である。また、申立人商標のうち、登録第4328511号[第41類娯楽施設の提供外]（筆者注：同様に省略）…とは、称呼を共通にする部分がある。さらに、申立人の会社の通称KITAC（キタック）と「KITAC」の部分で共通していると見受けられる。

そして、「KITAC」は、それ自体は特別の観念を持たない造語である。

(ウ) 後半の「DEADMAN」の部分について

「DEADMAN」は、DEAD と MAN に由来し、語の意味を観念し得、死者・死人その他の意味を有する英単語である。

しかし、「KITAC-」と組み合わせると、申立人がタイアップしていた前記漫画作品「デッドマン・ワンダーランド (DEADMAN WONDERLAND)」を観念することもできる。

「DEADMAN」は、前記作品に特殊能力を持つ人間として登場する。

(エ) 登録者も上記の点については、答弁書を提出せず、特段の反論をしていない。

(オ) 「KITAC-DEADMAN」は、全体として一体性があるとは言え、「KITAC」と「DEADMAN」の2つの要部があると考えられる。

そして、その要部である「KITAC」が類似する以上、類似性は肯定される。

他の要部である「DEADMAN」が異なっているからといって、同部分が類似を打ち消すものではなく、類似性を否定する理由にはならない。

もっとも、両語は、「-」(ハイフン) で分離されているとは言え、両語を結びつけて、同一の機会に合わせ表示されているので、両語の関係性についての連想を生じることは否定できない。特に、本件では、申立人のドメイン名における両語の使用経緯につき商品化権使用許諾契約が介在しているようであるが、この事実も処理方針第4条 a (i) の要件の「混同を引き起こすほど類似している」との判断を左右する事実ではない。

(カ) 以上のとおりであり、本パネルは、本件ドメイン名1については、(1)の要件は満たされていると判断する。」

(b) 本件ドメイン名2について

「(ア) 前記のとおり、本件ドメイン名2 (セカンドレベルドメイン) の構成は、2語を「-」(ハイフン) で結び、その構成が全体として一体となっているが、前半の「KITAC」と後半の「PENGUINDRUM」の各語をそれぞれ構成部分として明瞭に区別して分離して検討できる。

(イ) 前半の「KITAC」の部分については、本件ドメイン名1に述べたのと同様である。

(ウ) 後半の「PENGUINDRUM」の部分について

「PENGUINDRUM」は、それ自体では特別の観念を持たない造語である。(PENGUIN と DRUM は、一語一語としては語の意味はあるものの一連の PENGUINDRUM は一般に通用している用語ではない)。

しかし、その語の由来は、申立人主張のテレビアニメ作品「輪るピングドラム」の一部と推認できる。

(エ) 登録者も上記の点については、答弁書を提出せず、特段の反論をしていない。

(オ) 「KITAC-PENGUINDRUM」は、全体として一体性があるとは言え、「KITAC」と「PENGUINDRUM」の2つの要部があると考えられる。

そして、その要部である「KITAC」が類似する以上、類似性は肯定される。

他の要部である「PENGUINDRUM」が異なっているからといって、同部分が類似を打

ち消すものではなく、類似性を否定する理由にはならない。また、「PENGUINDRUM」が登録第 5484274 号商標「まわ\輪るピングドラム\MAWARU-PENGUINDRUM」に関係し、その商標の一部を含むものか否かの点も類似性を否定する理由とはならない（因みに、WIPO Overview 3.1 第 1.12 項には、申立人の商標が紛争対象のドメイン名の中で認識できる場合、他の第三者の商標を追加しても、それだけでは第 1 の要素に基づく申立人の商標との混同を引き起こすほどの類似性の認定を避けるには十分ではないとされている）。

もっとも、両語は、「-」（ハイフン）で分離されているとは言え、両語を結びつけて、同一の機会に合わせ表示されているので、両語の関係性についての連想を生じることが否定できない。特に、本件では、申立人のドメイン名における両語の使用経緯につき商品化権使用許諾契約が介在しているようであるが、この事実も処理方針第 4 条 a (i) の要件の「混同を引き起こすほど類似している」との判断を左右する事実ではない。

（カ）以上のとおりであり、本パネルは、本件ドメイン名 2 については、（1）の要件は満たされていると判断する。」

(c) 本件ドメイン名 3 について

「(ア) 前記のとおり、本件ドメイン名 3（セカンドレベルドメイン）の構成は、2 語を「-」（ハイフン）で結び、その構成が全体として一体となっているが、前半の「KITAC」と後半の「TOS」の各語をそれぞれ構成部分として明瞭に区別して分離して検討できる。

（イ）前半の「KITAC」の部分については、本件ドメイン名 1 に述べたのと同様である。

（ウ）後半の「TOS」の部分について

「TOS」は、それ自体では特別な観念を持たない造語である。

しかし、その語の由来は、申立人主張の前記ゲーム名「テイルズ オブ シンフォニア」(TALES OF SYMPHONIA) の略称と推認できる。

（エ）登録者も上記の点については、答弁書を提出せず、特段の反論をしていない。

（オ）「KITAC-TOS」は、全体として一体性があるとは言え、「KITAC」と「TOS」の 2 つの要部があると考えられる。

そして、その要部である「KITAC」が類似する以上、類似性は肯定される。

他の要部である「TOS」が異なっているからといって、同部分が類似を打ち消すものではなく、類似性を否定する理由にはならない。

また、「TOS」が登録第 4683357 号商標「テイルズオブシンフォニア\Tales of Symphonia」に関係する表示か否かも上記の類似性を否定する理由とはならない。

もっとも、両語は、「-」（ハイフン）で分離されているとは言え、両語を結びつけて、同一の機会に合わせ表示されているので、両語の関係性についての連想を生じることが否定できない。特に、本件では、申立人のドメイン名における両語の使用経緯につき商品化権使用許諾契約が介在しているようであるが、この事実も処理方針第 4 条 a (i) の

要件の「混同を引き起こすほど類似している」との判断を左右する事実ではない。

(カ) 以上のとおりであり、本パネルは、本件ドメイン名3については、(1)の要件は満たされていると判断する。」

(2) 権利または正当な利益の不存在

「登録者は法人であり、その名称は、本件各ドメイン名の要部である「KITAC」の文字列とも「DEADMAN」、「PENGUINDRUM」、「TOS」の文字列とも関係がない。また、登録者は、申立人らと何の関係性も有さず、かつ、申立人らは、登録者に対して本件ドメイン名（筆者注：本裁定は、本件ドメイン名1ないし3を「本件ドメイン名」と総称している。）に関するライセンスを一切付与していないと申立人は主張しているが、その趣旨は、本件ドメイン名の要部である『KITAC』との文字列についてのことと解される。

権利または正当な利益については、その存在について登録者による主張が予定されているところ（処理方針第4条c (i)乃至 (iii) 参照）、登録者はその存在について何ら実質的な主張を行わない。

したがって、本件登録者がドメイン名について権利または正当の利益を有しているとは認められない。」

(3) 不正の目的での登録または使用

「客観的に次のことが認められる。すなわち、(a) 申立人は、本件各ドメイン名を保有し、本件各パチスロ機に関する特設サイトを開設し、宣伝広告に供し、使用していたこと、(b) その後本件各ドメイン名を廃止したところ、登録者が本件各ドメイン名を登録し、オンラインカジノのオンラインロケーションへの誘導として使用されるようになったこと、(c) 登録者がオンラインカジノに関連付けて申立人の商標と類似する本件各ドメイン名を使用していること、(d) 申立人の製造するパチスロ機の近時の設置シェアは、東京・大阪の主要14店舗において継続して1位であること。そうすると本件各ドメイン名を登録者が利用する合理的な理由はなく、オンラインカジノやパチスロ機に関心を有する需要者層において申立人の商標等と需要者が誤認を惹き起こす恐れがあるといえる。」

「本件においては、上記の客観的な使用実態の状況を総合考慮して、登録者が商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくは、その他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品及びサービスの出所などについて誤認混同を生ぜしめることを意図してインターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘導するために、当該ドメイン名を使用していると推認できる。登録者は、答弁書を提出せず、特段の反論をしていないことは既述のとおりであり、また、一件記録を検討しても、不正の目的での登録又は使用を否定する例外的な事情は認められない。

したがって、本件ドメイン名は登録者によって不正の目的で登録され、使用されていると認められる。」

(4) 救済

本裁定は、本件については取消裁定に止めるべきとの考えもあるかと思料するとして、以下のとおり述べて、取消裁定に止めず移転裁定が適切と判断している。

「本件事実関係においては、本裁定において登録ドメイン名「KITAC-DEADMAN.JP」、
「KITAC-PENGUINDRUM.JP」及び「KITAC-TOS.JP」を申立人に移転させるとすれば、
「KITAC-DEADMAN.JP」、「KITAC-PENGUINDRUM.JP」及び「KITAC-TOS.JP」の文字列
を含む上記の商品化権使用許諾契約上の取り扱いの内容が不明なままに、場合によっては契約上の問題等を誘発する可能性も否定できないと考えられた。そのため、そのような事情が申立人から主張されてうかがえる場合には、申立の一部認容の趣旨で、取消の限度で申し立てを認めることも考えられなくはない（日本知的財産仲裁センターにおける裁定においても移転裁定の申し立てに対して取消裁定をした先例として、事件番号：JP2017-0001 <https://www.nic.ad.jp/ja/drp/list/2017/JP2017-0001.html>、事件番号：JP2017-0005 <https://www.nic.ad.jp/ja/drp/list/2017/JP2017-0005.html> が存する。ただし、本件とは事案を異にする）。

しかし、移転後に生じるかも知れない移転後の問題を、移転前に先取りして断定的に判断して移転を否定することは、根拠に乏しい。すなわち、移転後の問題を想定して移転請求の可否を決する根拠や基準は、処理方針・手続規則等には見出し得ない。したがって、移転裁定にあたり、移転後の紛争の可能性に基づいてその採否を決すべきではなく、移転請求に対して、取消裁定を行うために、移転を否定する事由としては、余程の特別な事情がない限り妥当とは言えないと思料した。」

「また、移転請求の救済の申し立てに対し取消裁定を行い、同裁定に即した措置が採られても、登録を取り消されたドメイン名については、1ヵ月間、再度の登録申請ができないものの、その後再度登録申請が可能である（筆者注：条文番号は省略）。したがって取消裁定では、裁定後に再び第三者に登録される可能性があり、紛争の解決にはつながらず、申立人が移転請求の救済を選択したことを閑却することになる。そうであるならば、移転請求を申立人がしているときに、取消裁定が許されることがあるとしても、特段の事情がない限り、移転請求を認めれば足りると解する。本件では、このような特段の事情は認められず、却って処理方針第4条b（iv）に該当するようなドメイン名の使用については、移転請求の申し立てに対し移転裁定を行うことが必要な解決につながると考える。

なお、登録ドメイン名の移転裁定の申し立てについて、申立人への登録ドメイン名の移転につき関係する第三者（本件では、株式会社KADOKAWA、キングレコード株式会社、株式会社バンダイナムコエンターテインメント等）の同意が定かでない点について、移転を同意の有無にかからしめるという処理方針・手続規則等の根拠はなく、同意書の存在により移転の可否が必然的に決せられるわけでもない（もっとも当該第三者との該当部分の契約内容を明らかにし、当該第三者の同意を予め得て、証拠として申立人が同意書を提出し

ておくことは望ましい。』

3. ②事件の事実概要

申立人は、①事件の申立人と同じである。

申立人は、株式会社角川プロダクション（現株式会社 KADOKAWA）及びインテル株式会社との間で、ライトノベル「これはゾンビですか？」（略称：これゾン）を原作とするテレビアニメについて、商品化権使用許諾契約を締結し、その作品名、その作品名の略称、及びそのキャラクターを利用したパチスロ機を導入するに当たり、「KITAC-KOREZON.JP」（「本件ドメイン名」）を登録して特設サイトを開設し、その広告宣伝に供していたが、契約満了により当該ドメイン名の登録を抹消した。

登録者は、本件ドメイン名の下で、「パチスロ これはゾンビですか？」と題したウェブサイトを開設し、オンラインカジノに関する広告を行っていた。

申立人は、2021年4月30日、登録者の本件ドメイン名の登録の申立人への移転を求める申立てを日本知的財産仲裁センターに行った。

登録者は、延長された提出期限の前日である2021年6月14日に答弁書を提出した。登録者の主張の要旨は、①第1要件について、「KitAC」（ママ）というロゴと「kitac-korezon」という本件ドメイン名には外観上類似性が認められない、（要部ではなく）本件ドメイン名全体と商標との同一性・類似性を判断すべきである、②第2要件について、パチスロをしない者はもちろん、パチスロをする者であっても、申立人の製造するパチスロ機を知らない者からすれば、登録者の上記サイトから申立人を連想する可能性は低く、誤認を引き起こすものではない、申立人は本件ドメイン名の登録を廃止して権利を放棄しており、第三者による利用を容認していた等、③第3要件について、登録者には上記サイト上のオンラインカジノに関する広告と申立人が製造する製品が関係すると誤認混同させる意図はなく、登録者の登録又は使用は公序良俗に反する態様でなされたものではない、等であった。

4. ②事件の裁定要旨

ドメイン名「KITAC-KOREZON.JP」の登録を申立人に移転せよ。

(1) 同一または混同を引き起こすほどの類似性

「本件ドメイン名「KITAC-KOREZON.JP」は、国別コードで日本を意味するトップレベルドメインである「.JP」を除くと「KITAC」と「KOREZON」の間に「-」（ハイフン）を入れた文字構成である。上記の本件ドメイン名において、識別力を有する部分は、セカンドレベルドメイン「KITAC-KOREZON」の部分であると認められる。」

「前記のとおり、本件ドメイン名（セカンドレベルドメイン）の構成は、2語を「-」

(ハイフン) で結び、その構成が全体として一体となっているが、「-」(ハイフン) は、両語を分離する記号であり、前半の「KITAC」と後半の「KOREZON」の各語をそれぞれ構成部分として明瞭に区別して分離して検討できる。

(ア) 前半の「KITAC」の部分について

申立人が正当な利益を有する申立人商標のうち登録第 4342904 号 [第 41 類娯楽施設の提供] ((筆者注: 以下、列挙されている登録商標は省略) ...) と「KITAC」は、称呼が同一である。また、申立人商標のうち、登録第 4328511 号 [第 41 類娯楽施設の提供外] (筆者注: 同様に省略) ... とは、称呼を共通にする部分がある。さらに、申立人の会社の通称 KITAC (キタック) と「KITAC」の部分で共通していると見受けられる。

そして、「KITAC」は、それ自体は特別の観念を持たない造語である。

(イ) 後半の「KOREZON」の部分について

「KOREZON」は、それ自体は特別の観念を持たない造語である。しかし、その語の由来は、「これはゾンビですか?」という申立人主張の前記ライトノベル作品の略称「これゾン」としての称呼と推認できる。

「KITAC-KOREZON」は、全体として一体性があるとは言え、「KITAC」と「KOREZON」の2つの部分に要部があり、本件ドメイン名において、それぞれ当該部分に自他識別機能を有すると考えられる。そして、その要部である「KITAC」が共通して類似する以上、類似性は肯定される。他の要部である「KOREZON」が異なっているからといって、同部分が類似を打ち消すものではなく、類似性を否定する理由にはならない。

もっとも、両語は、「-」(ハイフン) で分離されているとは言え、両語を結びつけて、同一の機会に合わせ表示されているので、両語の関係性についての連想を生じることが否定できない。特に、本件では、申立人のドメイン名における両語の使用経緯につき商品化権使用許諾契約が介在しているようであるが、この事実も処理方針第 4 条 a (i) の要件の「混同を引き起こすほど類似している」との判断を左右する事実ではない。

以上のとおりであり、本パネルは、(1) の要件は満たされていると判断する。」

(2) 権利または正当な利益の不存在

「登録者は個人であり、その氏名は、本件ドメイン名の要部である『KITAC』の文字列とも『KOREZON』の文字列とも関係がない。また、登録者は、申立人らと何の関係性も有さず、かつ、申立人らは、登録者に対して本件ドメイン名に関するライセンスを一切付与していないと申立人は主張しているが、その趣旨は、本件ドメイン名の要部である「KITAC」との文字列についてのことと解される。

以上により、登録者は、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないと認める。

登録者は、申立人が本件製品に関する商品化権使用許諾契約の満了により、本件ドメイン名の登録を廃止した事実を登録者が、当該ドメイン名に関する権利または正当な利益

を有する理由と主張するが、当該事実は、(2)の要件の上記の認定を左右する事実ではない。

なお、登録者は、本件要件との関係で、本件ドメイン名をオンラインカジノに関する広告を行うサイトとして使用した経緯を主張するが、同主張は、次の(3)の要件で検討されるべきと思料する。」

(3) 不正の目的での登録または使用

「客観的に次のことが認められる。すなわち、(a) 申立人は、本件ドメイン名を保有し、本件パチスロ機に関する特設サイトを開設し、宣伝広告に供し、使用していたこと、(b) その後本件ドメイン名を廃止したところ、登録者が本件ドメイン名を登録し、オンラインカジノのオンラインロケーションへの誘導として使用されるようになったこと、(c) 登録者がオンラインカジノに関連付けて申立人の商標と類似する本件ドメイン名を使用していること、(d) 申立人の製造するパチスロ機の近時の設置シェアは、東京・大阪の主要14店舗において継続して1位であること。加えて、登録者も本件ドメイン名を取得した後、本件ドメイン名で運用されていた過去のサイトのジャンルを調べ、それをもとにオンラインカジノに関する広告を行うサイトとして使用したことを答弁書で主張している。そうすると本件ドメイン名を登録者が利用する合理的な理由はなく、オンラインカジノやパチスロ機に関心を有する需要者層において申立人の商標等と需要者が誤認を惹き起こす恐れがあるといえる。なお、登録者は、パチスロをしない者はもちろん、パチスロをする者であっても、本件パチスロ機を知らない者からすれば、本件サイトから申立人を連想する可能性は低く、何らの誤認を引き起こすものではないと答弁書で主張するが、オンラインカジノやパチスロ機に関心を有する者を対象とすれば足りる。」

「本件においては、上記の客観的な使用実態の状況を総合考慮して、登録者が商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくは、その他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品及びサービスの出所などについて誤認混同を生ぜしめることを意図してインターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘導するために、当該ドメイン名を使用していると推認できる。

登録者は、本件ドメイン名の登録または使用は、公序良俗に反する態様でなされたものでないことを不正の目的がない理由として主張するが、上記の推認を左右するものではない。また、一件記録を検討しても、不正の目的での登録又は使用を否定する例外的な事情は認められない。

したがって、本件ドメイン名は登録者によって不正の目的で登録され、使用されていると認められる。」

(4) 救済

上記2. ①事件の裁定要旨(4)と同旨のため省略する。

5. 解説

(1) ①事件及び②事件の特徴

①事件及び②事件とも、対象となるドメイン名は、申立人の商標と第三者の商標や著作物のタイトル・略称とが組み合わされたものである。また、ドメイン名を構成する複数の部分のうち、どれか1つが識別力を有する要部であるケース（MYSOFTBANK.JP 事件（JP2014-0002）、COACH-OUTLETS.JP、COACH-FACTORY.JP 事件（JP2012-0001）、SMARTDRIVE-STYLE 事件（JP2024-0017）等）とは異なり、いずれの部分も識別力を有する要部であるとされている。本稿では、複数の商標等を（並列に）含むドメイン名の第1要件の判断と、第三者の利益との関係での移転裁定の可否について検討する。

(2) 複数の商標等を含むドメイン名と第1要件の判断

①事件の裁定は、本件各ドメイン名は、全体として一体性があるとは言え、「KITAC」と後半部分の2つの要部があるとし、要部の1つである「KITAC」と申立人商標の「kitac」（ロゴ）と称呼が同一であり、「キタック販売」等の申立人商標とは称呼を共通にする部分があり、さらに申立人の会社の通称 KITAC（キタック）とは KITAC の部分で共通しており、類似する以上、第1要件の類似性は肯定されるとし、他の要部（「DEADMAN」、「PENGUINDRUM」、「TOS」）が異なっているからといって、同部分が類似を打ち消すものではなく、類似性を否定する理由にはならないとした。

また、本件ドメイン名2及び3については、後半部分の要部である「PENGUINDRUM」が登録商標（登録第5484274号）に関係し、その商標の一部を含むものか否か、「TOS」が登録商標（登録第4683357号）に関係する表示か否かも、本件ドメイン名の類似性を否定する理由とはならないとした。

②事件の裁定も、①事件と同じパネルが判断しており、①事件（特に本件ドメイン名1）と同様の判断を示している。

過去の裁定例では、「KANKEN-KIZUNA.JP」事件（JP2020-0001）は、ドメイン名の前半部分が申立人の登録商標である「漢検」・「kanken」であり、後半部分が「KIZUNA」であったところ、前半部分が「漢検」以外の語を意味し、その語と後半部分の「KIZUNA」が意味する語との組み合わせにより、「漢検」とは異なるユニークな存在が示されていて、社会的に「漢検」が想起されないということもあり得ると述べた上で、前半部分の「官憲」・「換券」・「管見」・「乾藪」のいずれかと後半部分の「絆」・「生砂」のいずれかの組み合わせが、社会的にユニークなものとして存在することは窺われず、その他、一般の日本語としては意味を成さない「KANKEN」・「KIZUNA」の音に対応する語により、申立人の商標とは別の存在があるとは認められないと認定し、前半部分が申立人の商標と同一である以上、組み合わせによって特有の意味を生み出さない「-KIZUNA」が付いていることによって第1要件の類似

性は否定されないと判断している。ただ、当該裁定は、前半部分と後半部分について、(申立人の商標以外の)日本語としての意味や、組み合わせから生じるユニークな意味の有無を検討しているが、この点は後述する第1要件の判断方法との関係で問題があるように思われる。

「NTTDATA-GETRONICS.CO.JP」事件(JP2024-0016)では、「NTTDATA」の部分が申立人に使用が認められている登録商標と同一類似である以上、「GETRONICS」及び「CO.JP」の文字が付いているからといって、上記ドメイン名が第1要件「申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること」という要件を満たさないということはできないと述べている(本裁定は上記「KANKEN-KIZUNA.JP」事件(JP2020-0001)を参照している)。なお、この件では、申立人の旧社名が「エヌ・ティ・ティ・データ・ジェトロニクス株式会社」であった。

また、①事件の裁定が引用するWIPO Overview 3.0 第1.12項は、「Where the complainant's trademark is recognizable within the disputed domain name, the addition of other third-party marks (i.e., <mark1+mark2.tld>), is insufficient in itself to avoid a finding of confusing similarity to the complainant's mark under the first element.」と述べている。WIPOの裁定例も、申立人の商標が全てドメイン名に含まれる以上、第三者の商標(例:Texaco、AUDI、iPad等)が含まれていても、そのことのみで混同のおそれのある類似性を認定できないことにはならないとして、シンプルに第1要件の該当性を認めるものが多い。また、申立人の登録商標等の表示に第三者の商標が付加されたドメインは、かえって、申立人の事業と当該第三者との何らかの共同事業との混同の可能性もあると指摘するWIPOの裁定例もある¹。

第1要件の判断において、ドメイン名が申立人の商標その他の表示と同一又は混同を引き起こすほど類似している表示を含んでいる場合には、そのこと自体で混同のおそれが生じていると言えるのであり、他の第三者の商標や表示(①事件及び②事件とも、商標そのものではなく、商標の一部・略称や著作物の名称・略称)が付加されていることをもって、混同のおそれを否定する理由にはならないと考える。両裁定のこの点における判断は、結論において妥当であると考えられる。

なお、両裁定とも、本件各ドメイン名を構成する各要素(「KITAC」、「DEADMAN」、「PENGUINDRUM」、「TOS」)の観念や由来を検討し、それらは申立人が締結していた商品化権使用許諾契約の対象であるゲーム名やアニメ作品、ライトノベル作品の略称と推認できると述べている。また、前半部分の「KITAC」と後半部分の各要素がハイフンで結びつけられた本件各ドメイン名は、両語の関係性についての連想を生じることは否定できないとしつつも、両語の使用経緯に介在する商品化権使用許諾契約の事実も本要件の判断を左右するものではないとした。

¹ Cummins Inc. v. Dennis Goebel, WIPO Case No. D2015-1064, <fordcummins.com>, Philip Morris USA Inc. v. Whoisguard Protected, Whoisguard, Inc. / MARK JAYSON DAVID, WIPO Case No. D2016-2194, <pallmall-marlboro.com>.

この点、第1要件の判断は、申立人商標とドメイン名の表示それ自体を端的に見比べて、ドメイン名の表示の構成上、ドメイン名に申立人の「商標その他の表示」（あるいはそれに近いもの）が流用されていることが客観的に認識できる場合には、いわば機械的に第1要件を認めるという「客観テスト」がWIPOのUDRPでも広く採用されており（WIPO Overview 3.0 第1.7項参照）、JP-DRPでも推奨されている（JP-DRP 解説（改訂版）18頁参照）。それ以外の要素は、必要に応じて第2要件又は第3要件において検討すれば足りる。

①事件及び②事件とも、申立人の商標には「kitac」の文言がロゴとはいえそのまま含まれていたため、この文言と各ドメイン名に含まれる「KITAC」とが外観上類似しているとして、端的に第1要件の充足を認定すれば十分ではなかったかと思われる（両裁定は、申立人商標の「kitac」がロゴであったためか、称呼（及び通称）の点で本件ドメイン名の類似性を認定している。）。

（3）移転裁定と第三者の利益

①事件及び②事件とも、申立人はドメイン名の移転を請求しているが、申立人と関係する第三者との間には商品化権使用許諾契約があったことから、両裁定は、移転裁定ではなく取消裁定に止めるべきか否かについて論じている。

両裁定は、移転裁定を行うと、背景にある商品化権使用許諾契約上の問題等を誘発する可能性も否定できなかつつ、移転後に生じるかも知れない移転後の問題を、移転前に先取りして断定的に判断して移転を否定することは根拠に乏しく、また、取消裁定では、裁定後に再び第三者に登録される可能性があり、紛争の解決にはつながらないとして、申立人が移転請求をしているときには、特段の事情がない限り、移転請求を認めれば足りるとした。

仮に移転裁定を行うことでドメイン名をめぐる契約上の紛争が生じる可能性があるとしても、そのようなことは裁判等において判断されるべきであり、また、申立人の求めに反して取消裁定に止めることで、対象ドメインを再度登録者に取得されるなどして紛争解決の目的を達することができない場合もあるため（JP-DRP 裁定例検討報告書（2019年3月）「別れさせ屋.JP」事件（JP2017-0001、JP2017-0005）評釈参照）、両裁定の判断は妥当であると考えられる。

なお、両裁定は、移転裁定申立てについて、申立人へのドメイン名の移転に関する第三者（①事件では、株式会社 KADOKAWA、キングレコード株式会社、株式会社バンダイナムコエンターテインメント等、②事件では株式会社 KADOKAWA 等）の同意が定かでない点につき、移転を同意の有無にかからしめるという処理方針・手続規則等の根拠はなく、同意書の存在により移転の可否が必然的に決せられるわけでもないとして述べる一方、当該第三者との該当部分の契約内容を明らかにし、当該第三者の同意を予め得て、証拠として申立人が同意書を提出しておくことは望ましい、とも述べている。

この点は、WIPO Overview 3.1 第4.13項が、同1.12項で述べたとおり、第三者の商標が付加されていること自体は第1要件の類似性の認定を否定するものではないとして、以下

のとおり述べている。

While the presence of a third party mark in a domain name would not prevent a panel from rendering a decision on the merits, a number of panels have found it appropriate to issue any transfer order without prejudice to the concerned third party's rights.

Where a panel may have concerns that the rights of the third party mark owner would potentially be unduly impacted by a transfer order, some panels have issued a Procedural Order to seek some reasonable assurance of the third party's non-objection. In certain highly exceptional circumstances (e.g., where even through a Procedural Order via the complainant the third party is unreachable), a panel may order cancellation of the disputed domain name as opposed to a requested transfer.

WIPO の裁定例では、この点について論じた上で、3つの要件が満たされる場合には、第三者の商標権者の同意がなくとも移転裁定は可能であるとするもの²、この点を論じた上で、「本移転裁定はドメイン名に含まれる商標に関する第三者の権利には何ら影響を与えない」旨を併記する裁定例³、論点としてはもはや明示せず、上記の旨を移転裁定において併記するもの⁴、そのような明記もしないもの等がある。WhatsApp Inc. v. Private Whois whatsappandroid.com, Private Whois 事件 (WIPO Case No. D2012-0674) は、

“there is no basis in principle or in practice for denying a complainant the remedy of transfer merely because the disputed domain name contains, in addition to the complainant's trademark, a trademark owned by a third party. Neither the Policy nor the Rules contains a provision that precludes the grant of the transfer remedy in this situation. Furthermore, neither the Policy nor the Rules contains a provision that precludes the third party from bringing an action under the Policy, or under any other applicable law, against the complainant in whose favor an order of transfer is made, in the event that the third party considers the complainant's holding of the domain name to be in violation of the Policy.”

² WhatsApp Inc. v. Private Whois whatsappandroid.com, Private Whois whatsappipad.com and Private Whois whatsappiphone.com, WIPO Case No. D2012-0674, <whatsappandroid.com> et al., Elmec România S.R.L. v. Georgian Munteanu, WIPO Case No. D2014-0107, <collective-ugg-shop.com>, Philip Morris USA Inc. v. Whoisguard Protected, Whoisguard, Inc. / MARK JAYSON DAVID, WIPO Case No. D2016-2194, <pallmall-marlboro.com>.

³ Kabbage, Inc. v. Oneandone Private Registration, 1&1 Internet Inc. - www.1and1.com / Robert Hanssen, Ridiculous File Sharingm, WIPO Case No. D2015-1507, <kabbagefund.com> et al.

⁴ Aldi GmbH & Co. KG, Aldi Stores Limited v. Ronan Barrett, WIPO Case No. D2016-2219, <aldiorlidl.com> and <lidloraldi.com>.

と述べており、その後の WIPO の裁定例も踏まえると、第三者の同意の不存在は原則として移転裁定を妨げるものではないことについてはもはや確立されていると考えられる。移転を同意の有無にかからしめるという処理方針・手続規則等の根拠はなく、また、第三者自身もドメイン名紛争処理手続や裁判等を利用することができることから、①及び②事件において、関係する商標権者等の第三者の同意等がなくとも移転裁定を行った両裁定の対応は妥当であるとする。両裁定は、関係する第三者の同意を予め得て、証拠として申立人が同意書を提出しておくことは望ましい、とも述べているが、上記の理由からすると、同意書の提出が望ましいと述べる必要もなかったように思われる。

3. 個人の名前（「DAIMON-MIKISHI.JP」事件（JP2024-0002））

大門実紀史 v. 明美 井高(Akemi Idaka)

1. 事実概要

(1) 申立人

- 申立人は、日本共産党に所属し、参議院議員を2022年8月まで21年務めた人物である⁵。
- 申立人は、参議院議員として活動していた間、申立人の氏名「大門実紀史」をローマ字で表記した「DAIMON MIKISHI」からなる「DAIMON-MIKISHI.JP」（以下「本件ドメイン名」という。）を使用してホームページを開設し、議員としての活動報告等を行っていた。申立人は、2022年7月に行われた参議院議員選挙で落選したところ⁶、同年8月、参議院議員の職を退いた申立人は、自身が開設していたWEBサイトを閉鎖し、合わせて本件ドメインにかかる登録を解除した。
- 申立人は以下のように主張する。すなわち、登録者は、2022年11月から2023年1月頃までの間に、本件ドメイン名の登録を行い、同ドメイン名を使用して、申立人になりすました偽のホームページを開設した（以下「本件ホームページ」という。）。本件ホームページは、申立人が使用していたドメイン名と同一の、「DAIMON-MIKISHI.JP」のドメイン名を使用していることに加え、ページのタイトルも「日本共産党参議院議員 大門実紀史」となっている。また、その表示内容も申立人のプロフィールや申立人が写し出された写真が掲載され、さらに国会で申立人が行った質疑の内容も掲載されている。そのうえ、本件ホームページの全てのページの最下部には、「大門実紀史©2023 ALL RIGHTS RESERVED」と記載もあり、これらの本件ホームページの表示内容からすれば、申立人が作成・管理するホームページであるかのような外形が作出されている。本件ホームページのトップ画面の「選択的夫婦別姓制度とは？メリットや日本で人気のブックメーカーも紹介します！」と表示された部分にはハイパーリンクが設定されており、このリンクをクリックすると、「選択的夫婦別姓制度とは？メリットやデメリットを紹介！」と題するページが表示される。このページには、「選択的夫婦別姓制度に限らず、他にも日本が遅れているサービスが多々あります。たとえば、近年大ブームを巻き起こしている『オンラインカジノ』や『ブックメーカー』も日本国内では合法化されておらず、日本国内で運営することは認められていません。海外ではブックメーカーサイトを運営するための『ライセンス（運営許可証）』を政府が発行し、合法的に運営を認めている国も多くあります。海外の合

⁵ 申立人は、本報告書作成時点で、現職の参議院議員である。

⁶ 次点者であったところ2024年に繰上当選した。

法的なブックメーカーサイトを日本国内から利用しても違法となることはありませんが、合法化されていない点は残念なポイントです。ブックメーカーに興味のある方は、海外で合法的に運営されている人気のブックメーカーに登録してみましょう。」などと記載されている。本件ホームページの表示内容からすれば、本件ホームページを閲覧した者が、それに続いて同ブックメーカーのホームページをも閲覧できるような構造となっており、本件ホームページの訪問者が賭博に導かれるようなホームページ構造となっている。申立人は、2009年以降、カジノ反対の政策を掲げて、全国各地のカジノ誘致反対運動を励ましてきた。申立人は、現在もカジノ誘致反対運動に取り組んでおり、今後も政治活動を継続する意向である。本件ホームページの表示内容により、申立人がオンラインカジノを推奨しているように表現されており、本件ホームページからは、申立人のカジノ誘致反対の主張とは反対に、申立人がオンラインカジノを推奨するために本件ホームページを作成し、および、申立人がカジノを推奨すべきとの意見を表明しているとの事実が摘示されている。そして、このような登録者の行為は、元参議院議員である申立人からすると、名誉棄損罪、偽計業務妨害罪に該当するものである。よって、本件ドメイン名は、申立人の商標と混同を引き起こすほどに類似し、登録者は本件ドメイン名に関係する正当な利益を有しておらず、本件ドメイン名は不正の目的で登録または使用されている。

(2) 登録者

- 登録者によって答弁書は提出されなかった。

(3) JP ドメイン名紛争処理手続の申立て

2024年4月26日に、申立人は、登録者ドメイン名の登録の移転を求めて、日本知的財産仲裁センターにJPドメイン名紛争処理手続の申立てをした。

2. 裁定要旨

申立人へのドメイン名の移転を命令

(1) 同一又は混同を引き起こすほどの類似性

「JPドメイン名紛争処理方針の「商標その他の表示」には、商標や商号のみならず、「人の業務に係る氏名」も含まれるところ、「DAIMON-MIKISHI.JP」の「.JP」以外の部分は、申立人の氏名を単にローマ字書きしたものにすぎず、申立人の業務に係る氏名と同一又は極類似のものである。

政治家にとって氏名は、選挙、政治活動、その他の活動において、商品やサービスについての商標以上に重要なものである。また、申立人の氏名は国内でも多いとはいえず、申立人が

元国会議員であって知名度も高いため、申立人の氏名との混同の可能性も高い。
以上の検討から、登録者のドメイン名は、申立人が権利または正当な利益を有する商標その
他表示と同一または混同を引き起こすほど類似しているといえる。」

(2) 権利または正当な利益

「登録者は、「DAIMON-MIKISHI.JP」に関する権利または正当な利益を有しているというこ
とについて何ら答弁していない。

また、登録者の登録情報は、実在しない登録名、住所、電話番号及びファクシミリ番号等が
記載されている。すなわち、登録情報自体が虚偽のものである。

結論として、登録者がドメイン名に関係する権利または正当な利益を有しているというこ
との立証がない。」

(3) 不正の目的での登録または使用

「登録者のドメイン名は、「DAIMON-MIKISHI.JP」であり、このドメイン名は、申立人が過
去実際に使用していたドメイン名である。この「DAIMON-MIKISHI」は、申立人の氏名を
ローマ字読みしたものにはすぎない。また、申立人の氏名は国内でも多いとはいえ、申立人
が元国会議員であって知名度が大きいことも考慮すれば、第三者が「DAIMON-MIKISHI.JP」
をみれば、申立人が当該ドメイン名を登録・使用しているものと混同する可能性が極めて大
きい。

そして、登録者が本件ドメインを使用する目的は、申立人の主張するカジノ誘致反対とは正
反対の、オンラインカジノの推奨であり、ドメイン名登録を更新しなかったことを奇貨とし
た、申立人であることを偽った悪質ななりすましであり、申立人の名誉を棄損し、偽計をも
って申立人の業務を妨害するものである。

これらの事情を総合すると、登録者による「DAIMON-MIKISHI.JP」の登録及び使用は、不
正の目的に基づくものといえることができる。」

3. 解説

(1) 本件の特徴

本件は、(商標登録されていない)政治家の氏名について、JP ドメイン名紛争処理方
針第4条 a(i)の「申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示」に該当すると
した上で、方針第4条 a(i)から(iii)に定める要件のすべてに該当するとしてドメイン名の移
転を認めた点において特徴がある。

JP-DRP において、(政治家を含む)個人の名前について、いかなる場合に方針第4条
a(i)の「申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示」に該当することになるか
は、必ずしも明らかではない。そこで、UDRP のアプローチ及び方針第4条 a(i)作成の経
緯をふまえて以下検討する。

(2) UDRP におけるアプローチ

UDRP における申立ての第 1 要件である、統一ドメイン名紛争処理方針第 4 条の a. 適用対象となる紛争(i)は、登録者のドメイン名が、申立人が権利を有する商標 (trademark or service mark) と、同一 (identical) または混同を引き起こすほどに類似 (confusingly similar) していることを要件の一つとして規定している⁷。

UDRP に基づくドメイン名紛争処理が開始されて間もない時期に、第 2 次 WIPO インターネットドメイン名プロセスという調査が行われ、その中で個人名 (Personal Names) の保護についての検討がなされた⁸。同調査の 2001 年 9 月 3 日付け最終報告書は、個人名の保護について取り扱う国際規範が欠如しており、各国における個人名を保護するための法的アプローチが多様化していることを指摘する⁹。その上で、個人名をドメイン名として不正に悪意を持って登録・使用する行為が引き起こす被害感情を認識していると述べつつ、UDRP におけるこの問題についての対応は国際社会の意図と意思を明確に示す国際規範の整備を通じて行うべきであるとし¹⁰、UDRP に、現在規定されているものよりも広範な個人名の保護を規定するための変更は加えるべきではないとした¹¹。

また、WIPO Overview 3.1 は、個人の名前に関する「1.5 Can a complainant show UDRP-relevant rights in a personal name?」において、以下のとおり解説する。

「1.5.1 個人名を含む登録商標は、UDRP の申立てを行う当事者適格を立証するのに十分である。」

「1.5.2 UDRP は、商標として登録されていない又はその他の方法で保護されていない個人名について当事者適格を明示的に認めていない。個人名が取引又は商業上で商標 (つまり、商取引における出所表示) として使用されている状況では、申立人は、名前が申立人の商品又はサービスの顕著な識別表示として商業上使用される場合に UDRP の申立てを行う当事者適格を得るために、その名前について未登録又はコモンロー上の権利を立証できる可能性がある。

(商標や出所表示の意味での個人名の使用を立証していない実業家や文化的／政治的指導者など) 単に著名な名前を有していること、又は商取引上での当該名前の使用に関して論文の執筆、講演若しくは広範な裏付けのない主張をすることだけでは、UDRP の申立てを行う当事者適格を得るための未登録又はコモンロー上の権利を恐らく立証していないだろう。

⁷ <https://www.icann.org/resources/pages/policy-2024-02-21-en>

⁸ 山口裕司「個人名を含むドメイン名の紛争処理における裁定例の傾向」特許ニュース令和 6 年 (2024 年) 2 月 16 日号 3 頁

⁹ Report of the Second WIPO Internet Domain Name Process, para. 201

¹⁰ Report of the Second WIPO Internet Domain Name Process, para. 203

¹¹ Report of the Second WIPO Internet Domain Name Process, para. 202

ドメイン名やウェブサイトの内容が明らかに個人名を対象にしている場合でも、名前が顕著な出所表示として使用されているという具体的な証拠がないことを克服するには十分ではない可能性がある。」

WIPO における（商標登録されていない）政治家の氏名に関する各裁定例を見ると、申立人が政治家として有名であっても、その氏名が商品またはサービスの出所を示すものとして使用されていない限り、UDRP の申立てを行う当事者適格を認めない傾向がある¹²。他方で、申立人が政治家であるだけでなく作家であるなど、その氏名について何らかの商業的な使用がある場合には、申立てを行う当事者適格を認めるものがある¹³。

（3）方針第4条 a(i)作成の経緯

JP-DRP 作成の過程において、方針第4条 a(i)の要件に関して、「商標」の存在を要件する UDRP との関係では、各国の商標制度の下において「商標」の概念ないし範囲は必ずしも同じではないこと、UDRP が想定する「商標」には登録されていないコモンロー上の商標等が含まれること等が考慮され、UDRP の規定との区別の必要性が意識された¹⁴。また、JP-DRP において、不正競争防止法2条1項1号、2号における「商品等表示」の概念を導入することも議論された。しかし、結論としては、簡易迅速を趣旨とする JP-DRP と裁判手続との違いも考慮された結果、「商品等表示」の概念は導入しないこととなり、JP-DRP に適合した要件を整備するという観点から、「商標その他の表示」の語を使用することとして、規定の弾力的・合理的解釈をはかることとされた¹⁵。さらに、人名の取り扱いについても議論の対象となったが、WIPO でも検討中であること等を考慮して、JP-DRP に直接取り込むことは見送られた¹⁶。

このように、方針第4条 a(i)は UDRP とは異なる文言を採用しており、また不正競争防止法2条1項1号、2号における「商品等表示」の概念も導入しなかったことから、方針第4条 a(i)の「商標その他の表示」について政治家の氏名をどのようにとらえるか（例えば、「商標その他の表示」について政治家としての活動を含むものとして柔軟に解釈する

¹² 例えば、Kathleen Kennedy Townsend v. B. G. Birt, WIPO Case No. D2002 0030 <kathleenkennedytownsend.com>, <kathleenkennedytownsend.org>, <kennedytownsend.com>, <kennedytownsend.net>, <kennedytownsend.org>事件、Fields for Senate v. Toddles Inc., WIPO Case No. D2006 1510 <virginiafields.com>, <virginiafields.net>, <virginiafields.org> and <virginiafields.info>事件、Peter Bober v. National Institute for Mortgage Education, WIPO Case No. D2008 1668 <peterbober.com>事件参照。

¹³ 例えば、Boris Johnson v. Belize Domain WhoIs Service Lt, WIPO Case No. D2010-1954 <backboris.com>事件、Monsieur le Président de la République française, Emmanuel Macron contre Samy Thellier, WIPO Case No. D2022 0036 <emmanuel-macron.com>事件参照。

¹⁴ 松尾和子＝佐藤恵太編著『ドメインネーム紛争』（弘文堂、2001年）63頁。

¹⁵ 松尾和子＝佐藤恵太編著『ドメインネーム紛争』（弘文堂、2001年）64頁。

¹⁶ 松尾和子＝佐藤恵太編著『ドメインネーム紛争』（弘文堂、2001年）64頁。

かどうか) は、少なくとも規定の文言上は個別のパネルの判断に委ねられている状況にあると考えられる。

(4) 本件について

本件のパネルは、「政治家にとって氏名は、選挙、政治活動、その他の活動において、商品やサービスについての商標以上に重要なものである」ということをもって、政治家である申立人の氏名が方針第4条 a(i)の「申立人が権利または正当な利益を有する商標その他の表示」に該当すると認定している。上記で述べたとおり、方針第4条 a(i)の文言は UDRP の規定とは異なるので、個人の氏名が商品又は役務・サービスの出所を示すものとして使用されているかどうかを問題とする UDRP のアプローチを採用する必然性はない。上記判断は、政治家の氏名が方針第4条 a(i)における「商標その他の表示」に該当するかどうかに関して一つの解釈方法を示したものと見える。なお、当然のことながら、第1要件について柔軟に解釈したとしても、第2要件及び第3要件も充足する必要があるところ、本件では、登録者は答弁をせず、登録情報自体が実在しないものであった上、登録者が本件ドメイン名を使用する目的は申立人の主張するカジノ誘致反対という立場とは正反対の、オンラインカジノの推奨というものであったことから、登録者が本件ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有しておらず、本件ドメイン名の登録及び使用が不正の目的に基づくものであるという判断は妥当であると考えられる。

もっとも、根本的な問題として、方針第4条 a(i)作成の過程で議論されたように、無条件に人名一般を保護の対象とするのかという論点があり、(仮に無条件ではないとした場合) 保護される人名と保護されない人名の判断基準をどのように設けるかは不明確なままであることから、残された課題であるといえる。

4. タイポスクワッティング（「ROYALCANLN.JP」事件（JP2022-0011））

ロイヤル カナン エスアーエス v. 中村千雪

1. 事実概要

申立人である世界的規模のペットフード販売会社「ロイヤルカナン社」が、登録ドメイン名「ROYALCANLN.JP」の登録取り消し裁定を求めた事案である。

申立人は、2022年7月28日に申立書をセンターに送付し、2022年8月3日に手続き開始が通知された。しかし、答弁書提出期限（2022年9月1日）までに、登録者宛て電子メール等は一部が送信不能となるとともに、登録者の住所に送付した通知は「あて所に尋ねあたりありません」として返送され、結局、答弁書は提出されなかった。2022年9月8日に単独パネリストが指名され、パネルは審理に入った。

申立人は、1968年に創業されたペットフードの製造販売を行う企業であり、世界100か国以上で500種類以上の製品を展開するとともに、世界16か所に工場を有している。日本においては、1991年に日本法人が設立、250種類以上の製品を展開するに至っており、申立人の商品および事業、ドメイン名において「ROYAL CANIN」の文字商標（以下「本件商標」という）を使用し、全世界において、多数の商標登録を得ている、ペットフードブランドである。

登録者（個人（日本人）によって登録された）は答弁書を提出していないが、申立人主張等によると、申立人の登録商標と一文字違いの「royalcanln」を第2レベルとするドメイン名を登録し、その登録を維持して申立人自身のサイトを運営していたのではないようであるが、申立人の公式サイトにリダイレクトする行為（登録1か月後に確認されている）などをしていたようである。その後、本件ドメイン名の公開連絡先であるエックスサーバー株式会社を通じて、登録者に対して本件ドメイン名の使用停止および申立人等への移転を求め通知書の送付を行ったところ、同社より、登録者と連絡がとれないため本件ドメイン名の利用停止措置が講じられた旨の返事があった。

2. 裁定要旨

ドメイン名「Royalcanln.jp」を取り消せ。

（1）第1要件（同一又は混同を引き起こすほどの類似性）

申立人は、日本国内において、本件商標「ROYAL CANIN」について、指定商品33類と5類に商標登録（商標登録第1552398号及び国際登録第1264344号）を有することを認定し、加えて、申立人の事業に係るウェブサイトに「royalcanin.jp」及び「royalcanin.com」のURLが

使用されていることを認定した上で、

「本件ドメイン名が商品や役務の出所表示として機能を果たす要部…（である）ドメイン名の第2レベルドメイン「ROYALCANLN」と、本件商標「ROYAL CANIN」を対比すると、構成文字全10文字のうち、9文字目の「L」と「I」において差異が認められるが、当該差異によって本件ドメイン名から、本件商標と異なる意味合いが認識されるものではない。また、ドメイン名の表記においては、大文字と小文字は区別されないこと、さらに、通常、ブラウザのアドレスバーにおいてドメイン名は小文字で表示されることから、それぞれを小文字で表示した「royalcanln」と「royal canin」を比較してみると、より似通った印象を受け、小文字「l」と「i」の差異が外観全体に与える影響は軽微と言わざるを得ない。したがって、本件ドメイン名の要部「ROYALCANLN」は、申立人が権利及び正当な利益を有している商標である「ROYAL CANIN」と混同を引き起こすほど類似するものと認められる。」

（2）第2要件（権利または正当な利益）

「答弁書不提出のため、登録者の使用事実について確認する手段がなく、また、「ROYALCANLN」の文字列について、登録者の名称として一般に認識されていると当パネルが判断すべき事情も、見当たらない。さらに、登録者は、本件ドメイン名を用いてアクセスしてきたユーザーを申立人の真正なウェブサイトへ、直接つながるように（リダイレクト）設定していたのであれば、登録者は「ROYAL CANIN」商標が申立人を表示することを知らなかったはずはないことを強く推認させる。…」

以上のことから、処理方針第4条c項各号所定の事実はいずれも認められず、登録者は本件ドメイン名に関して何らの権利または正当な利益を有するものでない」

（3）第3要件（不正の目的での登録または使用）

「登録者は、本件ドメイン名の登録から一月も経たずに申立人ウェブサイトへリダイレクト設定し、また、答弁書を提出せず、かつ上記通知書にも回答せず、さらに、エックスサーバー株式会社による本件ドメイン名の利用停止から8ヵ月経過するも本件ドメイン名の利用再開に向けた形跡がうかがわれないことから、本件ドメイン名を申立人ウェブサイトへのリダイレクト（転送）のみを目的として登録し、使用したものと言わざるを得ない。

本件ドメイン名が、登録者とは何ら関係のない申立人ウェブサイトへのリダイレクトのために使用されたとしても、それをもって直ちに申立人との混同は生じ難いものの、申立人ウェブサイトは申立人の公式通販サイトであり、本件商標を付した商品の販売目的に運営されており、相当のアクセス数が予想されることから、ユーザーを希望しないウェブサイトへ誘導する状態が放置されれば、申立人の事業を混乱させる可能性を否定することができない。

さらに、本件商標「ROYAL CANIN」は全体として独創性のある造語と認められるところ、ユーザーがドメイン名を頻繁に目にするアドレスバーにおいて、これと一文字違いで、しか

も、小文字表示により一層判別し難い「I」を「L」に変更した本件ドメイン名が使用された場合、ユーザーの通常の注意力において容易に両者を区別できるとは想定し得ず、申立人の事業に混乱を招く一因と認められる。

以上から、登録者は、申立人ウェブサイトアクセスしようとするユーザーを誘引し、申立人の事業を混乱させる意図において、本件ドメイン名を登録および使用としたものと推認される。」

3. 解説

(1) サイバースクワッティング事例の特殊性

本件は、典型的なタイポスクワッティングの事例のひとつである。タイポスクワッティングとは、有名な商標の文字列のタイプミス等により形成された文字列を、登録ドメイン名の第2レベルを中心に構成させたドメイン名であり、意図的なミスをドメイン名登録に利用する点から、第3要件の認定に際して、「悪意」に傾く要素として扱いやすい。JPドメインでは、タイポスクワットはパネリスト間でさほど認知されていないのかもしれないが、WIPO仲裁調停センターでは、ごく初期のパネリスト会議で繰り返し話題にされていた内容であり、レビューにも詳細に取り上げられている。

WIPO Overview 3.1 の該当部分を和訳すると、以下のとおりである。

「1.9 申立人の商標の変形で構成されるドメイン名は、申立人の商標と混同のおそれのある類似性があるか？」

商標の変形（典型的には、タイポスクワッティングと呼ばれる一般的、明白、または意図的な誤字）で構成されるドメイン名は、第1要件の目的上、関連商標と混同のおそれのある類似性があるとみなされる。

これは、当該ドメイン名が関連商標の十分に認識可能な要素を含んでいる事実に基づく。第2要件及び第3要件においては、このような誤字の使用が、申立人とのつながりを求め、または期待しているユーザーを混乱させる意図（典型的には侵害的なウェブサイトコンテンツによって裏付けられる）を、被申立人が有していることを示すと、通常、パネルは判断する。

このような変形の例としては、(i) キーボード上の隣接する文字、(ii) 類似した外観の文字の置換（例：大文字と小文字、または文字に見せかけた数字）、(iii) 異なるフォントで類似して見える異なる文字の使用、(iv) 非ラテン文字の国際化文字やアクセント付き文字の使用、(v) 文字と数字の反転、(vi) 他の用語や数字の追加・挿入、または(vii) 商標上の遊び（例：商標の特定の要素の略語または組み合わせ）などがある。」

WIPO Overview 3.1 のタイポスクワッティングの項（第 1.9 項）には、19 件の裁定が代表的な例として紹介されている。

紹介された裁定例の対象ドメイン名；

wochovia.com, fujifilm.com, humanna.com, edmundss.com, expresscripts.com, sanifi.com, siemens.com, twitter.com, c0merica.com, linkedlnjobs.com, schnieder-electric.com, genyzme.com, facenook.top, halliburt0n.com, arnerisure.com, tglfriday.com, alvazzigroupe.com, sodexxo.net, spectrls.com

DRP が運用を開始した頃は、URL をキーボードから直接入力する例も多かったが、最近では URL を直接入力するのではなく、検索エンジンから誘導されるか、特定 web サイトのリンクが提供されてそれに誘導されるほうが一般的になっており、上記事例の i より ii が一般的と思われる。本件は、i と ii 双方の性格を有しているものといえよう（もともと、上記事例のどれにあたるかでサイバースクワットにあたるという点で効果に違いはない）。

上記 iv と iii は、ディスプレイ上の見え方と PC 等機器により認識されるコードが違うことを利用したもので、JP ドメインではまだ顕在化していないとみられる事例である（今後、増加してくるかもしれない）。「類似」認定の際には、商標権侵害の場合の類否判断（最高裁氷山判決等の考え方¹⁷⁾）に引きずられることなく、ドメイン名独自の考え方をしていくことが重要なのではないかと考える。タイポスクワッティングの事例は、まさにネットワーク特有の問題である。JP ドメインの最近のタイポスクワッティング事例の裁定では、幸いなことに、「外観称呼観念および取引事情の総合考慮」を持ち出す裁定例はみあたらないようであり、その傾向は堅持すべきと思われる。ネットワーク上のコンピュータを識別するために用いられるドメイン名は、発音されることを想定しておらず、音声面（称呼）での似ているという事情は、ほぼ考慮対象外としておくべきであろう（タイプミスは、多くの場合、自然言語としては存立していない語となるので、きわめて発音しにくいという点もある）。次に見る、JP2022-0002 裁定もタイポスクワット事例である。

¹⁷⁾ 最判昭和 43 年 2 月 27 日民集 22-2-229 [氷山印]

「商標の類否は、対比される両商標が同一または類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、そのような商品に使用された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかもその商品の取引の実情を明らかにしうるかぎり、その具体的な取引状況に基づいて判断するのを相当とする。」…「商標の外観、観念または称呼の類似は、その商標を使用した商品につき出所の誤認混同のおそれを推測させる一応の基準にすぎず、従って、右三点のうちその一において類似するものでも、他の二点において著しく相違することその他取引の実情等によって、なんら商品の出所に誤認混同をきたすおそれの認めがたいものについては、これを類似商標と解すべきではない。」

(2) JP の他の事案

2022 年 JP 裁定の他のサイバースクワット事案に、revitallash.jp 裁定 (JP2022-0002) がある。II と同一文字が重ねられている点が、スペルミスの部分とみられるが、その裁定における認定は、以下のとおりである。

「本件ドメイン名の識別力を有する要部である「REVITALLASH」の部分と、申立人商標の識別力を有する要部である「REVITALASH」の表示を比較する。

申立人商標中「REVITALASH」は、アルファベット大文字 10 文字という長い構成からなるところ、登録者のドメイン名中「REVITALLASH」は、申立人商標の要部に、中間位置において「L」の大文字一文字を追加したに過ぎないため、外観上類似している。

また、称呼において、申立人商標中「REVITALASH」から生じる称呼「リバイタラッシュ」は、8 音という長い音構成からなるのに対し、登録者のドメイン名中「REVITALLASH」から生じる称呼「リバイタルラッシュ」は、申立人の商標に、中間位置において「ル」の音が付加されているに過ぎず、また、「ラッシュ」の前で語が切れる点でも両者は共通しており、類似していると解される。

さらに、申立人商標は、申立人の業務に係る商品「まつげ美容液」を表示するものとして需要者の間に広く認識されていると認められるため (甲第 11 号証等)、申立人商標からは申立人の「まつげ美容液」の商品に関する観念が生じると解されるところ、造語である本件ドメイン名からは、少なくともこれと異なる観念が生じるとは認められない。

以上より、本件ドメイン名と申立人商標その他表示とは、全体として、混同を引き起こすほど類似している、というべきである。」

本裁定のポイントは、①第 2 レベルの文字数が多く、その中間位置に II が重ねられていることから、見落としやすい点と、中間位置で、語が切れる位置が共通で間違いやすい、②称呼において、リバイタルラッシュとリバイタラッシュの相違が大きくない、③第 2 レベルの文字列に独自の観念が生じない (ないしは、商標の観念と異なる観念を第 2 レベルの造語が生じることはない)、等である。しかし、同じ文字を重ねうちしてしまうのは、典型的なタイポスクワット事例 (タイプミス事例、WIPO レビューの i) 類型) であり、それはそれとして明示してもよかつたのではないか。

(3) 申立人サイトへのリダイレクト

本裁定のもうひとつの論点が、登録者が申立人サイトにリダイレクトしていた点であろう。裁定が指摘するように、出所の混乱は生じない。しかし、少なくとも、4 条 b) iii) に近い判断をする可能性はあると思われる (本裁定は、個人が登録者とみられ、競業者といえるかが難しい点ではあって、パネリストは苦勞されたのではないか)。

同様の裁定は、WIPO 仲裁調停センターからもなされていて¹⁸、登録者がいつでも登録者自身の別サイトに誘導し得るようにできる状態が、現実の脅威であるという理由で第 3 要件充足を認定する裁定例がいくつかある（ストロングマークか否かを問う法理が日本に明確に存するといいいにくい状況である点は、やや問題かもしれず、ひとまず措く）。

A respondent redirecting a domain name to the complainant's website can establish bad faith insofar as the respondent retains control over the redirection thus creating a real or implied ongoing threat to the complainant. See *Ann Summers Limited v. Domains By Proxy, LLC / Mingchun Chen*, WIPO Case No. D2018-0625 ("[T]he redirection from the disputed domain name to Complainant's official website reinforces the likelihood of confusion. Internet users are likely to consider the disputed domain name as in some way endorsed by or connected with Complainant, particularly taking into consideration the reputation of the Mark...UDRP panels have pointed out in previous redirection UDRP cases, that as long as the complainant does not itself control the disputed domain name, it could be redirected to an unauthorized site at any time.").

¹⁸ 例えば、WIPO 裁定 *Conforama France v. Benjamin Kouassi*, [D2021-1166]
<https://www.wipo.int/amc/en/domains/decisions/text/2021/d2021-1166.html>

5. 中古ドメイン名オークションと正当な権利（「DOCOMO-EXHIBITION.JP」事件（JP2024-0003））

株式会社 NTT ドコモ v. 清水志

1. 事実概要

(1) 申立人

- 申立人は、日本電信電話株式会社（以下、「NTT」という。）の完全子会社であり、日本最大手の移動体通信業者である。携帯電話サービス契約数は2022年度時点で約8749万件、シェアは43.1%となっており、また、ドコモグループとしての2022年度の営業収益は約6兆590億円である。
- NTTは、「DOCOMO」の文字からなる登録第5213789号を保有しており（以下「本件登録商標」という。）、申立人は当該登録商標の専用使用権者である。なお、NTTは他に3件の「DOCOMO (docomo)」の文字からなる登録商標を保有しており、申立人はこれら3件についても専用使用権者となっている。さらに、申立人は「DOCOMO (docomo)」の文字列を含む登録商標を多数保有している。
- 「DOCOMO-EXHIBITION.JP」は、2010年6月4日から2016年7月31日まで申立人が所有しており、2010年から2012年にかけて、「DOCOMO-EXHIBITION.JP」を通信業界の展示会用のスペシャルサイトのドメインとして毎年使用していた。また、本ドメインは最先端IT・エレクトロニクス総合展「CEATEC JAPAN」のスペシャルサイトのドメインとしても使用されていた。
- 申立人は以下のように主張する。すなわち、本件ドメイン名「DOCOMO-EXHIBITION.JP」は、申立人が専用使用権を有する登録商標「DOCOMO」と類似する。登録者の氏名等と本件ドメイン名の不一致、ドメイン名と一致する日本の登録商標の不存在、第三者へのライセンスは不存在であり、「DOCOMO」を要部とする「DOCOMO-EXHIBITION.JP」を申立人とは無関係の登録者が登録・使用することは、申立人の著名性にフリーライドして商業上の利得を得るなどの、登録者の不正の目的が強く推認できる行為である。登録者のウェブサイト（以下、「本件ウェブサイト」という。）で買い取りを行っているスマートフォンやタブレットは申立人の事業に深くかかわる商品であることから、ウェブサイトの運営者が著名な「DOCOMO」の登録商標の存在を知らずに本件ドメイン名を使用しているとは考えられない。そして、本件ドメイン名を使用して本件ウェブサイトに転送することは、「DOCOMO」ブランドの著名性にフリーライドし、本件ウェブサイトがあたかも申立人と取引提携関係、推奨関係などを有する買取サイトであると誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを本件ウェブサイトに誘引しようとしていることを強く推認できる行為である。したがって、本

件ドメイン名は、申立人が権利または正当な利益を有する商標と混同を引き起こすほどに類似し、登録者は本件ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有しておらず、本件ドメイン名は不正の目的で登録または使用されているものである。

(2) 登録者

- 登録者は、本件ドメイン名を、2022年4月1日に登録した。
- 登録者は、当該ドメイン名についての正当な権利を有していること、混同のおそれがないこと、不正の目的がないことにつき、以下のように主張する。すなわち、本件ドメイン名は、申立人が所有権を放棄後中古ドメインオークション（お名前.com ドメインオークション）に流出した本件ドメイン名を、登録者が正規の手続きを経て、購入、登録したものであって、不正な手段で取得したものではなく、本件ドメイン名について正当な権利を有している。登録者の事業は中古スマートフォンやタブレットの販売であるから、「EXHIBITION」が意味する「展示会」や「見本市」とは役務が類似しない。さらに、登録者のウェブサイトには「DOCOMO-EXHIBITION.JP」、「docomo」その他の関連会社を示唆する表記は一切なく、需要者が申立人の表示と誤認・混同を生じる原因自体が存在しない。また、本件ドメイン名が不正の目的で登録または使用されているとされる点につき、本件ドメイン名を不当に高額な値段で転売する目的、他人の顧客吸引力を不正に利用して事業を行う目的はなく、また、本件ドメイン名は2018年から3年間アフィリエイト関連のウェブサイトとして運用されていたため、「docomo」の関連ではなくアフィリエイト関連のウェブサイトのドメイン名として一般に認識されており、本件ドメイン名は不正の目的で登録または使用されているものではない。

(3) 仲裁申立て

2024年4月30日に、申立人が登録者に対して登録者ドメイン名の登録の移転を求めて、日本知的財産仲裁センターに仲裁を申し立てた。

2. 裁定要旨

申立人へのドメイン名の移転を命令

(1) 同一又は混同を引き起こすほどの類似性

「登録者のドメイン名は、「DOCOMO-EXHIBITION.JP」である。本件ドメイン名において「.JP」は日本を意味するトップレベルドメインであって類否判断には影響しない部分である。また、「DOCOMO-EXHIBITION」の部分は、日本最大手の移動体通信事業者である申立人が専用使用权を所有し、30年以上使用している「DOCOMO」の文字部分と、「展示会」「見本市」を意味する「EXHIBITION」の語を「-」（ハイフン）で結合したものであるから、

本件ドメイン名の要部は「DOCOMO」または「DOCOMO-EXHIBITION」と認められる。そうとすると、本件ドメイン名は、本件登録商標や申立人のサービスを表す著名な商標「DOCOMO」と商標等表示の構成、すなわち、文字、番号、記号等構成に即して混同を引き起こすほど類似していると判断する。

この点、登録者はその事業は中古スマートフォンやタブレットの販売であるから、本件ドメイン名に含まれる「EXHIBITION」が意味する「展示会」や「見本市」とは役務が類似しない、と主張する。

しかし、同一または混同を引き起こすほどの類似性を議論する場面において、本件登録商標の指定商品・役務または申立人の「DOCOMO」の表示が使用される商品・役務と本件ドメイン名が使用される商品・役務との同一性・類似性を問題とするのであればともかく、本件ドメイン名に含まれる「EXHIBITION」の語の意味と登録者の事業内容を比較したところで、何ら意味をなすものではない。

したがって、登録者の主張は当を得ず、本件ドメイン名は申立人が専用使用権者である登録商標や申立人のサービスを表す著名な商標「DOCOMO」と類似するとの結論は変わらない。

さらに、登録者は、本件ドメイン名を正規なルートで入手したこと、本件ドメイン名が被リンクとして使用されていることに止まることについて述べている。しかし、ここでは、新規に入手したドメイン名が他人の登録商標等と同一または混同を引き起こすほどの類似性を有するか否かが問題になるのであるから、登録者の述べるところの事情はおおよそ関係のないものであり、上述の判断を左右するものではない。」

(2) 権利または正当な利益

「申立人の主張および提出する証拠により、本件ドメイン名の登録者と本件ドメイン名とは一致せず、登録者が本件ドメイン名と一致する日本の登録商標を保有している事実もないことが認められる。そして、申立人が専用使用権者である本件登録商標の申立人のサービスブランドとしての著名性に鑑みれば、登録者が「本件ドメイン名の名称で一般に認識されていた（処理方針4条c(ii)）」ことは認められない。

登録者は、「申立人がその所有権を放棄したものを正規の中古市場で取得したものですから、登録者は当該ドメイン名に関係する正当な権利を有している」とする。しかしながら、本件ドメイン名の「DOCOMO」の文字部分は申立人のサービスを表すものとして登録者が本件ドメイン名を取得・登録した際にも著名であったことが認められるものであり、NTTおよび申立人は、NTTおよび申立人の把握していない第三者に登録商標に係る商標の使用やドメインの登録および使用を許諾したことはなく、本件ドメインの使用に関してライセンスをした事実も存在しない。

また、登録者の答弁によると、登録者の事業が中古スマートフォンやタブレットの販売であるところ、これは日本最大手の移動体通信事業者である申立人の扱う商品等と相紛らわ

し商品である。」「本件ドメイン名の使用態様を考慮しても、「登録者が、申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図、または、申立人の商標その他表示の価値を毀損する意図を有することなく、当該ドメイン名を非商業的目的に使用し、または公正に使用している（処理方針4条c(iii)）」とは認められない。

したがって、登録者には、本件ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有しているという登録者の答弁は認められない。」

(3) 不正の目的での登録または使用

「申立人による30年以上にわたる「DOCOMO」または「DoCoMo」「docomo」「ドコモ」の表示の使用期間、および、申立人の携帯電話の契約数とシェア、その営業収益を考慮すると、本件ドメイン名の登録日である2022年4月1日において本件ドメイン名の要部と認められる「DOCOMO」が申立人を表示するものとして非常に高い著名性を有していることは明白である。

そして、申立人は遅くとも2024年3月20日には「本件ウェブサイト「スマホ・タブレット高価買取 / Amemoba」のページの一つ (<https://amemoba.com/smartphone/iphone/>) に転送するためのドメインとして使用が開始されたことが伺えるとする。

一方、登録者は、本件ドメイン名を被リンクのみとして利用しており、検索エンジン経由で本件ドメイン名がヒットして検索結果に表示されることはないと主張するが、需要者がブラウザに本件ドメイン名を正確に入力するか、申立人が提示したウェブサイトからのリンク経由でアクセスできることは認めている。

このような状況において、「DOCOMO」の文字列を含み、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と混同を引き起こすほど類似する本件ドメイン名を使用して、本件ウェブサイトへ転送することは、「DOCOMO」ブランドの著名性にフリーライドし、本件ウェブサイトがあたかも申立人と取引提携関係、推奨関係などを有する買取サイトであると誤認混同を惹起せしめるおそれがあることは否定できない。

登録者は、本件ドメイン名は2018年から2021年にかけて、アフィリエイト関連のウェブサイトとして運用されていたことが確認されているため、「docomo」の関連ではなくアフィリエイト関連のウェブサイトのドメイン名として一般に認識されていることなどを主張し、本件ドメイン名が不正の目的で登録または使用されているものではないと反論する。しかし、本件ドメイン名中の「DOCOMO」の文字部分が現在も申立人の商標として著名であること、登録者の扱う商品がスマートフォンやタブレットであり、申立人の商品と共通することに照らしてみれば、本件ドメイン名に接した需要者は、申立人と何等かの関係性あるドメイン名であると誤認するおそれは否定できない。

したがって、登録者の反論を考慮しても、申立人が主張および提出された証拠によりその主張に沿った事実が概ね認められるのであり、「登録者が、商業上の利得を得る目的で、そ

のウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品およびサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用している」（処理方針4条b（iv））ことが推認され、登録者は当該ドメイン名を不正の目的で登録したものと判断する。」

3. 解説

（1） 本件の特徴

本件には、登録者が本件ドメイン名につき、「申立人が所有権を放棄後中古ドメインオークション（お名前.com ドメインオークション）に流出した本件ドメイン名を、登録者が正規の手続きを経て、購入、登録したもの」であると主張し、「正当な権利」を有していると反論したという点において、他の裁定例と異なる特徴がある。かかる特徴が、本裁定例においてどのように評価され、また、どのように評価されるべきであったかという点を中心に、以下、検討する。

（2） 第1要件

本件の特徴につき、本裁定は、第1要件との関係では、「新規に入手したドメイン名が他人の登録商標等と同一または混同を引き起こすほどの類似性を有するか否かが問題になるのであるから、登録者の述べるところの事情はおよそ関係のないもので」と断ずる。

第1要件における「同一または混同を引き起こすほど類似している」か否かの判断は、「申立人商標とドメイン名の表示それ自体を端的に見比べて、ドメイン名の表示の構成上、ドメイン名に申立人の『商標その他表示』（あるいはそれに近いもの）が流用されていることが客観的に認識できるならば」足りる（客観テスト）（JP-DRP 解説（改訂版）18頁）。とするならば、この点はもちろん、登録者のさらなる主張、すなわち、登録者の事業が「中古スマートフォンやタブレットの販売であるから、本件ドメイン名に含まれる『EXHIBITION』が意味する『展示会』や『見本市』とは役務が類似」するか否かという点や、「本件ドメイン名が被リンクとして使用されていることに止まること」は、そもそも判断において考慮されるべき問題ではない。その意味において、本裁定例の判断は是認できるものであるといえる。

なお、本裁定例は、「同一または混同を引き起こすほどの類似性を議論する場面において、本件登録商標の指定商品・役務または申立人の「DOCOMO」の表示が使用される商品・役務と本件ドメイン名が使用される商品・役務との同一性・類似性を問題とするのであればともかく」とも述べている。この点については、「ドメイン名に接した需要者から見て出所の混同を生じるかどうかという事情は、第2要件や第3要件の判断において斟酌される」と

するとする上述の客観テストからは（JP-DRP 解説（改訂版）18 頁）、不必要な言及であったように思われる。

（3） 第2要件

本件の特徴につき、本裁定は、第2要件との関係では、「本件ドメイン名の『DOCOMO』の文字部分は申立人のサービスを表すものとして登録者が本件ドメイン名を取得・登録した際にも著名であったことが認められる」とした上で、「登録者の事業が中古スマートフォンやタブレットの販売であるところ、これは日本最大手の移動体通信事業者である申立人の扱う商品等と相紛らわし商品である」ことを前提に、「本件ドメイン名の使用態様を考慮しても」、「申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図、または、申立人の商標その他表示の価値を毀損する意図」は否定できないとした。すなわち、「申立人が所有権を放棄後中古ドメインオークション（お名前.com ドメインオークション）に流出した本件ドメイン名を、登録者が正規の手続きを経て、購入、登録した」という事実については、そのことだけで第2要件における登録者の「権利または正当な利益」を充足するものではないと判断したということになる。

かかる判断についても是認できるものであると言えようが、さらに精察すると、むしろ、「中古ドメインオークション（お名前.com ドメインオークション）」を利用したという事実自体が、JP ドメイン名紛争処理方針4条c(iii)における「申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図」を強く推認させることにより、その結果、第2要件における登録者の「権利または正当な利益」の充足を難しくしてしまうとも考えられる。すなわち、「お名前.com ドメインオークション」のウェブサイトは¹⁹、「中古ドメインは過去に運用されていた Web サイトの『検索エンジン評価』『被リンク』『残存トラフィック』などを引き継いでいます。そのため、すでに中古ドメインが持っているパワーを活用することによって、集客効率の引き上げが期待できます」と謳っている。そして、登録者もかかる「お名前.com ドメインオークション」の宣伝を確認した上で、本件ドメイン名をオークションで入手したはずである。とすれば、「お名前.com」といった「ドメインオークション」で当該ドメイン名を入手したという事実自体が、逆に、登録者の「過去に運用されていた Web サイトの『検索エンジン評価』『被リンク』『残存トラフィック』などを引き継いで」いる「中古ドメインが持っているパワーを活用する」意図を推認させ、その結果、4条c(iii)における「申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図」が認められてしまう。そしてその結果、第2要件における登録者の「権利または正当な利益」は、4条c(i)(ii)等に該当する事実がない限り、認められないということになる。

とすると、本裁定例は、「申立人が所有権を放棄後中古ドメインオークション（お名前.com

¹⁹ https://www.onamae.com/campaign/auction/guide/?btn_id=jpaucsp_top_header_menu_guide

ドメインオークション)に流出した本件ドメイン名を、登録者が正規の手続きを経て、購入、登録した」という事実については、それだけでは登録者の「権利または正当な利益」が認められるわけではないと判断するよりも、むしろ、(例外的な事情がない限り)そうであるからこそ登録者の「権利または正当な利益」は認めがたいというように、踏み込んだ判断をすべきであったと考えられる。

なお、本裁定例は、4条c(ii)との関係でも登録者の「権利または正当な利益」を認めていないが、その判断についても是認できるものである。

(4) 第3要件

本件の特徴につき、本裁定は、第3要件との関係では特に考慮せず、『DOCOMO』の文字列を含み、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と混同を引き起こすほど類似する本件ドメイン名を使用して、本件ウェブサイトへ転送することは、『DOCOMO』ブランドの著名性にフリーライドし、本件ウェブサイトがあたかも申立人と取引提携関係、推奨関係などを有する買取サイトであると誤認混同を惹起せしめるおそれがあることは否定できない、「本件ドメイン名中の『DOCOMO』の文字部分が現在も申立人の商標として著名であること、登録者の扱う商品がスマートフォンやタブレットであり、申立人の商品と共通することに照らしてみれば、本件ドメイン名に接した需要者は、申立人と何等かの関係性あるドメイン名であると誤認するおそれは否定できない」と述べた上で、第3要件の「不正の目的での登録または使用」を認めている。

かかる判断自体は是認できるものであると言えようが、さらに精察すると、むしろ、「中古ドメインオークション(お名前.comドメインオークション)」を利用したという事実自体が、4条b(iv)における「登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品及びサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき」への該当可能性を高めるようにも考えられる。すなわち、前述したように、「お名前.com」といった「ドメインオークション」で当該ドメイン名を入手したという事実自体が、逆に、登録者の「過去に運用されていたWebサイトの『検索エンジン評価』『被リンク』『残存トラフィック』などを引き継いで」いる「中古ドメインが持っているパワーを活用する」意図を推認させる。とすれば、「申立人が所有権を放棄後中古ドメインオークション(お名前.comドメインオークション)に流出した本件ドメイン名を、登録者が正規の手続きを経て、購入、登録した」という事実については、登録者の「不正の目的での登録または使用」を認めるための判断材料の一つとして考慮すべきではなかろうか。すなわち、(例外的な事情がない限り)「お名前.com」といった「ドメインオークション」で当該ドメイン名を入手したからこそ、「不正の目的での登録または使用」が認められるといった踏み込んだ判断をすべきであったと考えられる。

(5) 中古ドメインオークションと JP ドメイン名紛争処理方針

本件は、「DOCOMO」という登録商標との関係での著名性へのフリーライド、及び、当該ドメイン名が有する「過去に運用されていた Web サイトの『検索エンジン評価』『被リンク』『残存トラフィック』などを引き継いで」いるという「パワー」にフリーライドする意図が認められる事案であり、その結果、「申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図」（4 条 c (iii)）や、「登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品及びサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引する」意図（4 条 b (iv)）が認められるべき事案であった。この点において注目すべきは、「DOCOMO」という登録商標との関係での類似事件の多さである。

すなわち、「JP-DRP 裁定検索システム」において「DOCOMO」なるキーワードを用いて過去の裁定例を検索すると²⁰、本件以外にも、「DOCOMO」なる文字列がドメイン名に含まれている事件において裁定例が下されたものとして、JP2022-0010 (DOCOMO-RD-OPENHOUSE.JP) 事件²¹、JP2023-0010 (BIZSOLUTION-DOCOMO.JP) 事件²²、JP2024-0004 (DOCOMO-1-1.JP) 事件²³、JP2024-0006 (DOCOMO2.JP) 事件²⁴、JP2024-0008 (DOCOMO-SYS.CO.JP) 事件²⁵、そのすべてにおいて申立人たる株式会社 NTT ドコモに対する移転裁定が下されている。どれもかつては株式会社 NTT ドコモが登録・使用していたドメイン名であり、使用を止めて登録を廃止した後に、登録者が当該ドメイン名につきいわゆる「ドロップキャッチ」を行ったものである²⁶。また、JP2023-0014 (DOCOMO-LIVE.JP) 事件、JP2023-0015 (DOCOMO-ONLINESHOP.JP) 事件、JP2024-0005 (DOCOMO-DRIVENET.JP) 事件については、裁定例が下される前に取り下げられているが、JP2024-0005 について「両当事者間で和解が成立したため、2024 年 7 月 2 日手続終了」と明示されているように²⁷、他の二つの事案についても取り下げの前提として、株式会社 NTT ドコモと登録者の間に和解がなされた可能性が窺われる²⁸。

²⁰ <https://jpdrrp-db.nic.ad.jp/>

²¹ <https://www.nic.ad.jp/ja/drrp/list/2022/JP2022-0010.html>

²² <https://www.nic.ad.jp/ja/drrp/list/2023/JP2023-0010.html>

²³ <https://www.nic.ad.jp/ja/drrp/list/2024/JP2024-0004.html>

²⁴ <https://www.nic.ad.jp/ja/drrp/list/2024/JP2024-0006.html>

²⁵ <https://www.nic.ad.jp/ja/drrp/list/2024/JP2024-0008.html>

²⁶ JP2023-0010 事件では、申立人は、「登録者と代表取締役を同じくする有限会社 Taka エンタプライズは、JP Domains というドメイン名登録サービスの中で、失効ドメインのドロップキャッチサービスを提供し、ウェブサイトでも宣伝している」と主張している。

²⁷ <https://www.ip-adr.gr.jp/service/jpdomain/list/>

²⁸ なお、「DOCOMO」の文字列がドメイン名にない JP2024-0021 (HOTSPOT.NE.JP) 事件においても、株式会社 NTT ドコモがかつて登録・使用していたドメイン名につき、使用を

このようにみえてくると、株式会社NTTドコモが有する「DOCOMO」なる文字列を含むドメイン名については、その著名性や「過去に運用されていた Web サイトの『検索エンジン評価』『被リンク』『残存トラフィック』などを引き継いで」いることにより、フリーライダーに狙われやすいドメイン名であるといえよう。そして、そのような「パワー」に着目してのドロップキャッチについては、第2要件の欠缺、第3要件の充足が当然に認められる結果、JPドメイン名紛争処理方針の下で容易に登録者の登録が奪われることになるといえよう。

現在の制度上、フリーライドを目的としたドロップキャッチを生じせしめるような中古ドメイン名のオークションの運営を認めざるを得ないとすれば、せめて、そのような目的で中古ドメイン名を入手したとしてもJPドメイン名紛争処理方針の下で容易に奪われてしまうことを様々な手段で明確にすることで、（どうせ奪われてしまう）中古ドメイン名をオークションサイトで購入するような者をこれ以上生み出すことがないようにすることが肝要であろう。もちろんその結果、フリーライドされることにより被害を被ってしまう真の「被害者」についても極力減らせることが最も重要であることは、言うまでもない。中古ドメイン名のオークションサイトの運営者についても、そのための努力がより一層望まれよう²⁹。

止めて登録を廃止した後に、登録者が当該ドメイン名につきいわゆる「ドロップキャッチ」を行ったという事案の下、当該ドメイン名の申立人たる株式会社ドコモに対する移転裁定が下されている (<https://www.nic.ad.jp/ja/drp/list/2024/JP2024-0021.html>)。また、JP2023-0012 (FACELOG.JP)、JP2024-0007 (IMODE-PRESS.JP) も同様のものである (<https://www.nic.ad.jp/ja/drp/list/2023/JP2023-0012.html>) (<https://www.nic.ad.jp/ja/drp/list/2024/JP2024-0007.html>)。

²⁹ <https://riskdesign.jp/column/2310-4> 参照。

6. 不正アクセス (①「MASTER-PIECE.CO.JP」事件 (JP2024-0014)、②「AERSF.JP」事件 (JP2024-0019))

①事件...株式会社井野屋 v. 株式会社井野屋

②事件...MSPC 株式会社 v. Okada Kazuya

1. 事実概要

(1) 申立人の主張

① ドメイン名と申立人の表示との類似性

(a) ①事件

申立人は、ファッションバッグの企画、製造、卸、小売りについて事業を行う会社であり、代表的なブランドの一つに「master-piece」ブランド (以下、「申立人ブランド」という。) を有している。申立人は、申立人ブランドに関し、複数の日本登録商標 (以下、これらを併せて「申立人商標」という。) を保有している。

申立人商標の要部は「master-piece」であるところ、当該要部と、本件ドメイン名のうちの国別コードと属性を示すコードを除いた部分とは、全く同一である。

よって、本件ドメイン名は、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していることは明らかである。

(b) ②事件

申立人は、ファッションバッグの企画、製造、卸、小売りについて事業を行う会社であるが、米国サンフランシスコ市 (San Francisco) に本拠として 2014 年にクラウドファンディングプロジェクトによって創業された、「Aer」ブランドを有する Aer Designs LLC. (以下、「Aer Designs」という。) との間で 2016 年 2 月 16 日付独占的輸入契約を締結し、日本における独占的輸入販売店として、「Aer」ブランドのバッグを日本において独占的に輸入し、販売している。Aer Designs は、Aer ブランドに関し、日本における「AER」商標の商標権者であり、「AERSF.COM」に係るドメイン名の所有者である。申立人は、Aer Designs の保有する「Aer」ブランドの日本における独占的輸入販売業者であり、「AER」商標のライセンスである。

本件ドメイン名の要部は、国別コードと都市名の略称である「SF」を除いた「AER」であるところ、「AER」商標と本件ドメイン名の要部とは全く同一である。

よって、本件ドメイン名は、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していることは明らかである。

② 登録者の権利または正当な利益

(a) ①事件

本件ドメイン名は、2001年8月30日に申立人が登録したドメイン名であるが、2023年9月7日に、申立人や申立人の関連会社の社員ではない者による不正アクセスにより不正に移管された。本件ドメイン名の登録者は、JPRSのWHOISデータ上、申立人の社名と同一であるが、実際の登録担当者と技術連絡担当者は申立人と無関係の第三者に不正に移管されており、申立書の提出時においては、申立人の社名を騙る正体不詳の者（登録者）によって本件ドメイン名がJPRSに登録されて、管理されている状況にある。

よって、本申立書上の登録者は、本件ドメイン名に関係する権利または正当な利益を何ら有していない。

(b) ②事件

本件ドメイン名は、2018年7月23日に申立人が登録したドメイン名であるが、2023年7月に不正アクセスが行われ、同年8月1日に登録者が申立人から Nemoto Megumi に申立人の関与なく変更された。その後、同年8月26日には本件ドメイン名の指定事業者が、申立人の関与なく移管され、同年10月25日に本件ドメイン名の登録者が申立人の関与なくさらに Nemoto Megumi から現在の登録者である Okada Kazuya に変更された。そして、Name Server が申立人の関与なく勝手に「kagoya.net」から「domaincontrol.com」に変更された。現在は申立人の管理が及ばない状態になっている。

申立人は新ドメイン名「aerjapan.jp/」を取得して、「Aer」ブランドの公式ウェブサイトをも復旧させた。他方、本件ドメイン名は、現在 GoDaddy.com のパーキングサイトになっている。

登録者は、申立人の「Aer」ブランドの公式ウェブサイトへのアクセス不可能な状態にしている。よって、本申立書上の登録者は、本件ドメイン名に関係する権利または正当な利益を何ら有していない。

③ 不正の目的での登録または使用

JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則第2条によれば、紛争処理機関に提出された申立書は、(i)JPRS のドメイン名登録原簿（Whois データベース）に記載されている登録者の所在地への郵送と、(ii)Whois データベースに記載されている電子メールアドレス、postmaster@<申立の対象となっているドメイン名>、ドメイン名を入力することにより表示されるウェブページから読み取れる電子メールアドレス等へのメール送信により、登録者に送付される。本件でも、この規定に従い、「登録者」に対し郵送及び電子メールという複数の手段にて申立書が送付された結果、申立書は、JPRS の Whois データベース上に（申立人に無断で）記載された「登録者」にも到達したと思われる。

(a) ①事件

本件ドメイン名は、本申立ての手続開始日である2024年8月23日までは、「masterpiece」ブランド商品の事業に関する公式ウェブサイトおよび当該事業に関連する連絡先のメールアドレスとして使われていたが、手続開始日の翌日である同月24日に公式ウェブ

サイトのコンテンツが表示されなくなった。また、本件ドメイン名を不正アクセスにより取得したと思われる者またはその関係者³⁰から、ドメイン名がなくなるまでゆっくりと戦う旨のメールが申立人の担当者宛に送信されてきた。以上の事実から、申立人の事業を混乱させ、本件ドメイン名の使用を妨害する意図を明確に示すものと言え、処理方針第4条b(iii)に該当する事情がある。

(b) ②事件

申立人は、本件ドメイン名の登録者のメールアドレスに対して、ドメイン名の返還を求めメールを送信したところ、2024年8月21日に、登録者またはその関係者と思われる人物から50,000米ドルをビットコインで支払うよう要求され、さらにその3日後の同月24日には、「ドメイン名紛争には長い時間がかかりますが、ドメイン名がなくなるまでゆっくりと戦います。」とのメッセージが届いた。なお、本件ドメイン名は、申立人がアクセスできない状態になっており、現在はGoDaddy.comによるパーキングサイトとなっている。申立人の新しいドメイン名に係る公式ウェブサイトへの訪問ユーザーは減少し、売上の減少につながっている。これらの事実関係から、処理方針第4条b(ii)、(iii)及び(iv)に該当する事情があることは明らかであって、本件ドメイン名は不正の目的で登録または使用されている。

(3) パネルが認定した「登録者」の主張

(a) ①事件

登録者によって答弁書は提出されなかった。

(b) ②事件

登録者及び登録者の勤務する株式会社（以下、「登録者勤務先」という）は、本件ドメイン名の登録に関与していない。登録者は登録者勤務先の運営するブランドのEC部長であり、登録者の住所とされているのは登録者勤務先の本店所在地の住所である。ただし、登録者の電話番号及びメールアドレスとして登録されているのは、登録者勤務先及び登録者の使用しているものではない。

登録者勤務先が本手続の開始通知書を受領し、登録者に事実確認をしたところ、登録者及び登録者勤務先のいずれにおいても、本件ドメイン名の登録を行ったことはなく、登録者及び登録者勤務先の認識しないところで、本件ドメイン名が登録者の名においてなされてい

³⁰ 本文記載のとおり、①事件では、登録者側からは何も反応がなかったが、②事件においては、2024年8月21日に、登録者またはその関係者と思われる人物から50,000米ドルをビットコインで支払うよう要求され、さらにその3日後の8月24日には、「ドメイン名紛争には長い時間がかかりますが、ドメイン名がなくなるまでゆっくりと戦います。」とのメッセージが届いた。申立人は、2つめのメッセージを送ってきた8月24日は、①事件の手続開始日の翌日であったことから、申立人は、不正アクセスにより①事件のドメイン名の登録担当者を不正に書き換えた者と②事件のドメイン名の登録名義を不正に書き換えた者は同一人物か関係者であると主張しており、本件パネルもその主張を認めている。

ることが発覚したものである。

したがって、登録者及び登録者勤務先は、本件ドメイン名の登録に一切関与していない。本件ドメイン名は、登録者及び登録者勤務先以外の第三者が、登録者の氏名及び登録者勤務先の住所を悪用し、不正に登録したことが強く疑われる。

以上より、申立人による申立書の陳述・主張内容に対して、対象とされている本件ドメイン名の登録を登録者が保有できることについての理由・根拠については答弁せず、本紛争処理手続の裁定については、パネルに一任する。

2. 裁定要旨

①事件及び②事件のいずれにおいても、本件ドメイン名の申立人への移転が命じられた。

(1) ドメイン名と申立人の表示との類似性

(a) ①事件

申立人商標の要部と本件ドメイン名の要部を対比すると、両者は同一であるから、本件ドメイン名は申立人が権利または正当な利益を有する商標その他の表示と同一または混同を引き起こすほど類似していると認められる。

(b) ②事件

申立人は、「Aer」ブランドに係る商品の独占的な輸入販売業者であり（甲第7号証の1）、その契約は現在まで延長されているから（甲第7号証の2及び3）、現在も「AER」商標についてのライセンシーである。申立人は、「AER」商標のライセンシーとして「AER」商標について権利または正当な利益を有する。申立人がライセンシーとして正当な利益を有する商標は、「AER」である。

本件ドメイン名は、「AERSF」との表記と、日本の国別コードを示す「.jp」から構成される汎用JPドメイン名である。「jp」は国別コードに過ぎず、類否判断に影響を及ぼさない識別力のない部分である。さらに、本件ドメイン名のうち「SF」については、サンフランシスコの略称を示す文字列であって、本件ドメイン名は「AER」に、サンフランシスコの略称を示す「SF」を付加したに過ぎない構成となっている。よって、本件ドメイン名と申立人が正当な利益を有する「AER」商標とを対比すると、両者は混同を引き起こすほどに類似していると認められる。

(2) 登録者の権利または正当な利益

(a) ①事件

申立人の提出する証拠によれば、本件ドメイン名は申立人が登録し、申立人の事業に使用されていたが、2023年9月7日に、権限を有しない正体不詳の者の不正アクセスにより、第三者に不正に移管されたことが認められる。すなわち、登録情報において、組織名は申立人を示す「株式会社井野屋」であるものの、登録担当者、技術連絡担当者等が、申立人が従

前登録していた内容とは異なるものに変更され、登録された登録者の住所は現住所ではなく、登録担当者として登録されている者は申立人の従業員ではなく、連絡先のメールアドレスも使用できないものである。これらの事実からすれば、登録者が申立人とは無関係の第三者であることが認められる。

本件ドメイン名は、移管後も申立人の「master-piece」ブランド商品の事業に関する公式ウェブサイトおよび当該事業に関連する連絡先のメールアドレスとして、引き続き使用できていたとのことであるが、申立人が追加で提出した証拠によれば、本件申立ての手続開始日の翌日である2024年8月24日以降、何も表示されないか、「本件ドメイン名が Netim で登録されている」ことを記載するページとして使用されているに過ぎず、登録者が本件ドメイン名を使用して事業等を行っている事実は認められない。

本件ドメイン名の登録者は、答弁書を提出することなく、登録者は権利または正当な利益の存在について何ら実質的な反論を行っていない。

したがって、登録者には、本件ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有しているという事情は認められない。

(b) ②事件

本件ドメイン名は、2018年7月23日に申立人により登録されたが、2023年8月1日に、その登録者が申立人から Nemoto Megumi に申立人の関与なく変更され、同月26日に指定事業者が移管され、同年10月25日に、現在の登録者である Okada Kazuya に変更された。さらに、2024年8月24日には DNS（ドメインネームシステム）の設定変更により、申立人は「Aer」ブランドの公式ウェブサイトアクセス不可能な状態になっている。

しかし、登録者は、上記一連の手続等について、本手続の開始通知書を受領するまで全く認識がなかったと主張した上、自らの正当な権利または利益についての答弁は行わない等と、本件ドメイン名について正当な権利または利益がないことを明確に争っていない（答弁書）。

また、現在、登録者の電話番号やメールアドレスとして登録されているものは、登録者自身のものではないこと（答弁書）、本件ドメイン名の登録者の変更等は、管理サイトへの不正アクセスによりなされていること、同時期に申立人の別のドメイン名についても不正アクセスが行われ、第三者に移管されたこと等に鑑みると、本件ドメイン名は、申立人とは関係のない者により、不正に登録された蓋然性が高い。

以上のような登録者の答弁内容や本件ドメイン名が登録された経緯に鑑みれば、登録者は本件ドメイン名に関係する権利または正当な利益を何ら有していない。

(3) 不正の目的での登録または使用

(a) ①事件

前述のとおり、本件ドメイン名は、2023年9月7日の移管後も、申立人の「master-piece」

ブランド商品の事業に関する公式ウェブサイトおよび当該事業に関連する連絡先のメールアドレスとして、引き続き使用できていたが、本件申立ての手続開始日の翌日である2024年8月24日以降、申立人の公式ウェブサイトとして使用できない状態になっていることが認められる。

このことにより、申立人は、新しいドメイン名に公式ウェブサイトを開設し、その旨をプレスリリースで公表したものの、Google 検索ページにおける検索順位も低いため、公式ウェブサイトへのアクセス数も著しく減少するなど、その事業に混乱が生じていることが認められる。

さらに、申立人ブランドに係る商品の事業は、申立人のグループ会社であり申立人から分社化された MSPC 株式会社が主に行っていたところ、同社の保有していた「aersf.jp」に係るドメイン名（以下、「別ドメイン」という。）について、不正アクセスによりその登録を取得したと思われる者から、本件手続開始の翌日である2024年8月24日に、「ドメイン名紛争には長い時間がかかりますが、ドメイン名がなくなるまでゆっくりと戦います。」という電子メールが、申立人担当者宛に送られたことが認められる。上記メールの送信者が本件ドメイン名の登録者であることは、証拠上確認することができないが、当該送信者が登録者であると思われる別ドメインは、本件ドメイン名と同日にお名前.com の会員情報の変更が行われ、本件ドメイン名の名義の移管の約2週間前に不正アクセスにより第三者に移管されていること、当該メールが送信された日が本件申立ての手続開始日の翌日であること、その日から本件ドメイン名が申立人の公式ウェブサイトとして使用できなくなっていること等の事実関係に鑑みれば、当該送信者は本件ドメイン名の登録者であるか、少なくとも登録者と近い関係者である蓋然性が高いと認められるから、上記メールの内容は、本件ドメイン名の登録者に、申立人の事業を混乱させ、本件ドメイン名の使用を妨害する意図があることを強く推認させる。

登録者は、申立人の追加主張に対する反論の機会を与えられながら、これに対しても何ら反論を行っていないため、登録者に不正の目的がないことを裏付ける事情は認められない。

したがって、本件ドメイン名は登録者によって不正の目的で登録され、使用されていると認められる。

(b) ②事件

前述のとおり、2023年8月1日以降、不正アクセスにより本件ドメイン名の登録者名義や指定事業者は複数回変更され、2024年8月24日以降、申立人は「Aer」ブランドの公式ウェブサイトへのアクセスが不可能となり、新ドメイン名によるサイトを開設することを余儀なくされている（甲第13号証の3）。その結果、申立人への公式ウェブサイトへの訪問ユーザーが減少して、申立人の売上の減少につながり、営業上大きな損害を被っている（甲第18号証）。

他方、本件ドメイン名は、GoDaddy.comによるパーキングサイトとして使用されており、広告ページに移動するリンクが張られるとともに、本件ドメイン名に類似するドメイン名

の取得を勧誘する GoDaddy.com のページへのリンクも張られている。

申立人の従業員である清水が、2024年8月2日に、本件ドメイン名の登録者のメールアドレス (info@mumuu.ru) に対し、本件ドメイン名の返還を求める電子メールを送信したところ、同月21日に、「別のメールでご連絡しました。受信箱または迷惑メールボックスをご確認ください。」という返信があり (甲第16号証の1)、同日、前記清水のアドレス宛に、件名を「Re: ドメイン名 aersf.jp」とし、送信元を Nyota Abhyankar <nyotaabhyankar152@gmail.com> とし、本文に「ドメイン名を購入したときに50,000米ドルを使用しました。同額を転送してください、支払いを受け取れない場合は、3日以内に限り、黄色の Web BTC に解決します。」(原文ママ) との要求事項を記載したメールが届き、さらにその3日後の同月24日には、「ドメイン名紛争には長い時間がかかりますが、ドメイン名がなくなるまでゆっくと戦います。」とのメッセージが届いた。(なお、同月24日は、申立人のグループ会社である株式会社井野屋が申し立てた別件の JP ドメイン名紛争処理 (JP2024-0014) の手続き開始日の翌日であることから、本件ドメイン名の登録者は、別件の JP ドメイン名紛争処理 (JP2024-0014) の登録者と実質的に同一の者か関係者であることを窺わせる。)

以上の事実関係からすれば、本件ドメイン名が、「対価を得る目的で」(紛争処理方針第4条 b (i))、「申立人の事業を混乱させることを主たる目的として」(紛争処理方針第4条 b (iii))、あるいは、「インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引する」目的で (処理方針第4条 b (iv))、使用されていると認められる。

なお、登録者は、「本紛争処理手続の裁定については、パネルに一任する。」と答弁するのみで、不正の目的で登録または使用していないことについても、何ら実質的な反論を行っていない。

以上により、登録者の本件ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていることは明らかである。

3. 解説

(1) ドメイン名と申立人の表示との類似性

①事件については、オーソドックスな判断であり特に指摘すべき事項はない。

②事件については、「Aer」ブランドの日本における商標権者である米国法人と独占的輸入契約を締結し、当該ブランドのバッグを日本において独占的に輸入・販売しているというだけで、「Aer」商標のライセンサーであると事実認定したのはやや荒っぽい認定であるといえなくもない。もっとも、上記の事実から、申立人が当該ブランドについて「正当な利益」を有しているとの認定は可能であり、結論に影響するものではないと考える。

(2) 「登録者」の認定（「形式的登録者」と「実質的登録者」）

① 問題の所在

ドメイン名紛争処理手続の申立が認められるためのいわゆる第2要件について、JPドメイン名紛争処理方針（以下「JP-DRP」という。）第4条 a(ii)は、「登録者が、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと」と規定している。また、いわゆる第3要件について、JP-DRP 第4条 a(iii)は、「登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること」と規定している。

「登録者」とは、JP-DRP 第1条において、「株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という）にドメイン名の登録をした者」と定義されている。

通常は、JPRS に実際の登録手続を行った者と、JPRS が管理し公開しているドメイン名登録情報検索サービス（JPRS Whois）に登録者として表示されている者は一致しているため、「登録者」の認定に悩むことはない。

ところが、本件はいずれも、登録者ではない何者かが、ドメイン名が登録されている指定事業者の管理画面にアクセスするためのID及びパスワードを利用して管理画面にアクセスし、当該ドメイン名の登録者の名義変更手続を行ったり（②事件）、当該ドメイン名に関する登録担当者、技術連絡担当者等の登録情報を書き換えたりした（①事件）事案である。いずれの事件においても、登録名義の変更や登録情報の書き換えは申立人に無断で行われた、「不正アクセス」があった、と申立人は主張しており、本件パネルは実際に不正アクセスがあったと認定している³¹。

①事件では、申立人（株式会社井野屋）が、一応 Whois に登録者として表示されているにもかかわらず、実際には別の何者か（いわば「株式会社井野屋こと某」）が当該ドメイン名を管理・支配しており、申立人の管理が及ばない状態になっているという奇妙な事象が生じていた³²。

②事件では、「不正アクセス」による名義変更手続により Whois に登録者として表示された者（Okada Kazuya）が、本件ドメイン名が「Okada Kazuya」の名義で登録されていることについて認識していなかったと主張し、関与を否定した。

このような場合に、Whois に登録者として表示されている者（以下「形式的登録者」とい

³¹ 可能性としては、「不正アクセス」など無かったにもかかわらず、何らかの理由でそのような申立ができることも否定できない。また、②事件の形式的登録者は、認識していなかったとして「不正アクセス」への関与を否定したが、実質的登録者と全く関係のない第三者が形式的登録者として名前を使われるという事態はやや考えにくく、「不正アクセス」への関与を否定した主張自体の信用性を疑うこともできる可能性がある。パネリストとしては、「不正アクセスがあった」との申立人の主張を鵜呑みにすることなく、慎重な検討が必要である。

³² ①事件のドメイン名は「co.jp」ドメインであり、その移転には譲受人の商業登記全部事項証明書の提出が必要であることから登録者の名義変更まではできなかったものと思われ、不正アクセスを行った第三者（実質的登録者）の悪質性という点では、②事件と大差は無いとの評価も可能かもしれない。

う。)と、申立人に無断で登録名義の変更や登録情報の書換手続きを行い、当該ドメイン名を現実に管理・支配している者(以下「実質的登録者」という。)のいずれを「登録者」と認定すべきか、という問題が生ずる。

② 実質説

まず、「実質的登録者」を「登録者」と認定すべき、という説が考えられる(実質説)。

この説を採用すると、まず第2要件に関し、①事件においては、「株式会社井野屋」ではなく「申立人の社名を騙る正体不詳の者」を、②事件においては、「Okada Kuzuya」ではなく、『Okada Kuzuya』という氏名及び勤務先の住所を悪用し、不正に登録した登録者及び登録者勤務先以外の第三者」を「登録者」と扱うことになり、これらの者について、問題となっている「ドメイン名に係る権利または正当な利益」の有無を判断することになる。

また、第3要件に関しては、①事件においては「申立人の社名を騙る正体不詳の者」が、②事件においては『Okada Kuzuya』という氏名及び勤務先の住所を悪用し、不正に登録した登録者及び登録者勤務先以外の第三者」が「不正の目的で登録または使用」していたかを判断すればよいことになる。いずれも、比較的ストレートな判断になり、いずれの事件においても、第2要件及び第3要件の充足は認められ、請求認容という結論になる。

③ 形式説

実質説に対し、あくまで「形式的登録者」を「登録者」と認定すべき、という説が考えられる(形式説)。

形式説を採用した場合、第2要件に関しては、①事件においては、形式的登録者は「株式会社井野屋」であるといわざるを得ず、同社が当該ドメイン名に関する権利または正当な利益を有しているか否かを認定・判断することになり、権利または正当な利益ありと判断されて申立が棄却されることになりそうである。他方、②事件においては、あくまで「Okada Kazuya」氏が当該ドメイン名に係る権利または正当な利益を有しているか否かを認定・判断することになり、権利または正当な利益はない(第2要件は充足する)と判断されそうである。

次に第3要件に関しては、①事件においては「株式会社井野屋」が、②事件においては「Okada Kazuya」氏が、それぞれ「不正の目的で登録または使用」していたかが問題となり、いずれについても不正の目的が否定される(第3要件は充足しない)ことになりそうである。

このように、形式説を採用した場合、①事件も②事件も、申立は棄却されることになる。申立棄却という結論を正当化できるかについては、ドメイン名紛争処理手続の制度趣旨・守備範囲に関する考察が必要になると思われるので、項を改める。

(3) ドメイン名紛争処理手続の制度趣旨(いわゆる Drop Catch 事案との比較)

ここで、本件と、いわゆる **drop-catch** 事案、つまり、登録者が何らかの理由でドメイン名登録の更新手続を失念した後に当該ドメイン名を第三者に取得されてしまった事案との比較を行ってみたい。

①事件や②事件と **drop-catch** 事案は、登録者のあずかり知らないところで第三者にドメイン名の管理・支配が奪われてしまったという点では類似する。他方で、いったんはドメイン名の登録が失われ、改めてドメイン名が登録されたという事実経緯がある **drop-catch** 事案に対し、①事件や②事件では、ドメイン名の登録は継続しており、ドメイン名の登録が失われた瞬間はないという違いがある。また、**drop-catch** 事案は、ドメイン名の更新手続を失念したという登録者の過失があるのに対し、本件は、登録者の過失は認められにくい³³という違いもある。

従来、ドメイン名紛争処理手続の制度趣旨・目的は、「早い者勝ち」を原則とするドメイン名登録の原則に対し、登録者に不正の目的がある等「早い者勝ち」原則を貫くと不都合が生じる限定的な事案について簡易迅速な救済ルートを用意したものであるとされており、この制度趣旨を絶対視すれば、改めてドメイン名が登録されたという事実経緯がある **drop-catch** 事案はドメイン名紛争処理手続の守備範囲であるといえても、ドメイン名の登録が失われ、改めて登録がなされたという事実経緯がない①事件や②事件は、ドメイン名紛争処理手続の守備範囲ではないとされそうである。この考え方は、上述の形式説に親和的であり、本件申立棄却という結論も正当化されることになる。

他方で、ドメイン名紛争処理手続の制度趣旨・目的を柔軟に解し、本件のように、第三者にドメイン名の管理・支配が奪われてしまった登録者一般に対し簡易迅速な救済ルートを用意した者であると考えれば、不正アクセス事案もドメイン名紛争処理手続の守備範囲であるとすることもできよう（ドメイン名紛争処理手続の「類推適用」または「転用」または「変容」ということになるのかもしれない）。この考え方は、上述の実質説に親和的であり、本件申立認容という結論を正当化することになる。

この点につき、パネル決定は何ら踏み込んでおらず、筆者としても、今後の議論に委ねたい。ともあれ、本件事案は、ドメイン名紛争処理手続の制度趣旨・目的を改めて検討するきっかけになりそうである。

（４）実質的登録者の手続保障

最後に、実質的登録者の手続保障について確認しておきたい。

①事件では、「申立人の社名を騙る正体不詳の者」からの答弁書の提出はなかった。また

³³ 登録者が、指定事業者の管理画面にアクセスするための ID 及びパスワードを推測されやすいものにしていて、あるいは、ID 及びパスワードの管理が不十分であった（例えば、それを知る者が退職したにもかかわらずパスワードを変更していなかった）等の過失はあったかもしれない。本件から、ドメイン名の管理を任せていた従業員が退職したときは、その者が管理画面にアクセスできなくなるような措置を執るべきである、との教訓を導くことができよう。

②事件では、答弁書を提出してきたのは「Okada Kuzuya」であって「『Okada Kuzuya』という氏名及び勤務先の住所を悪用し、不正に登録した登録者及び登録者勤務先以外の第三者」ではなかった。とすると、「申立人の社名を騙る正体不詳の者」や「『Okada Kuzuya』という氏名及び勤務先の住所を悪用し、不正に登録した登録者及び登録者勤務先以外の第三者」に、本件手続きに関する通知が到達しているか等、手続保障が確保されているかを検討するべきと思われる。

この点については、前述のとおり、JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則第2条により、郵送及び電子メールにより申立書は実質的登録者に送付されたようであり、実際に、②事件では実質的登録者またはその関係者と思われる者から反応があったことが確認できる。加えて、仮に申立書が実質的登録者に届かなかったとしても、実質的登録者は他人の名義を無断で利用していたのだからそれによる不利益も甘受すべきであると判断できる。よって、手続保障に問題は無いといえそうである³⁴。

³⁴ 「形式的登録者」と「実質的登録者」が異なる者であった先行事例として、「HANKYU-JUTAKU.JP」事件（JP2012-0003）が挙げられる。この事件では、指定事業者が「whois 情報公開代行 サービス」を提供しており、Whois データベースには、実質的登録者ではなく指定事業者の名称等が記載されていたところ、形式的登録者である指定事業者は、自分は「真の登録者ではない」と主張し実質的な反論を行わなかったために、ドメイン名の登録取り消しの請求が認められている。この事案では、実質的登録者に申立書の送付等がなされた形跡がなく、指定事業者の対応も相まって、実質的登録者の手続保障が不十分であったといわざるを得ない。

7. 棄却事例1（「CUCCHIANO.JP」事件（JP2018-0004））

株式会社日本ビデオトランス v. cucchiaino こと竹田孝司

1. 事実概要

申立人（株式会社日本ビデオトランス、以下「申立人」）は、「レストラン・バー・カクテルラウンジ・パブ・宴会及びパーティにおける飲食物の提供」を含む役務を指定役務とする「Cucchiaino」商標（以下「申立人ローマ字登録商標」）と「クッキアイノ」商標（以下「申立人カタカナ登録商標」）を商標登録しており、申立人又はその代表者は「CUCCHIANO」及び「クッキアイノ」の名称でレストランを経営している。

登録者（cucchiaino こと竹田孝司、以下「登録者」）は、ドメイン名「CUCCHIANO.JP」（以下「本件ドメイン名」）³⁵を登録した者である。

申立人は、2018年5月21日に、日本知的財産仲裁センター（以下「センター」）に対して、本件ドメイン名の申立人への移転を求める申立書を提出し、センターの指摘を受けて、同年6月25日に申立書の補正を行った。登録者によって答弁書は提出されなかったが、登録者から本件ドメイン名を譲り受けたが移転登録はなされていないとする登録者以外の者から「答弁書」と題する書面、補充書面2通、及び証拠8点が提出された。

2. 裁定要旨

申立人への本件ドメイン名の移転請求を棄却する。

（1）本件ドメイン名の紛争処理に適用すべき判断基準

「本件において登録者は答弁書を提出していない。登録者による答弁書の不提出の場合に関して、手続規則³⁶第5条f項は『もし登録者が答弁書を提出しないときには、例外的な事情がない限り、パネルは申立書に基づいて裁定を下すものとする』と定めているが、本件においては、処理方針³⁷第4条a項iii号についての申立人の主張立証が十分とは言えない事情があることは後述のとおりであるので、当紛争処理パネルは、上記手続規則第15条a項の指示に基づき処理方針第4条a項iないしiii号の主張・立証責任の分配および条理に従って判断を行うものである。」

³⁵ 裁定書では、本件ドメイン名について、「CUCCHIANO.JP」という表記、「CUCCHIANO.JP」という表記、及び「CUCCIANO.JP」という表記が混在しているが、日本知的財産仲裁センターの「JPドメイン名紛争処理の事件・裁定一覧」における表記に従って、「CUCCHIANO.JP」が本件ドメイン名の正しい表記であり、それ以外の表記は誤記であると理解した。

³⁶ JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則（以下「手続規則」）

³⁷ JPドメイン名紛争処理方針（以下「処理方針」）

(2) 処理方針第4条a項各号に係る紛争処理パネルの判断

(a) 同一または混同を引き起こすほどの類似性（処理方針第4条a項i号）

申立人は、申立人ローマ字登録商標と申立人カタカナ登録商標の商標権者であり、「上記各商標登録は、第43類の『レストラン・バー・カクテルラウンジ・パブ・宴会及びパーティにおける飲食物の提供』を含む役務を指定役務としている……。また、申立人が引用するURLには『CUCCHIAINO』『クッキアイノ』の名称のレストランが記載されており、現在上記レストランは申立人もしくはその代表者により経営されていると推認される。そうすると、申立人が、申立人商標につき正当な利益を有していないと認めるべき理由は存在しない。」

「本件ドメイン名の『CUCCHIAINO.JP』³⁸のうち、『JP』は日本を意味するトップレベルドメインであり、類否の判断に影響しない部分である。しかるところ、本件ドメイン名の『CUCCHIAINO』³⁹の文字部分は、申立人ローマ字登録商標が最初の文字を大文字としそれ以下の文字を小文字としている点を除き、構成する文字列が同一である。また、申立人片仮名登録商標の『クッキアイノ』は、上記本件ドメイン名『CUCCHIAINO』⁴⁰をイタリア語で読んだ場合の片仮名書きと認められる。そうすると、本件ドメイン名は、申立人が所有する上記各登録商標および申立人のレストラン名と同一ないし混同を引き起こす程度に類似していると認められる。」

(b) 権利または正当な利益の不存在（処理方針第4条a項ii号）

「申立人は、本要件に関して……。商標権の存在を主張するのみである……。処理方針第4条a項は、本要件についても申立人が立証しなければならないと規定している。しかし、処理方針第4条c項の規定を参酌すると、本要件の主張立証責任は登録者にあると解される。登録者は答弁書を提出せず、処理方針第4条c項に例示されたような事情を含め自己がドメイン名に関する権利または正当な利益を有することを主張も立証もしていないので、登録者の権利または正当な利益の存在を認定することはできない。」

(c) 不正の目的での登録または使用（処理方針第4条a項iii号）

「本要件は申立人が主張立証責任を負うものであるが（処理方針第4条a項末文）、申立人は『登録者は、レストランのホームページのURLとして使用しており、申立人の商標を侵害するものであり、当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されているといえる』とのみ主張している。

登録者は前述のとおり答弁書を提出していないが、申立人は登録者のレストランのホー

³⁸ 「CUCCHIAINO.JP」の誤記と解される。

³⁹ 同上。

⁴⁰ 同上。

ムページの存在もその URL も具体的に主張立証していないので、登録者が本件ドメイン名を不正の目的で使用していることを証拠により認定することはできない。

むしろ、日本知的財産仲裁センターの照会に対する株式会社日本レジストリーサービス（JPRS）からの2018年6月11日付け『ドメイン名登録照会に対する通知』によれば、登録者が本件ドメイン名を登録したのは2012年5月14日であり、申立人登録商標の出願日である2015年4月29日よりほぼ3年ほど前であった事実に鑑みると、登録者が本件ドメイン名の登録を不正の目的で行ったと認定あるいは推認することはできず、その他にも処理方針第4条b項i号ないしiv号に例示されたような事情を認定するに足りる事実は申立人により主張も立証もされていない。

よって、登録者が、本件ドメイン名を不正の目的で登録または使用されていることを認めることはできない。」

（3）登録者以外の者からの答弁書等の提出に係る判断

「登録者から本件ドメイン名を譲り受けたが移転登録はなされていないとする登録者以外の者から、答弁書と題する書面および2回にわたる補充書面ならびに乙第1ないし8号証が提出されている。しかしながら、上記書面等の提出者はJPRSの登録者ではなく、また、自ら譲受人と述べていることから、形式的にも実質的にも登録者と一体ということとはできないので、登録者からの答弁書は不提出とみなされる。また、上記の登録者以外の者を登録者の代理人と認めることはできない。ただし、上記答弁書等の記載内容は、本件裁定の参考資料として本件手続きの記録中に留めるべきものと判断した。」

（4）結論

「本件申立は、処理方針第4条a項iii号の要件が充足されないため、申立人の申立は理由がなく、移転請求を認めることができない。」

3. 解説

（1）本件の特徴

本裁定例は、紛争処理機関から申立人に対して申立書の記載事項の不足等について補正を求め、それを受けて申立人から追加の書類が提出されたにもかかわらず、申立人による主張・立証が不十分であり、登録者からの答弁書の提出もなかったため、紛争処理パネルが、申立人に対して追加の主張・立証を求めることなく、主張・立証責任に基づいて判断を下した点に特徴がある。

当事者による主張・立証が十分でない場合において、紛争処理パネルが手続規則第12条に基づいて当事者から追加の主張や証拠を求めるべきかは実務上悩ましい問題であるため、本裁定例は、JP-DRPにおける簡易・迅速な紛争処理の要請に即した判断をした点において

参考になる。

(2) 本件ドメイン名の紛争処理に適用すべき判断基準に係る判断について

本裁定例では、登録者による答弁書の提出がなく、また申立人による主張・立証も十分とはいえない状況下で、紛争処理パネルは、手続規則第5条f項を踏まえた上で、手続規則第15条a項の指示に基づき、処理方針第4条a項i号ないしiii号の主張・立証責任の分配及び条理に従って判断するという判断基準を示している。

本裁定例における上記の判断基準は、一般的な判断枠組みとしては、JP-DRP 解説（改訂版）及びWIPO Overview 3.1 に照らして異論のないところであると解される。すなわち、JP-DRP 解説（改訂版）11頁では、「登録者が答弁書を提出しない場合、例外的な事情がない限り、パネルは申立書に基づいて裁定を下すものとされています（JP-DRP 手続規則5条(f)）。しかし他方で、JP-DRP 4条a.では、申立人に対しては同条a.(i)～(iii)のすべてを立証する義務を課しています。そのため、仮に答弁書が不提出であったとしても、そのことにより直ちに申立人の主張が認められ、登録者のドメイン名の移転または取消が命じられるわけではなく、パネルが申立書に基づき事実の認定等を行ったうえで裁定が下されることとなります」とされている。

また、WIPO Overview 3.1 第4.3項においても、「Noting that the burden of proof is on the complainant, a respondent's default (i.e., failure to submit a formal response) would not by itself mean that the complainant is deemed to have prevailed; a respondent's default is not necessarily an admission that the complainant's contentions are accurate.」とされている。

(3) 処理方針第4条a項i号乃至iii号に係る判断について

(a) 同一または混同を引き起こすほどの類似性（処理方針第4条a項i号）に係る判断

本裁定例は、①申立人が申立人ローマ字登録商標（「Cucchiaino」）と申立人カタカナ登録商標（「クッキアイノ」）の商標権者であること、②申立人又はその代表者が「CUCCHIAINO」及び「クッキアイノ」という名称のレストランを営んでいること、及び③本件ドメイン名のうち「CUCCHIAINO」の文字部分が申立人ローマ字登録商標と同一であり、申立人カタカナ登録商標の「クッキアイノ」は本件ドメイン名のうち「CUCCHIAINO」の文字部分をイタリア語で読んだ場合のカタカナ表記であると認められることを理由として、本件ドメイン名は、申立人ローマ字登録商標及び申立人カタカナ登録商標並びに申立人のレストラン名と同一ないし混同を引き起こす程度に類似していると認定した。

JP-DRP 解説（改訂版）18頁では、「客観テストと呼ばれる手法が・・・推奨されます。客観テストとは、申立人商標とドメイン名の表示それ自体を端的に見比べて、ドメイン名の表示の構成上、ドメイン名に申立人の『商標その他表示』（あるいはそれに近いもの）が流用されていることが客観的に認識できるならば、いわば機械的に第1要件を認める

という手法です。」とされている。この客観テストによる場合、端的に申立人ローマ字登録商標と本件ドメイン名のうち「CUCCHIAINO」の文字部分を比較し、それらが同一であることを客観的に認識することによって第 1 要件の充足を認定することができるため、それで十分であったのではないかと考えられる。

(b) 権利または正当な利益の不存在（処理方針第 4 条 a 項 ii 号）に係る判断

本裁定例は、申立人が第 2 要件について商標権の存在を主張するのみであった事案の下、処理方針第 4 条 a 項と同条 c 項の規定を考慮すると「本要件の主張立証責任は登録者にあると解される」とし、登録者が答弁書を提出せず、自己がドメイン名に関する権利又は正当な利益を有することを何ら主張・立証しなかったことを理由に、登録者の権利又は正当な利益の存在を認定することができないと判断した。

本裁定例において紛争処理パネルが第 2 要件に係る主張・立証責任が登録者にあると認定した点については、処理方針、JP-DRP 解説（改訂版）及び WIPO Overview 3.1 と平仄が合っているのか疑問がある。すなわち、本裁定例の紛争処理パネルが言及しているとおり、処理方針第 4 条 a 項には「この JP ドメイン名紛争処理手続において、申立人はこれら三項目のすべてを立証しなければならない。」と明記されている。本裁定例における紛争処理パネルが依拠している処理方針第 4 条 c 項は、登録者が答弁書を提出しなければならないことを定めると共に、第 2 要件の充足が否定される典型例を例示するものであり、第 2 要件に係る主張・立証責任が（申立人ではなく）登録者にあると定めたものではない。

JP-DRP 解説（改訂版）22 頁も、「この要件の主張・立証責任は、あくまで申立人にあります。・・・しかし、このような要件の立証は、否定的なことを証明するという最初から不可能な作業（「悪魔の証明」）になりかねません。従って、申立人としては・・・『ドメイン名に関係する権利または正当な利益』として典型的に考えられる事項につき、そのいずれもが認められないことを主張・立証すれば、今度は登録者が、『ドメイン名に関係する権利または正当な利益』・・・を有することを主張・立証する責任を負うと考えるべきです。登録者がそれに失敗すれば、申立は第 2 要件を満たしたものと判断されます。」としている。

WIPO Overview 3.1 第 2.1 項も、「Although the overall burden of proof in UDRP proceedings is on the complainant, panels have recognized that proving that a respondent lacks rights or legitimate interests in a domain name may result in the often impossible task of “proving a negative”, requiring information that is often primarily within the knowledge or control of the respondent. As such, where a complainant makes out a prima facie case that the respondent lacks rights or legitimate interests, the burden of production on this element shifts to the respondent to come forward with relevant evidence demonstrating rights or legitimate interests in the domain name. If the respondent fails to come forward with such relevant evidence, the complainant is

deemed to have satisfied the second element.」としている。

すなわち、JP-DRP 解説（改訂版）においても WIPO Overview 3.1 においても、第 2 要件に係る主張・立証責任が登録者に転換されるのは、あくまでも申立人が「登録者が、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと」について一定の主張・立証をした場合に限られている。言い換えると、申立人が第 2 要件について何ら主張・立証をしない場合にまで登録者に当該要件に係る主張・立証責任が転換されるわけではない。

本裁定例においては、申立人が第 2 要件について何ら具体的な主張・立証をしていないことに照らせば、紛争処理パネルが当該要件に係る主張・立証責任が登録者にあることを理由に第 2 要件の充足を認定したことは、申立人に主張・立証責任を負わせている処理方針第 4 条 a 項とは相容れないものであると考えられる。

(c) 不正の目的での登録または使用（処理方針第 4 条 a 項 iii 号）に係る判断

本裁定例では、第 3 要件に係る主張・立証責任が申立人にあることを前提として、①「登録者は、レストランのホームページの URL として使用しており、申立人の商標を侵害するものであり、当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されているといえる」という主張について、申立人が当該レストランのホームページにつき具体的な主張・立証をしていないこと、及び②登録者によるドメイン名登録が申立人による申立人ローマ字登録商標及び申立人カタカナ登録商標の出願日より 3 年ほど前であったことを理由に、第 3 要件の充足を否定している。

本裁定例における紛争処理パネルの上記判断は、以下に詳述するように、JP-DRP 解説（改訂版）及び WIPO Overview 3.1 等に沿ったものであり、妥当と考える。

(i) 主張・証拠の追加について

手続規則第 12 条は、「パネルはその裁量により、いずれの当事者に対しても、申立書及び答弁書以外に、陳述・書類の追加を求めることができる。」と定めている。そして、WIPO Overview 3.1 第 4.7 項は、「Although it is relatively infrequent, where a panel believes it would benefit from additional information or arguments from the parties concerning contentions made in the pleadings or otherwise, it may issue a procedural order to the parties requesting such information or arguments.」としている。例えば、*Joan Collins v. Stephen Gregory*, WIPO Case No. D2013-0290 や *Omnia Italian Design, Inc. v. Andrew Greatrex*, WIPO Case No. D2013-0392 では、紛争処理パネルは、複数の具体的な事項に関する主張・証拠の補充を求める procedural order を出している。

他方で、WIPO Overview 3.1 第 3.1 項は、「General evidentiary framework: complaints alleging the types of conduct described in UDRP paragraph 4(b) should be supported by arguments and available evidence such as dated screenshots of the website to which the disputed

domain name resolves or correspondence between the parties. Even in cases of respondent default, panels have held that wholly unsupported conclusory allegations may not be sufficient to support a complainant's case.」とも述べている。

そこで、申立人の主張・立証が不十分である場合に、紛争処理パネルが追加の主張・証拠の提出を求めるべきかが問題となるところ、*Bigfoot Ventures LLC v. Shaun Driessen*, WIPO Case No. D2016-1330 が以下の判断を示していることが参考になる。

「The Panel considered whether or not to issue a procedural order under paragraph 12 of the Rules to enable the Complainant to remedy the defects in the Complaint, but elected not to do so, there now being a substantial line of cases indicating that to do so “would not be in line with the spirit of expediency and efficiency suggested in the Policy.” (*Tufco Technologies, Inc., Tufco LP, Hamco Manufacturing and Distributing LLC v. Hamco Alabama LLC*, WIPO Case No. D2011-1451). As the panel put it in *Robert Kennedy College v. Domain Name Proxy Service, Inc.*, WIPO Case No. D2014-0031: “However, as the Panel noted in the recent cases of *CAM London Limited and Comgest Asset Management International Limited v. Cam London Ltd*, WIPO Case No. D2013-2190 and *5 PRE VIE W AB v. Diego Manfreda*, WIPO Case No. D2013-1946, complainants should ‘get it right’ the first time and should provide all the information necessary to prove their case from the material contained in the complaint and its annexes alone. To give the Complainant ‘a second bite at the apple’ would not be in line with the spirit of expediency and efficiency suggested in the Policy (*Blandy & Blandy LLP v. Mr. Daniel Beach*, WIPO Case No. D2012-0972).”」

同様に、*ROAR, LLC v. Jonathan Shalit, ROAR Global Limited*, WIPO Case No. D2016-1574 においても、以下のような判断がなされている。

「The Complainant had multiple opportunities to file evidence to support its allegations, having filed two amended versions of the Complaint (i.e., three versions in total). As the Complainant chose not to do so despite several opportunities, the Panel has decided not to exercise the Panel's power to request further evidence from the Complainant. As stated in *Viacom International Inc. and MTV Networks Europe v. Rattan Singh Mahon*, WIPO Case No. D2000-1440, “it would, and should, be in exceptional cases only that supplementary submissions are requested by a Panel. If requesting supplementary submissions were to become unexceptional, the dispute resolution procedure under the Uniform Policy and Rules would most likely become significantly more resource-consuming to all the actors (i.e. the parties, the dispute resolution service provider, and the Administrative Panel) than is currently the case, as the unfolding scenario in this case demonstrates. Such an outcome seems contrary.” It is the Complainant's

responsibility to present a complete case to the Panel, and it made the decision to rely on bare allegations with no evidentiary backing.」

JP-DRP 解説（改訂版）5 頁では、UDRP における簡易・迅速な「ミニマル・アプローチ」の理念は JP-DRP においても踏襲されていると解説されている。かかる理念に鑑みると、本裁定例においては、紛争処理機関が申立人に対して申立書の記載事項の不足等について補正を求め、それに応じて申立人から追加の書類提出がなされているから、申立人はその際に主張・証拠を補充することが可能だったのであり、それに加えて紛争処理パネルから追加の主張・立証を求めることは簡易・迅速な紛争処理の要請と相容れないといえる。ゆえに、本裁定例の紛争処理パネルが追加の主張・立証を求めることなく、主張・立証責任に基づいて第 3 要件の不充足を認定したことは「ミニマル・アプローチ」の理念に照らして適当であったといえる。

(ii) 商標登録とドメイン名登録の時期的先後について

JP-DRP 解説（改訂版）21 頁は、「原則として、申立人が商標その他表示について『権利または正当な利益』を取得する前にドメイン名が登録されたときは、ドメイン名の登録は『不正の目的』によるものとはいえません。申立人の権利はまだ生じておらず、登録者がそれを考慮できたはずはないからです。」としている。

本裁定例では、登録者が本件ドメイン名を登録した日は、申立人が申立人ローマ字登録商標及び申立人カタカナ登録商標を出願した日より約 3 年も先んじており、その点について申立人からは何ら主張・立証はなかったのであるから、登録者が本件ドメイン名の登録を不正の目的で行ったと認定することができないという紛争処理パネルの判断は、JP-DRP 解説（改訂版）にも沿っており適当である。

(4) 登録者以外の者からの答弁書等の提出に係る判断

本裁定例においては、登録者ではなく、登録者から本件ドメイン名を譲り受けたが移転登録はなされていないとする登録者以外の者から「答弁書」と題する書面、補充書面 2 通、及び証拠 8 点が提出された。

JP-DRP 解説（改訂版）15 頁は、「手続の効率性と公平性の観点から、仮にパネルの指示なくして文書が当事者から提出された場合には、紛争処理機関は、追加提出の要求を求める上申書または追加提出物をパネルに転送し、パネルは、受理できるかどうかを検討することになります」としている。そして、手続規則第 10 条 d 項は、「パネルは、証拠の証拠能力、関連性、証明力を決定しなければならない。」と定めている。WIPO Overview 3.1 第 4.6 項も同様に、「On receipt of a request to submit an unsolicited supplemental filing or the actual receipt of such filing, the WIPO Center will confirm receipt of the request or filing to the parties, and forward such request or filing to the panel for its consideration as to admissibility.」としている。

処理方針第1条は「株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という）にドメイン名の登録をした者」を「登録者」と定義しており、処理方針第4条c項及び手続規則第5条a項は「登録者」による答弁書の提出を定めている。そうすると、本件ドメイン名の譲受人と称する者であっても JPRS に登録をしていない者は「登録者」には該当しないため、登録者からの答弁書は不提出であるとみなした本裁定例の紛争処理パネルの判断は適当であったといえる。

なお、本裁定例では言及されていないが、事後の独自調査によれば、JPRS に登録されている登録者の住所は「CUCCHIAINO」及び「クッキアイノ」という名称のレストランの所在地と一致しており、本件ドメイン名を用いたウェブサイトには「築地の地で『クッキアイノ』としてお店を開き 2014 年末でお店を1度整理し、昨年 2015 年より新たに東銀座にて『クッキアイノ ピウ イプシロン』を開店致し皆様には紛らわしい店名にて、様々なご迷惑やご困惑をおかけ致し誠に申し訳御座いませんでした。これよりは、『レストラン ピウ』として以前よりの築地のクッキアイノからの決別と更なる美味しさを追求致し皆様の食指に叶う様なお店を営む所存ですので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。」と記載されていることが認められた。本裁定例からは、「答弁書」と題する書面等を提出した登録者以外の者がいかなる者であったのか、当該書面等においてどのような主張がなされていたのかは不明であるが、これらの事情に鑑みれば、真の紛争は手続外にあったのではないかと推測される。

8. 棄却事例2（「MOOMIN.JP」事件（JP2019-0001））

ムーミン キャラクターズ オサク ユキチュア リミテッド v. 株式会社ユー・コム

1. 事実概要

(1) 当事者

(a) 申立人

申立人であるムーミン キャラクターズ オサク ユキチュア リミテッド（フィンランド法人）は、「MOOMIN」および「ムーミン」に関する登録商標（以下、併せて「本件登録商標」）を保有し、オンライン・ショップや専門店を通じて日本国内でも積極的に商品展開を行っている。同商品には、枕や布団などの寝具も含まれていた。

申立ての根拠となる申立人登録商標には、以下の商標が含まれる。

(i) 登録第 4616787 号商標「MOOMIN\ムーミン」（出願日平成 10 年（1998 年）12 月 2 日、商願 10-102644、登録日平成 14 年（2002 年）11 月 1 日。）

(ii) 国際登録第 1270967 号商標「MOOMIN」（出願日平成 26 年（2014 年）12 月 4 日、国際登録日同月 10 日）。

(b) 登録者

登録者である株式会社ユー・コムは、「夢眠工房」という名称で寝具の販売を行う日本企業であり、平成 14 年（2002 年）6 月 13 日（以下、「本件ドメイン名取得日」）に「MOOMIN.JP」のドメイン名（以下、「本件ドメイン名」）を取得した。

(2) 本件手続の経緯

(a) 2019 年 1 月 29 日日本 JP ドメイン名紛争処理手続（以下、「本件手続」）申立

(b) 2019 年 1 月 31 日登録者への通知（手続開始日）

(c) 2019 年 3 月 1 日答弁書提出

(d) 2019 年 3 月 7 日パネリストの指名と一見書類の受け渡し

(e) 2019 年 3 月 28 日審理終了の上裁定

2. 裁定要旨

申立人へのドメイン名の移転請求を棄却

(1) 登録者のドメイン名が、申立人が権利又は正当な利益を有する商標その他表示と同一又は混同を引き起こすほど類似していること（処理方針第 4 条 a 第 i 号要件）

(a) 申立人の「MOOMIN」という商標に対する正当な利益の有無

処理方針第4条a項i号との関係で、商標自体の著名性は、要件ではないものの、「ムーミン」は、本件ドメイン名取得日の時点で著名であった。また申立人は「MOOMIN」を用いて、寝具も販売していた。

加えて、本件登録商標は本件ドメイン名取得日以前に商標登録されている。

以上より、申立人は「MOOMIN」という商標に正当な利益を有する。

(b) 本件ドメイン名と申立人登録商標等との同一性・類似性

本裁定では、登録者が争わなかったことや、一見して同一性・類似性が認められると判断されたためか、この要件に着目した明示的な判断はなされていない。

(c) 結論

本件ドメイン名「MOOMIN.JP」は、申立人が権利または正当な利益を有する申立人登録商標「MOOMIN\ムーミン」「MOOMIN」と、少なくとも混同を引き起こすほど類似している。

(2) 登録者が当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと（処理方針第4条a項ii号）

(a) 登録者が、当該ドメイン名に係わる紛争に関し、第三者または紛争処理機関から通知を受ける前に、商品またはサービスの提供を正当な目的をもって行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用していたとき、または明らかにその使用の準備をしていたときに該当するか（紛争処理方針4条cのi）

(i) 登録者の事業展開と本件ドメイン名の使用の経緯

登録者は平成3年（1991年）3月に会社を設立し、オーダー枕等の高級寝具販売を行っている。

登録者は、平成13年（2001年）3月1日に「夢眠工房」の商標登録出願を行い、平成14年（2002年）1月25日に商標登録された。同商標の参考情報には呼称として「ムーミンコーポ」や「ムーミン」も含まれていた。

平成13年（2001年）12月12日放送の情報バラエティ番組「アド街ック天国」により「夢眠工房」が紹介された。

登録者は、平成14年（2002年）6月13日に「MOOMIN.JP」のドメイン名を取得し、提供する商品・サービスを紹介するウェブサイトを開設して業務の拡大を図った。登録者は遅くとも、平成22年（2010年）10月にはTwitterを、平成23年（2011年）6月にはFacebookのページを「夢眠工房」として開設して、情報発信を開始した。

なお、登録者は、従業員用のメールアドレスも、本件ドメイン名に統一した。

(ii) パネルの判断

上記認定した事実を踏まえると、登録者は、平成14年（2002年）1月の「夢眠工房」（呼称「ムーミンコーポー」、「ムーミン」を含む）の商標登録以来、本裁定事件の通知を受けた日（2019年1月31日）より前に、「夢眠工房」の商品またはサービスの提供を正当な目的をもって行うために、本件ドメイン名またはこれに対応する名称を使用していたと認められる。

(b) 登録者が、商標その他表示の登録等をしているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称で一般に認識されていたか（紛争処理方針4条cのii）

申立人は、登録者は「夢眠工房」として需要者に認識されているのであり、「MOOMIN」として認識されていないと主張したが、パネルの判断においては、この点について、触れられていない。

(c) 登録者が、申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図、または、申立人の商標その他表示の価値を毀損する意図を有することなく、当該ドメイン名を非商業的目的に使用し、または公正に使用しているときに該当するか（紛争処理方針4条cのiii）

登録者の Facebook の「moomin.jp」からは「夢眠工房」のウェブサイトアクセスできること、Twitter 上の表示は、「MOOMIN.JP-夢眠工房」とされており、即「ムーミン」を連想されるような表示はされていないことから、登録者が申立人の商標「ムーミン」を利用して消費者の誤認を惹き起こし商業上の利得を得る意図は見いだせない。

加えて、登録者はオーダー寝具等を正当に提供する会社であり、申立人の商標等を棄損する行為をしていない。またキャラクター等の「ムーミン」を惹起させて、それを貶めたりイメージを棄損したりする行動や言動、投稿があったとも認められない。

(d) 結論

登録者の本件ドメイン名の使用方法は「通常のウェブサイトやメールアドレスの使用方法に従っているにすぎず、登録者は、当該ドメインを公正に使用している」と評価することができ、登録者が当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有しているものと認定できる。

(3) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること（処理方針4条a項iii号）

(a)登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンライン

ロケーション、またはそれらに登場する商品及びサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用していたか（紛争処理方針 4 条 b (iv)）

申立人の主張である、登録者が事業展開している「夢眠工房」は「ムミンコウボウ」と読むべきであり、「MOOMIN」とは無関係であるとの主張について、申立人の登録商標の「夢眠」の部分が「ムーミン」の称呼も生ずるので、無関係であるとは言えない。

また申立人は、登録者による申立人登録商標にかかる商標権を侵害する行為を主張し、申立人登録商標の指定商品である「まくら」、「布団」および「外科用・内科用・歯科用及び獣医科用の機器」と同一・類似する申立人の商品の広告を登録者が行っている旨を主張する。しかし、登録者による広告の掲載は、「オーダー枕と羽毛布団が人気の寝具専門店」とあるのみで、具体的な商品は掲載されておらず、商標法 2 条 3 項 6 号の「商品に関する広告に商標を付して電磁的な方法によって提供する行為」に該当しない。「酸素カプセル」についても同様である。

したがって申立人の主張する商標権侵害は認定できない。

- (b) 登録者が、申立人または申立人の競業者に対して、当該ドメイン名に直接かかった金額（書面で確認できる金額）を超える対価を得るために、当該ドメイン名を販売、貸与または移転することを主たる目的として、当該ドメイン名を登録または取得していたか（紛争処理方針 4 条 b 項(i)）

登録者が申立人に対して買取り価格として提案した 3000 万円とその後の 300 万円との差額は歴然としており、登録者が、申立人に対して、当該ドメイン名に直接かかった金額を超える対価を得るために、当該ドメイン名を販売、または移転することを目的として、当該ドメイン名を登録または取得したと一応認定できる。

しかしながら登録者も「夢眠工房」の名称で平成 13 年よりオーダー寝具を販売しており、関連のチラシ広告、Twitter、Facebook 等で発信していることが認められるので、本件ドメイン取得の主たる目的が本件ドメインの販売又は移転であるとまでは認定できない。

- (c) 結論

本件ドメイン名が、登録者によって不正の目的で登録または使用されていることについて、申立人の主張は認定できない（処理方針 4 条 a 項 iii 号）。

3. 解説

本件は、①登録者が本件ドメイン名を用いて実際に事業活動を行っていた点（その結果、

登録者から実質的な反論を含む答弁書が提出され、かつ申立人の請求が排斥された点)、②本件手続の申立以前から、申立人が登録者に対して事業提携を持ち掛けたり、本件ドメインの買取りを打診したりしていた点、③本件手続の係属中に国税庁が登録者への滞納処分として差押え手続を行い最終的には本件ドメイン名の換価が行われた点が特徴的である。

もっとも、本評釈の目的は、裁定の内容や妥当性に着目した解説を提供することであり、かつ国税庁による差押えや換価の手続に関する詳細な資料が入手困難であることを踏まえ、以下では主に、裁定の枠組みに沿って、その判断内容を検討する。

(1) 「登録者のドメイン名が、申立人が権利又は正当な利益を有する商標その他表示と同一又は混同を引き起こすほど類似していること」について（処理方針第4条 a 第 i 号要件）。

(a) 「申立人が権利又は正当な利益を有する商標その他表示」の認定について

本裁定は、①処理方針第4条 a 項i号との関係で、商標自体の著名性は要件ではない一方で、②「ムーミン」は、本件ドメイン名取得日の時点で著名であったこと、加えて、③本件登録商標は本件ドメイン名取得日以前に商標登録されている、と認定して申立人が「MOOMIN」という商標に正当な利益を有すると判断した。

上記の結論自体は、妥当と考えるが、その判断過程において注目すべきと思われる点を以下に述べる。

(b) 上記判断過程について

本裁定における、①処理方針第4条 a 項i号との関係で、商標自体の周知性・著名性が要件ではないという一般的な基準は、JP-DRP 解説（改訂版）18 頁にも述べられているとおり妥当な判断と理解される（周知性・著名性が斟酌されるのは、主に第2要件の「権利又は正当な利益」や、第3要件「不正の目的」との関係においてである）。しかし、本裁定においては、申立人登録商標である「ムーミン」について著名性が検討されており、結論を導くためには必ずしも必要な検討ではないように思われる。

次に、②申立人が、対象となる商標について権利又は正当な利益を有するかどうかを判断する基準時は、本件ドメイン取得時ではなく、本件手続の申立時まで権利又は正当な利益を取得していれば足りると理解するのが相当である。この点は、JP-DRP 解説（改訂版）19 頁においても、「商標その他表示に対する権利または正当な利益がドメイン名の登録よりも後に取得された場合も含めるのが妥当」と述べられているとおりである。

さらに、③「本件登録商標は本件ドメイン名取得日以前に商標登録されている」との認定は事実誤認の可能性がある。裁定に表われている事実関係を踏まえると、本件登録商標の商標登録は2002年11月1日である一方、本件ドメイン名取得日は同年6月13日であり、約4か月半、本件ドメイン名取得日の方が早いものと理解される。もっとも、この事

実を考慮したとしても、後記の通り、結論の妥当性には影響を及ぼさないものとする。

(c) 結論への影響

本件では、申立人が（本件手続申立時に）申立人登録商標を有している、という客観的事実を認定することで、申立人が「MOOMIN」という商標に正当な権利又は利益を有する、と認定することも可能な事案であると理解される。WIPO Overview 3.1 第 1.2.1 項においても、次のとおり、登録商標は第 1 要件の適格性要件を満たすとされている。

“1.2 Do registered trademarks automatically confer standing to file a UDRP case?

1.2.1 Where the complainant holds a nationally or regionally registered trademark or service mark, this prima facie satisfies the threshold requirement of having trademark rights for purposes of standing to file a UDRP case.”

また、本裁定は明示的に判断を述べていないが、本件ドメイン名「MOOMIN.JP」と申立人登録商標「MOOMIN」との同一性・類似性についても、申立人主張の通り、本件ドメイン名の識別力を有する要部が「MOOMIN」であることに鑑み、同一性を認めることが相当である。

そこで結論としては、第 1 要件をいずれも充足すると考え、本裁定の結論自体は妥当と考える。

(2) 「登録者が当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと」について（処理方針第 4 条 a 項 ii 号）

(a) 本裁定の判断枠組み

本裁定においては、紛争処理方針 4 条 c. の i 乃至 iii にかかる申立人の主張が列挙され、上記の通り、登録者から主張された「夢眠工房」における事業、及び本件ドメイン名の使用にかかる経緯について事実認定が行われ、認定された事実経緯を踏まえ、申立人の主張が排斥された。本裁定が、登録者による「夢眠工房」の事業、及び「MOOMIN.JP」を用いた販促活動、従業員のメールアドレスへの使用などを丁寧に認定し、登録者が当該ドメイン名に関係する権利又は正当な利益を有していたと認定した点については、妥当な評価と考える。

(b) 本裁定の判断過程について

本裁定の類似事案としては、「ETROLOUNGE.COM」というドメイン名につき高級アパレルブランドの ETRO から申立がなされた事案がある。⁴¹同事案においても、登録者

⁴¹ Etro S.p.A. v. Hernan Villalobos, Case No. D2014-0264

が「Etro Lounge」というナイトクラブ／ラウンジを経営している実態が主張・立証されたため、第2要件を満たしていないと評価され、申立人の請求が排斥されている。

本裁定における留意点としては、紛争処理方針4条cのii（「登録者が、商標その他の表示の登録等をしているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称で一般に認識されていた」「場合には、登録者は当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していると認めなければならない。」）について、申立人からは一応の主張があったにも関わらず（登録者は、「夢眠工房」として需要者に認識されているのであり、「MOOMIN」として認識されてはいない。）、この点について登録者から明示的な反論がなく、またパネルによる判断も示されていないが、後記の通り結論への影響は認められない。

(c) 結論への影響

本裁定においては、登録者の事業及び本件ドメイン名の使用にかかる経緯が詳細に認定され、結論として紛争処理方針4条cのi（登録者が本件手続の通知を受ける前に正当な目的をもって本件ドメイン名を使用していたこと）及びii（消費者の誤認惹起の意図や申立人の商標を棄損する意図を有さずに本件ドメイン名を公正に使用していたこと）が認定され、同認定自体は妥当と考える。

(3) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること（処理方針4条a項iii号）

(a) 本裁定の判断の枠組み

本裁定では、申立人から特に主張のあった処理方針4条b項(iv)及び同項(i)について、登録者からの反論を踏まえて判断し、いずれも申立人の主張を排斥している。

(b) 本裁定の判断過程について

(i) 処理方針4条b項(iv)

申立人は概要、①登録者商標である「夢眠工房」は「ムミンコウボウ」と呼称されるべきであり「MOOMIN」の語を使用する必然性がなく、誤認混同を生ぜしめることを意図している、②登録者による本件ドメイン名使用は商標権侵害に当たる、と主張した。これに対して、登録者は、①「ムーミン 寝具」をインターネット上の検索エンジンで検索しても純粋な検索結果として登録者の情報は検出されないことから、自社と申立人との関係性について一般消費者の誤認混同を生ぜしめるような使用はしていないと反論し、②については特に反論していない。

本裁定は、①について「夢眠工房」は「ムーミン」の呼称も生じるとして、申立人の主張を排斥しているところ、裁定検討委員会においては誤認混同をと生ぜしめ

(<https://www.wipo.int/amc/en/domains/decisions/text/2014/d2014-0264.html>)

る意図が認定できるとの意見も述べられた。したがって、この論点については両論あり得るところ、そのような場合には立証責任の観点から同要件の認定には至らず、訴訟手続において解決されるべきものと理解される。

本裁定は、②について商標権侵害の実質的な判断を行い（申立人の登録商標の指定商品に該当する具体的な商品が広告に掲載されているとは認められず、商標法上の要件を満たさない）、申立人の主張を排斥した。

しかしながら、②の商標権侵害の判断枠組みと処理方針 4 条 b 項 (iv) の判断枠組みは、その要件や効果において全く異なるうえに、仮に商標権侵害を構成する事実が認定されたとしても、そのことが即処理方針 4 条の要件を充足することになるのかも不明である（加えて、登録者からも反論がなされていない）。そのため、申立人が商標権侵害の主張をしても、敢えて判断を示すことなく、処理方針 4 条 b 項 (iv) に規定されている要件事実の存否のみを検討することで足りるとも考えられる。

(ii) 処理方針 4 条 b 項 (i)

上記の通り、本件裁定は、登録者が平成 13 年（2001 年）より「夢眠工房」の名称で事業展開していたことから、本件ドメイン名の取得の主たる目的が本件ドメインの販売又は移転であるとまでは認定できない、と判断しつつも、登録者が申立人に対して、本件ドメイン名の買取り金額として、平成 27 年（2015 年）に 3000 万円を提案し、平成 30 年（2018 年）に 300 万円を提案した事実をとらえ、「登録者が、申立人に対して、当該ドメイン名に直接かかった金額（書面で確認できる金額）を超える対価を得るために、当該ドメイン名を販売、または移転することを目的として、当該ドメイン名を登録または取得したと一応認定できる。」と判断した。

しかしながら、第 2 要件において検討した通り、登録者は本件ドメイン名に対して正当な権利又は利益を有していることから、不正な目的で本件ドメイン名を取得したと認定することには少し難があるようにも思われる。

この点、WIPO Overview 3.1 第 3.1.1 項においても、次の通り、一般に、登録者が当該ドメインに対して権利又は正当な利益を有している場合には、登録者が当該ドメインの譲渡を申し出たとしても、そのこと自体が不正な目的による登録を窺わせる事情とは評価されていない旨、述べられている。

“Offers to sell: taking the above scenarios into account, panels have generally found that where a registrant has an independent right to or legitimate interest in a domain name, an offer to sell that domain name would not by itself be evidence of bad faith for purposes of the UDRP, irrespective of which party solicits the prospective sale. This also includes “generalized” offers to sell, including those on a third-party platform.”

加えて、本件手続における登録者が本件ドメイン名の買取り金額を提案したのは、同ドメイン名を取得した2002年から約13年が経過した後で、かつ申立人との紛争が生じかけている時期に申立人の方から廉価（金50万円）での買取りを打診されたことを契機としており、登録者はそれまでの期間、本件ドメイン名を用いて事業を行ってきたこと、及び、登録者の主張によると、これまで本件ドメイン名の売却を試みたことはなかった経緯に鑑みれば、本件ドメイン名を取得した時点で、（主たる目的でないにしても）転売や移転を目的としていたと認定するには無理があるように思われる。

(c) 結論への影響

上述の通り、本裁定においては、結論として、処理方針4条b項の(vi)及び(i)のいずれも認定せず、本件ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されているとは認定しなかったため、結論においては妥当であると考えられる。

9. 手続言語の変更 (①「ERBORIAN.JP」事件 (JP2021-0001)、②「PRADABEAUTY.JP」事件 (JP2024-0001))

①事件…L'occitane International SA, Luxembourg, succursale de Plan-les-Ouates v. Ye Li

②事件…PRADA S.A. v. Qin Zhendong

1. ①事件の事実概要

(1) 背景となる事実

申立人は、スイスの会社で世界的な化粧品製造販売業者である L'occitane グループの一部である。申立人は、国際商標登録第 1125364 号、第 1295774 号等の ERBORIAN 商標の商標権者である。

登録者は、中国在住であり、本件ドメイン名は、2015 年 10 月 1 日に登録された。

(2) 手続言語変更の要請

2021 年 2 月に、申立人が登録者に対して登録者ドメイン名の登録の移転を求めて、日本知的財産仲裁センターに紛争処理申立をした際に、手続言語変更の要請を行った。

2. ①事件の裁定要旨

2021 年 5 月 11 日、申立人へのドメイン名の移転を命令⁴²

以下、手続言語に関する判断のみ抜粋する。

「4. Language of the Proceedings

A. Request by the Complainant

The Complaint was filed with the Japan Intellectual Property Arbitration Center (the Center” on February 16, 2021 as indicated in the Annex. The Complainant asked that the language of the proceedings would be English. The request to change the language of the proceedings was submitted to the Center by the Complainant on February 16, 2021 (See, Document named “Language of proceedings”). In the request, 6 reasons were pointed out. The 1st, 2nd, and 4th reasons were based upon the grounds that the script of the disputed Domain Name, the country code Top-Level-Domain (“ccTLD”) “.jp” and almost a hundred domain names under the “.jp” ccTLD registered by the Registrant are constituted of Latin words. The 5th reason is that the Registrant has been involved in at least 16 cases before WIPO concerning marks or names pertaining to markets where, to the

⁴² <https://www.nic.ad.jp/ja/drp/list/2021/JP2021-0001.html>

exception of China, languages making use of the Latin alphabet are used. And the 3rd reason is that the email communications between the Complainant and the Registrant prior to filing this Complaint were written in English and price of Domain Name was discussed in US dollars (See, Complainant's Evidence 2). It means the Registrant understands English. The 6th reason is that both the Complainant and the Registrant are not Japanese nationals: the Complainant is a French company whereas the Registrant is a Chinese national.

B. Panel's View of the Principle of the Language

Since the Complainant requested on the language, the Panel should determine whether to accept the request initially, before examining substantive discussion on the Complaint.

Article 11(a) of the Rules clearly defined “The language of the Proceedings is Japanese”, however Article 11(a) of the Rules gives the panel the authority to decide another language as the language of the proceedings based on the circumstances of the proceeding. And the "circumstances" to be considered may include the following examples:

(1) If both parties agree a specific language other than Japanese as the language of the proceedings, basically the agreed language should be accepted when the Center and the Panel could verify accuracy of the documents concerned in the agreed language directly without any translation. This principle follows Article 30, paragraph 1 of the Arbitration Act. However, if such an agreement designates multiple languages as the language of the proceedings, the Panel should determine a selected single language be the language of the proceedings (one single language for one proceeding) or simply ignore the request, in the Panel's view. These agreements should be notified to the Center before the appointment of the Panel, and the Panel should determine the language before starting the examination of substantive discussion, however, whether the Panel should notify the parties of the determination on the language before publication of the decision depends upon the case circumstances. Especially for the Registrant's default case, the Panel may mention about determination on the language of the proceedings only in the decision.

(2) In case of no agreement on language, the Panel should consider:

(a) When one of the parties (usually the Complainant) requests a language other than Japanese, and the other party clearly denied the proposal, the Panel should determine Japanese as the language of the proceedings if the Panel finds no irregular special situations.

(b) When one of the parties (usually the Complainant) requests a language other than Japanese, and the other party has never replied, the Panel considers both parties' situation carefully and determines the language of the proceedings, with taking into consideration of the description of the

submitted request. In such a case, the Panel determines, in principle, Japanese as the language of the proceedings unless the Panel finds exceptional circumstances. Since the proceedings are governed by Japanese Law (See, Article 10 of the Policy), then it is natural that the language of the proceedings is also Japanese. In this sense, the case when the language other than Japanese is adopted as the language of the proceedings should be quite exceptional situation only, under the Panel's view. And if the Panel determines the language other than Japanese as the language of the proceedings, it should be fair for both parties, since Article 7 of the Rules stipulates, "A Panelist shall be impartial and independent ...". In particular, if the Registrant does not understand the language designated in the request, adopting such a request should be unfair. In other words, it is desirable for a party who is not the party filing the language change request to have minimum disadvantages such as additional burden with time and/or cost associated with the adoption of a language other than Japanese.

When the Panel considers more about the parties' circumstances, the facts to be considered may include, for example, (i) language communicated between parties (irrespective of within or outside of the proceeding), (ii) language of previous DRP proceedings (including UDRP or other DRP) which a party other than the party who filed the language change request has experienced, (iii) language for which the parties used in their websites, SNS and other media, (iv) the both parties' permanent address or domicile (in particular, whether a party other than the requesting party is operating (or operated) its business with an active base in Japan), and (v) reasons for the request and reasons for negative response to the request, and other facts. The fact that the parties are not Japanese nationals may not be considered as an important factor in principle, since Japanese nationality is not always linked to whether the parties do not understand Japanese language. The fact that the party is not a Japanese national simply means that it is highly likely that the party has only limited ability to have communication with Japanese language, however, the fact does not directly mean that the designated language is easier for the party to understand. In the language change request, the requesting party should explain both the facts that the other party has limited Japanese communication ability and that the other party has enough ability to have communication with a designated language.

In all cases above, the language change into the language other than Japanese is only allowed in the case which the Center and the Panel can fully verify the accuracy of the decision directly by the adopted language without translation. In addition, the Panel notes that if the request to change the language of the proceedings does not state and explain that the other party can fully understand the language specified in the request, the Panel may simply ignore the request. Also, the Panel may ignore the request to change the language of the proceedings, if it did not designate a single language in its request.

C. Circumstances of this Proceeding

In this case, there is no agreement between parties on the language of the proceedings, and the Complainant requested English as the language of the proceedings, but the Registrant has never replied. Then this case falls into the case of (2)(b) above. In the case of (2)(b), the Panel should consider the detail situation of both sides.

The Panel finds; (I) before the commencement of this proceedings, both parties have communicated via email in English, (See, Complainant's Evidence 2), (II) the Registrant offers the disputed Domain Name on the domain name selling platform sites (Afternic.com and DAN.COM), which were written in English (See, Complainant's Evidence 9), (III) the Registrant has several experiences of the DRP procedure as a Respondent, including Solvay SA v. Ye Li, DCO2014-0020<solvay.co> at WIPO, and L'Oréal and others v. Ye Li and others, D2011-1608 <lorealjapan.com and others> at WIPO, and so on. In these proceedings, Ye Li, the Registrant at this proceeding, got several DRP decisions in English but he/she never denied English as the language of the proceedings. Actually, in the latter case, the Panel decided English as the language of the proceedings despite that the language of the registration agreement was Chinese.

So, the Registrant seems to have no difficulties to communicate in English, and the Panel did not find any circumstantial facts which might be unfair to the Registrant if the Panel determines English as the language of this proceeding.

By the way, the Panel notes that nationality of the Registrant is not taken into consideration when the Panel reviews the request in this case. It is true the name of the Registrant “Ye Li” is not a typical name of Japanese nationals, but the Complainant did not submit any evidences showing that his/her nationality is Chinese. However, other supported evidences seem enough to show that the Registrant is able to understand documents written in English.

In summary, while the Complainant requested that the proceeding shall be conducted in English; the Registrant did not submit the opinion regarding the language of the proceedings; and, per the Center's Commencement Notice to the Registrant dated March 11, 2021 (this notice was sent both in Japanese and in English), the Registrant is deemed to have no objection to proceeding in English, given the failure to respond to the Complainant's request. Considering all the circumstances, the Panel determines English to be the language of this proceeding.]

3. ②事件の事実概要

(1) 背景となる事実

申立人は、革のハンドバッグ等を販売するルクセンブルクの会社 PRADA S.A.である。申立人は、国際商標登録第 650595 号 (PRADA)、日本商標第 4188954 号 (PRADA)、国際商標登録第 823904 号 (PRADA BEAUTY) 等の商標権者である。登録者は、中国在住であり、本件ドメイン名は、2021 年 2 月 13 日に登録された。

(2) 手続言語変更の要請

2024 年 1 月に、申立人が登録者に対して登録者ドメイン名の登録の移転を求めて、日本知的財産仲裁センターに紛争処理申立をした際に、手続言語変更の要請を行った。

4. ②事件の裁定要旨

2024 年 4 月 7 日、申立人へのドメイン名の移転を命令⁴³

以下、手続言語に関する判断のみ抜粋する。

「6.1 Preliminary Issue: Language of the Proceeding

Article 11 (a) of the Rules for JP Domain Name Dispute Resolution Policy (the “Rules”) provides that “(t)he language of the Proceedings shall be Japanese, subject to the authority of the Panel to determine otherwise, having regard to the circumstances of the proceeding”.

In the present case, the Complainant requests that the language of the proceeding be English on the grounds summarized in 5.A above. The Panel finds the following factors significant in this regard:

- Being a corporation with its headquarters in Luxembourg, the use of Japanese language would produce undue burden on the Complainants in consideration of the absence of any response from the Registrant;
- The Disputed Domain Name includes an English term “beauty;”
- Prior to filing this Complaint, the Registrant replied in English to the communications sent by the web agency and the law firm working for the Complainant.

Considering the circumstances, the Panel determines English to be the language of this proceeding.]

5. 解説

⁴³ <https://www.nic.ad.jp/ja/drp/list/2024/JP2024-0001.html>

(1) 手続言語に関する規定と手続言語変更に関する運用

JP-DRP 手続規則第 11 条は、「手続言語」に関して、以下のように定めている。

「(a) 手続言語は日本語とする。ただし、手続実施の状況を踏まえて、パネルが別段の決定をする場合には、この限りではない。

(b) パネルは、手続言語以外で提出された書類について、その全部または一部について手続言語への翻訳の提出を求めることができる。」

2021 年 1 月に初めて、JP-DRP 手続規則第 11 条(a)項但書の存在と WIPO においてパネルの裁量により手続言語変更が行われている実情に鑑み、手続言語変更を求める上申と共に英語の申立書を受け付けて、手続を進めた。

EU ドメイン名 (.eu) 紛争処理では、申立書の提出前に EU 加盟国の各国語への手続言語変更を求める手続が設けられているが⁴⁴、JP ドメイン名紛争処理では、主に日本語から英語への手続言語変更を想定して、WIPO における UDRP 手続⁴⁵や CN ドメイン名 (.cn) 紛争処理を参考にしながら、申立時に申立人から手続言語変更を求める上申を理由とともに受け付けて（申立書に理由を記載しても良い）、登録者に対して手続開始時の通知の中で手続言語変更に対する意見を求めるという運用を採用した。

(2) 手続言語変更を認めた①及び②事件の裁定における判断

①及び②事件は、いずれも WIPO ドメイン名パネリストの経験者に対してパネル指名が行われて、WIPO の実務を前提として手続言語変更についての判断がなされた。いずれの裁定も、手続言語変更を求める当事者の主張する理由を踏まえ、手続実施の状況を総合考慮して、手続言語の日本語から英語への変更を認めている。いずれの事件も、外国当事者間の紛争であり、当事者に日本語による主張立証を求め、裁定を日本語で出す意味が乏しい事案であったと言える。また、申立人による手続言語変更の要請に対し、登録者から何の異議も出されず、手続言語変更についての当事者間の合意は認められないとしても、手続言語を変更することが登録者にとって不利益につながるおそれは低いと推測される事案でもあった。

①事件の裁定では、手続言語変更を認め得る場合についての詳しい考察が示され、日本知的財産仲裁センターが英語を手続言語とすることを認めた最初の裁定としてブログの記事でも紹介された⁴⁶。①事件の裁定における考察が、今後の裁定において、手続言語変更を認めるかどうかについての先例拘束的な意味を有するわけではなく、JP-DRP 手続規則第 11 条(a)項但書によって、手続言語変更はパネルの裁量に委ねられているが、①事件の裁定において行われた場合分けによる分析は参考になると思われる。

⁴⁴ <https://www.wipo.int/amc/en/domains/filing/eu/language.html>

⁴⁵ WIPO の運用は、WIPO Overview 3.1 第 4.5.2 項に記載されている。
<https://www.wipo.int/amc/en/domains/search/overview/#item45>

⁴⁶ <https://iptwins.com/2021/06/02/japanese-intellectual-property-arbitration-center-jipac-sets-first-precedent-in-allowing-english-as-the-language-of-proceedings-in-a-domain-name-dispute-jp-drp/>

手続言語変更について判断する考慮要素となった「手続実施の状況」は、事件によって多少異なる。①事件では、(I)手続開始前の電子メールでの当事者間の連絡手段が英語であったこと、(II)英語で書かれたドメイン名販売プラットフォームサイトで登録者がドメイン名の販売の申出をしていること、(III)登録者が英語による WIPO のドメイン名紛争処理手続を複数経験し、パネルが中国語から英語への手続言語変更を行った事件もあることが挙げられている。②事件では、(I)ルクセンブルクに本社があり、登録者から答弁がないことを考慮すると、日本語の使用は申立人に不当な負担を生じさせるであろうこと、(II)本件ドメイン名が「beauty」という英単語を含んでいること、(III)申立書の提出前に、登録者が申立人代理人の法律事務所等からの連絡に英語で応答したことが挙げられている。また、①及び②事件の後に出された「thefrankieshop.jp」事件 (JP2025-0004) (FRANKIE SHOP LLC v. TAY MENG YEONG) 事件では、(I)登録者が、英語が一般に話されているシンガポール在住であること、(II)登録者が日本語から英語への手続言語変更を求める申立人の上申に異議を述べていなかったこと、(III)日本語で手続を行う必要性は手続の遅延や翻訳費用を正当化するほどに大きいとは言えないことが挙げられている。

(3) 手続言語変更を認めずに日本語を手続言語とした WIPO の裁定例

手続言語変更を認めず、日本語を手続言語とする JP-DRP 手続規則第 11 条(a)項の原則を維持した方が良いのは、どのような場合であろうか。この点については、WIPO の UDRP 手続において、手続言語変更について検討を行い、日本語を手続言語とした裁定例が参考になる。

UDRP 手続規則第 11 条は、「手続言語」に関して、以下のように定めている。

「(a) 当事者間による別段の合意または登録契約に別段の定めがない限り、紛争解決手続きに使用する言語は、登録契約の言語とします。あるいは、紛争解決手続きの事情によっては、パネルの決定に従います。

(b) パネルは、紛争解決手続きの言語以外の言語で提出される文書について、全文または一部を紛争解決手続きの言語に翻訳したものを添付するよう命じることができます。」

例えば GMO インターネット株式会社をレジストラとしてドメイン名が登録され、ドメイン名の登録契約の言語が日本語となる事例で、英語への手続言語変更の要請がなされたが、手続言語を日本語とした裁定例には、以下のものがある。

(I) Costco Wholesale Corporation and Costco Wholesale Membership, Inc. v. Motoyasu Kato, Lia Corporation (リア株式会社), WIPO 事件番号 D2011-0930

本件ウェブサイトでは、(ア) 商品説明や特定商取引法に基づく表記等、通販サイトとしての基幹部分が日本語で記載されており、日本での利用者を対象とした通販サイトであることが明白である点、(イ) 本件ウェブサイト上に通販コンテンツを公開後のアクセス件数のうち、95%以上が日本からのアクセスであること、及び、(ウ) 被申立人は日本に

本店所在地を有する会社であり、海外に支店を有していないこと、が証拠上認められることから、被申立人は英語に精通していないものと解されるとして、日本語を手続言語とした。

(II) Statoil ASA v. Masatoshi Yamamoto, Gran Net Co., Ltd, WIPO 事件番号 D2017-1704

被申立人は手続きの言語が日本語であることを要求し、その理由として日本語以外の言語に対する知識を持った人材がいないことを挙げていることから、日本語を手続言語とした。

(III) Rakuten Group, Inc. f/k/a Rakuten, Inc. 対 Whois Privacy Protection Service by Onamae.com / mikihiro ueda, ueda mikihiro, WIPO 事件番号 D2021-3557

日本を代表する企業である申立人にとって、申立書の日本語の翻訳を作成することが、困難であるとも、不公平であるとも言うことはできず、本件ドメイン名の登録契約の言語は日本語であり、両当事者の住所地は日本であるという本件の紛争解決手続の事情から、日本語を手続言語とした。ただし、被申立人は、手続言語に関して意見を提出せず、英語と日本語による手続開始の通知の後に、答弁書も提出しなかったため、被申立人の懈怠の後に、紛争処理パネルが申立人に対して申立書の日本語訳を提出するよう命じることは、手続の遅延を避けるために、行わないこととした。

(IV) Rakuten Group, Inc. f/k/a Rakuten, Inc. 対 Whois Privacy Protection Service by MuuMuuDomain / Tomohide Matsuura, WIPO 事件番号 D2021-3558

日本を代表する企業である申立人にとって、申立書の日本語の翻訳を作成することが、困難であるとも、不公平であるとも言うことはできず、本件ドメイン名の登録契約の言語は日本語であり、両当事者の住所地は日本であるという本件の紛争解決手続の事情から、日本語を手続言語とした。

(V) Carl Zeiss AG v. bing li, libing, WIPO 事件番号 D2023-2641

申立人は当初、登録契約の言語は英語であるとの認識に基づいて英語による申立書を提出したが、センターから登録契約の言語は日本語であることの通知により、日本語による申立書を提出したことから、日本語を手続言語とした。

(VI) Bal du Moulin Rouge v. MASAKI FUKUI, WEB-AD Inc., WIPO 事件番号 D2024-2923

被申立人は英語を手続言語にすることについての異議を提出していないが、被申立人が、不慣れな手続によって、本件ドメイン名の移転請求を受け、裁定の理由を日本語で理解することができないことの不利益は大きいと判断せざるを得ず、裁定を英語で出すことによって、日本語で手続が進められる日本の裁判所への出訴の障害になるおそれもあると

して、日本語を手続言語とした。ただし、被申立人は、手続言語に関して意見を提出せず、英語と日本語による手続開始の通知の後に、答弁書も提出しなかったため、被申立人の懈怠の後に、紛争処理パネルが申立人に対して申立書の日本語訳を提出するよう命じることは、手続の遅延を避けるために、行わないこととした。

(VII) AGFA-Gevaert N.V. v. Tokita Yoshiteru, Cresfort, Inc., WIPO 事件番号 D2024-3185

被申立人は原則どおり日本語を手続言語とする旨求めており、パネルが、申立人に対して申立書の日本語翻訳を提出するように求めるパネル手続命令を発出し、これに応じて申立人はその日本語翻訳を提出したことから、日本語を手続言語とした。

10. 出訴 (①「VENOSAN.CO.JP」事件 (JP2021-0002)、②「VENOSANSHOP.JP」事件 (JP2021-0003))

- ①事件…SWISSLASTIC AG ST. GALLEN (スイスラスティック・アクチェンゲゼルシャフト・ザンクト・ガレン) v. 株式会社ベノサンジャパン
②事件…SWISSLASTIC AG ST. GALLEN (スイスラスティック・アクチェンゲゼルシャフト・ザンクト・ガレン) v. 株式会社メディライン

1. 事実概要

(1) 各事件の当事者

(a) スイスラスティック・アクチェンゲゼルシャフト・ザンクト・ガレン (①事件及び②事件の申立人)

申立人は、「VENOSAN」とのブランド名を用いて医療用弾性ストッキング等の製造等を行うスイス法人である。当初、別のスイス法人である **Salzmann AG St.Gallen** (以下「ザルツマン」) が「VENOSAN」ブランドの医療用弾性ストッキング等の製造等の事業を行っていたが、平成27年頃、ザルツマンの一部門を母体として申立人が設立され、当該事業を引き継いだ。ザルツマンは、上記の事業承継の前から「VENOSAN」のロゴについて国際登録番号第562687号を有しており、当該商標が事業継承の際に申立人に引き継がれたほか、申立人自身も複数の商標登録を行っている。

ザルツマンは、上記の事業承継に先立つ平成21年6月、医薬品、医薬部外品、化粧品の販売並びに輸出入及び輸出入代行業務等を目的とする株式会社である株式会社ディーピーシー (以下「ディーピーシー」) との間で、日本における「VENOSAN」ブランドの医療用ストッキング等の独占的販売権をザルツマンがディーピーシーに対し付与する契約を締結していた。当該契約には、「関連会社」(その過半数の所有権がいずれかの当事者の過半数の所有権と直接的又は間接的に共通している組織) に対しても販売権が付与されることが規定されていた。申立人がザルツマンから事業を引き継いだことに伴い、申立人とディーピーシーは、平成29年6月12日、ザルツマンとディーピーシーとの間で締結されていた販売契約と同様の内容の契約を締結した。

申立人は、令和元年12月6日および同月9日、ディーピーシーに対し、上記販売契約を終了させる旨を通知し、これにより、当該契約は令和2年6月30日をもって終了した。

(b) 株式会社ベノサンジャパン (①事件被申立人)

株式会社ベノサンジャパン (以下、「ベノサンジャパン」) は、医療コンサルティング業務等を目的とする株式会社である。ベノサンジャパンの代表者は、ディーピーシーの一人株主でもあるため、ベノサンジャパンは上記販売契約の「関連会社」にあたる。

(c) 株式会社メディライン (②事件被申立人)

株式会社メディライン (以下、「メディライン」) は、医薬品、医薬部外品、化粧品の販売並びに輸出入及び輸出入代行業務等を目的とする株式会社である。メディラインの代表者は、ディーピーシーの一人株主でもあるため、メディラインは上記販売契約の「関連会社」にあたる。

(2) 本件の経緯

申立人は、上記販売契約の申立人による解除後もベノサンジャパンとメディラインが各ドメイン名の使用を継続しているところ、両社はドメイン名についての権利又は正当な利益を有しておらず、不正の目的で登録または使用されていることは明らかであるとして、ドメイン名登録の取消を請求したものである。

2. 裁定要旨

①事件

ドメイン名「VENOSAN.CO.JP」の登録を取り消せ。

②事件

ドメイン名「VENOSANSHOP.JP」の登録を取り消せ。

(1) 同一又は混同を引き起こすほどの類似性

(a) ①事件

ベノサンジャパンは、申立人の「VENOSAN」商標の周知性を証明できる証拠は存在しない、ドメイン名にはベノサンジャパンの事業上の信用が化体されている、などと主張していたが、類似性自体は争わず、したがって裁定では、「本件ドメイン名「VENOSAN.CO.JP」と申立人の商標「VENOSAN」との同一又は類似について、両者が混同を生じるほど類似している点について、「当事者に争いはない。したがって、本件ドメイン名は、申立人が権利を有する商標「VENOSAN」と混同を引き起こすほど類似していると認められる」と判断された。

(b) ②事件

上記と同様の理由で、「VENOSANSHOP.JP」につき、申立人が権利を有する商標「VENOSAN」と混同を引き起こすほど類似していると認められると判断された。

(2) 権利または正当な利益

(a) ①事件

裁定において、販売契約の終了後はベノサンジャパンに「商標「VENOSAN」を使用することについて権原は与えられていないことが認められる」として、当該ドメイン名に関する権利または正当な利益を有していない」（処理方針第4条 a(ii)）と判断された。

ベノサンジャパンは、本件ドメイン名は自身の企業努力と投資によって登録者（ベノサンジャパン）の販売サイトを示すドメイン名として認知されるようになったので本件ドメイン名には登録者の事業上の信用が化体するに至っている、と主張したが、裁定では、本件ドメイン名は「申立人の「VENOSAN」製品を扱うサイトを示すものとして認識されており、登録者の事業上の信用が化体しているとは認められない」、また、本件ドメイン名「VENOSAN.CO.JP」を使用するウェブサイトにおいて、登録者が別の商品を「ベノサン」を含む名称で販売し続けている事実からして、単に在庫品の処分のために本件ドメイン名を使用しているとは到底考えられず、本件ドメイン名が公正に使用されているとは認め難い、と判断された判例（最高裁平成15年2月27日第一小法廷判決・民集57巻2号125頁）を引用し、在庫処分のための正規品の販売により申立人の登録商標の出所表示機能及び品質保証機能が害されることはないとは主張したが、裁定では、正規品の在庫処分の販売においてその出所を表示するために登録商標「VENOSAN」の使用ができれば十分であって、本件ドメイン名「VENOSAN.CO.JP」の使用をする必然性はないとして、その主張には理由がないと判断された。

(b) ②事件

メディアラインについても、2020年6月30日をもって販売契約は終了しており、それ以降、申立人から申立人が有する商標「VENOSAN」を使用することについて権原は与えられていないこと、メディアラインが商標「VENOSAN」については申立人が商標権を有していることを本件ドメイン名取得の際には知っていたことが推認されること、メディアラインがドメイン名「VENOSANSHOP.JP」又は「VENOSANSHOP」の名称で一般に認識されていた事実は認められないこと、本件ドメイン名「VENOSANSHOP.JP」のウェブサイトには申立人と関連のない製品が掲載されていること、といった理由から、本件ドメイン名が公正に使用されているとは認め難いため、「登録者が、当該ドメイン名に関する権利または正当な利益を有している」（紛争処理方針第4条 a(ii)）とは認められない、と判断された。

(3) 不正の目的での登録または使用

(a) ①事件

裁定では、ベノサンジャパンは単に在庫品の処分のために本件ドメイン名を使用しているとは到底考えられず、申立人の「VENOSAN」ブランドとの誤認混合を生ぜしめる意図及び自社ウェブサイトへ誘引する意図をもって本件ドメイン名を使用していると推認され、本件ドメイン名の使用は処理方針第4条 b(iv)の事情に当たるもので、本件ドメイン名は、

登録者によって不正の目的で使用されているものと判断された。

(b) ②事件

裁定では、販売契約終了後は単に在庫処分のため、正規代理店当時のホームページをそのまま使用して正規品の販売を継続しているに過ぎない、とのメディアラインの主張に対して、上記の第2要件についての理由に基づき、メディアラインの使用は処理方針第4条b(iv)の事情に当たるものと判断された。

(4) 結論

上記に基づき、①事件及び②事件のいずれについても、ドメイン名の登録を取り消す旨の裁定がなされた。

3. 裁判所への出訴

いずれの事件についても、被申立人らは、裁定の判断を争って、東京地方裁判所に出訴し、裁判所はいずれの事件についても被申立人らの請求を棄却している。

(1) ①事件についての判決（東京地裁令和5年4月13日判決・令和3年(ワ)第18318号）

本事件での請求の趣旨は、「登録ドメイン名 VENOSAN.CO.JP の使用权は、原告が有することを確認する」というものであった。東京地方裁判所は、ドメイン名に関するベノサンジャパンの権利又は正当な利益の有無、及び不正の目的による本件ドメイン名の登録又は使用の有無の2点を実質的な争点として、それぞれ以下の通りの判断を示した。

(a) 本件ドメイン名に関係する原告の権利又は正当な利益の有無

判決は、当事者間の販売契約は既に終了しており、契約終了後の被告商標の使用に関する規定は存在しないため、終了後における原告の本件ドメイン名の使用継続を正当化し得るものではないとした。また、ベノサンジャパンの反論については以下のように判断している。

(i) 被告商標権侵害の有無は本件訴訟と無関係である、との反論

ベノサンジャパンは、本件は商標権侵害に関する訴訟ではないから、商標権の侵害の有無は本件とは無関係であると主張したが、判決では、ドメイン名紛争処理方針で、登録者はドメイン名の登録が第三者の権利又は利益を侵害するものでないことの告知義務を負っており、これが事実でなかった場合、登録者は処理方針に従って当該ドメイン名登録の取消し等を受ける場合があることに同意することとされていることなどに照らし、「ドメイン名の登録者が当該ドメイン名に関係する権利又は正当な利益を有しているか否かの判断に当たり、当該ドメイン名の登録、使用等が商標権を含む第三者の権利又は利益を侵害するものであ

るか否かを考慮することはむしろ当然といえる」と判断された。

(ii) 被告商標権は第 10 類を指定商品とするものに過ぎない、との反論

ベノサンジャパンは、申立人の商標権は第 10 類を指定商品とするものに過ぎず、他方、ディーピーシーが第 25 類を指定商品とする商標を登録を有していると反論したが、判決では、申立人の商標の指定商品に含まれる製品を実際に本件サイト上で広告・販売している以上、申立人の商標が第 10 類のみを指定商品とすることは、ベノサンジャパンの権利又は正当な利益の有無を左右するものではないと判断された。

(iii) 正規品を並行輸入する場合と同じく実質的違法性がない、との反論

ベノサンジャパンは、自身がウェブサイト上で広告・販売している製品は申立人から購入した物であるため正規品を並行輸入する場合と同じく実質違法性がないと主張したが、判決では、実際には該当のウェブサイト上で申立人製品以外の製品の販売等も行っており、ドメイン名として商標に類似するものを用いることが許容されることにはならない、と判断された。

(iv) 正当な目的をもって本件ドメイン名を使用している、との反論

ベノサンジャパンは販売契約を実施するという正当な目的をもって本件ドメイン名を使用しているため紛争処理方針 4 条 c(i)に該当する、また製品の広告・販売を継続しているのは販売契約の終了に伴う経済的損失を回避するための正当な行為である、と主張したが、判決では、既に販売契約が終了している以上、これらの契約により本件ドメイン名のベノサンジャパンによる継続使用を正当化し得るものではないと判断された。

(b) 不正の目的による本件ドメイン名の登録又は使用の有無

裁判所は、ベノサンジャパンのウェブサイトには、申立人の製品ではない商品に対して「ベノサン」ブランドの歴史の紹介記事があることなどが、ベノサンジャパンが需要者をしてこれらを申立人の製品と誤認混同させる意図の下に置かれていたことがうかがわれるとして、誤認混同を生じさせることを意図して本件ドメイン名を使用しており、紛争処理方針 4 条 b(iv)に該当し、販売契約の終了後は、本件ドメイン名を不正の目的で使用していることが認められると判断した。

結論として、裁判所は、本件ドメイン名に関しては、紛争処理方針 4 条 a 所定の項目(i)～(iii)のいずれも認められるから、本件ドメイン名は本件規則に基づき取り消されるべきものといえる、とした。

(2) ②事件（東京地裁令和 5 年 4 月 28 日判決 令和 3 年(ワ)第 14272 号）

本事件での請求の趣旨は、「原告が株式会社日本レジストリサービスに登録するドメイン

名「venosanshop.jp」を使用する権利を有することを確認する。」というものであった。東京地方裁判所は、第2要件及び第3要件の2点を実質的な争点として、それぞれ以下の通りの判断を示した。

(a) 本件ドメイン名に関係する権利又は正当な利益の有無

判決では、後述する「紛争処理方針の解説」の記載に従い、原告の現商号や本件ドメイン名をどのように対比しても両者は一致しない、メディラインが本件ドメイン名又はその要部と一致する登録商標に係る商標権を有していない、メディラインが本件ドメイン名を用いることについて許諾を得ていない、として、メディラインに権利又は正当な利益のないことを推定するための要件が立証されていると認定された。そのうえで、その場合にはメディラインによる反証のない限り「ドメイン名に関係する権利または正当な利益」を有しないことが推定されるとし、メディラインの反論については、「ドメイン名に関係する権利または正当な利益」があることの典型的な事情であるとはいえないから、紛争処理方針の解説所定の要件が認められないとはいえない、として推定の覆滅を認めなかった。

判決ではまた、メディラインによる、紛争処理方針4条c項(i)号所定の事情がない場合でも本件ドメイン名に関係する権利又は正当な利益を有しているとの主張については、「そのドメイン名の選択が妥当といえるだけの独立の利益を有していることが必要と解される」とし、販売契約の解除後は、独占販売権を失ったことにより、その様な独立の利益は失われており、また販売契約の直接の当事者ではないメディラインが契約の終了により生じる経済的損失を回避するために販売を継続することに正当な利益を有しているということではできない、と判断された。

(b) 不正の目的による本件ドメイン名の登録又は使用の有無

判決では、VENOSANのブランドの商品ではない商品につき「VENOSAN」ブランドの商品であるかのような記載をしていた点をもって、商品の出所について誤認混同を生ぜしめることを意図して掲載したものと認めるのが相当であるとして、紛争処理方針4条b項(iv)号所定の事情があると認められ、結論としてメディラインの請求が棄却された。

4. 解説

本事例は、商標権に基づく日本における独占販売契約が解除により終了したのちは、当該販売契約に基づきドメイン名の使用を継続する権利は失われるため、ドメイン名登録者に権利または正当な利益は認められず、また登録者が、ドメイン名を使用して開設されていたウェブサイトにおいて独占販売契約の対象であった商品以外の商品の販売を継続して行っていたためドメイン名の不正な目的が認められると判断されたものである。

いずれの事件についても裁判所に出訴が行われたが、特に、②事件に関する判決において

は、裁判所による判断について、JP ドメイン名紛争処理方針だけではなく、JP-DRP 解説に
おける記載も参照され、それに従った推定が行われた点が特徴的であるといえる。

(1) 出訴及び請求の趣旨について

JP ドメイン名紛争処理方針は、いずれの当事者も、JP ドメイン名紛争処理手続の開始前、
係属中または終結後のいずれの段階においても、当該ドメイン名の登録に関して裁判所に
出訴することができる旨を定めている。また、JPRS は、登録者は当該ドメイン名を継続し
て使用する権利がないとの裁判所による確定判決またはそれと同一の効力を有する書面の
写しを、申立人または登録者から JPRS が受領するまで、パネルの裁定の実施に関わるいかな
る手続も行わないと定めている。

上記の通り、本事例に関するいずれの裁判においても、登録者の請求の趣旨は、ドメイン
名の使用権を有することを確認する旨の内容とされている。

かかる請求の構成については、まず 2006 年の JP-DRP 裁定例検討報告書において、
「goo.co.jp」事件に関連して検討されており、「原告が社団法人日本ネットワークインフォ
メーションセンターに登録するドメイン名「goo.co.jp」を使用する権利を有すること」の確
認を求める訴えが、処理方針を JPNIC あるいは JPRS と登録者の間の第三者のためにする契
約の一種と捉え、申立人の申立を受益の意思表示と捉えた上で、それを前提に、本件のよう
に、一定の条件が具備した場合に登録者のドメイン名が申立人に移転するという契約につ
き、その条件が具備しているか否かの確認を求めるという契約型の訴訟として捉えられる」
とされ⁴⁷、不正競争防止法に依拠するよりも有利であるとの評釈が加えられている。

他方で、2019 年の JP-DRP 裁定例検討報告書で取り上げられた「CITIBANK.JP」事件
(JP2011-0011) では、裁定後、登録者が商標権に基づく本件ドメイン名の使用差止請求権の
不存在確認請求を提起し、結果として裁判所は確認の利益がないとして訴えを却下してい
る。

2019 年の報告書でも解説されているとおり、処理方針には、登録者が提起する訴訟にお
いてどのような訴えとすべきかの定めはなく、登録者の判断に委ねられているものである
が、事案に応じて適切な訴えを選択することが重要である。本事案では、「goo.co.jp」事件と
同様、登録者がドメイン名の使用権を有することの確認を求めるという方式が取られたも
のである。⁴⁸

⁴⁷ 実際に、①事件の判決では、「JPRS に属性型（組織種別型）又は地域型 JP ドメイン名
の登録をした者は、その登録に係るドメイン名について第三者との間に紛争がある場合、
一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という。）が
定める「JP ドメイン名紛争処理方針」（中略）に従った処理を行うことに同意することと
され（本件規則 40 条前段）」との記載があり、契約型の訴訟としての構成を前提としてい
るとも理解される。

⁴⁸ 裁判所が、日本知的財産仲裁センターの行った裁定と異なった結論を導いた事件とし
て、「MP3.CO.JP」に関する事例（東京地判平成 14 年 7 月 15 日判決、平成 13 年(ワ)第
12318 号）がある。裁定（JP2001-0005）では「「MP3.CO.JP」の登録を申立人に移転せよ」

(2) 本事案における論点について

本件の両事件における論点は、①実体法的に、申立人による販売契約の解除後に、契約に基づきドメイン名を使用していた主体のドメイン名の使用権は消滅するかという点と、②手続法として、特に裁判所が、どのような判断枠組みをいかなる根拠にもとづいて採用するかという点にあるといえる。

(a) 契約終了後のドメイン名の使用権の帰趨

実体法的な観点からは、例えば知的財産権に関するライセンスが終了した場合、別段の定めがない限り、ライセンスを受けていた当事者は終了後は対象となる知的財産権を使用する権限を失い、以後の知的財産権の使用は権利の侵害となる。

本事例はこの原則と同様、裁定、及び判決のいずれにおいても、基礎となっていた契約終了後の登録者のドメイン名の使用権は消滅し、その後のドメイン名の使用について正当な利益に基づくものではないと判断したものと見え、妥当と考えられる。

なお、契約の解除後のドメイン名の使用権に関しての先例となる裁定としては、2019年3月のJP-DRP 裁定例検討報告書で取り上げられた、(a)「JUICEPLUS.JP 及びJUICEPLUS.CO.JP」事件(JP2009-0001)、(b)「NSA-JAPAN.CO.JP」事件(JP2009-0002)、(c)「LPKF.JP 及び LPKF.CO.JP」事件(JP2014-0004)がある。

上記のうち、(a)事件及び(b)事件では、解約権の行使が信義則上有効として認められるかの根拠が主張立証されなかったため、契約が有効に解約されたとまではいえないと判断されたが、(c)事件では、代理店契約が解消されている以上、契約終了後においてはドメイン名の登録を保有し使用し得る地位を失ったため、登録者はドメイン名の登録を正当な理由なく保有しており、ドメイン名が不正の目的で登録又は使用されているものと判断されている。

したがって、ドメイン名の使用の根拠となる販売契約の解除の効力が有効であると認められる限り、契約に別段の定めがない限り、その後のドメイン名の保有・使用については登録者は権利又は正当な利益を有しなくなるとの判断がみられるといえる。

(b) 真正品の販売のみの場合に結論が異なるか

不正の目的による本件ドメイン名の登録又は使用の有無の判断にあたっては、裁定及び裁判のいずれにおいても、登録者が基礎となる販売契約で販売権を得ていた商品以外の商品についてブランド名が使用されたことをもって、この要件が満たされると判断している。

との裁定が行われたのに対し、登録者が申立人に対し、同ドメインについて不正競争防止法3条1項に基づく使用差止請求権を有しないことを確認することを求めて出訴し、裁判所は登録者には同法2条1項19号の「不正の利益を得る目的」があったとは言えないとして、差止請求権の不存在を確認した。

他方で、このような対象外の商品の販売がなかった場合には、在庫品の販売などの目的でドメイン名の使用を継続した場合に不正の目的は否定されるのかについては、本事件では明確には示されていない。⁴⁹

(c) 裁判所による判断枠組みとその根拠

②事件の判決においては、裁判所による紛争処理方針の要件の判断枠組みについて、申立人から証拠として提出された「紛争処理方針の解説」（文脈から、2008年3月のJP-DRP研究会の「JP-DRP解説」であると判断される）に従い、そこに記載の要件を検討し結論を導いている。

具体的には、裁判所は、JP-DRP解説が「ドメイン名に関係する権利または正当な利益」があることを基礎付ける典型的な事情として、①登録者の氏名又は法人名とドメイン名とが一致すること、②ドメイン名と一致する登録者の日本における登録商標とが一致すること及び③ドメイン名を用いることについて登録者が申立人から許諾を得ていることを挙げ、これらの各事情がいずれもないことを申立人が立証すれば、登録者が紛争処理方針4条c項(i)号ないし(iii)号に例示されている事情があることなどを指摘して反証しない限り、登録者が「ドメイン名に関係する権利または正当な利益」を有しないことが推定されるとの解釈を示す⁵⁰。したうで、「かかる解釈は紛争処理方針4条a項(ii)号の要件該当性の判断枠組みとして相当なものとして解される」として、これに従って各要件の判断を行っている。

また判決では、紛争処理方針4条c項(i)号所定の事情がない場合でも本件ドメイン名に関係する権利又は正当な利益を有しているとの主張の判断にあたって、「そのドメイン名の選択が妥当といえるだけの独立の利益を有していることが必要と解される」として、JP-DRP解説における第2要件の解説における記載を用いて判断している。

本件について契約型の訴訟であることが前提とされているとすれば、裁判所は、JP-DRP解説で示された解釈をもって契約たる紛争処理方針の解釈として妥当であるとの判断を行い、その判断枠組みに従ったものであるといえる。

本事件における裁定及び判決の判断枠組み及び結論については妥当なものであると考えられるが、裁判所による判断枠組みの根拠をどこに求めるかについての視点を提供したものと興味深い事例であるといえる。

⁴⁹ なお、WIPO Overview 3.1 第2.2項では、ドメイン名紛争における先使用に基づく反論がどのような場合に認められるかについて解説されており、商品役務の提供のため事業開始に向けたデューデリジェンスが行われていたことといった証拠の提出により登録者に先使用の反論が認められる場合について論じている。この点が争われた事例として、「mycvs.com」のドメイン名に対して米国のドラッグストアチェーン CVS Pharmacy が行った申立に対して「CVSはプログラミング用語に基づく」との反論が行われた例、「marlboro.party」のドメイン名に対してたばこ製造販売会社 Philip Morris USA Inc が行った申立に対して「marlboroは地名に基づく」との反論が行われた例などが挙げられている。